

令和３年度埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業

埼玉県清掃行政研究協議会会員を対象とした

一般廃棄物の収集等に関する

アンケート調査結果報告書

令和４年３月

埼玉県清掃行政研究協議会

目次

第1編 一般廃棄物の収集等に関するアンケート調査結果報告	1
1-1. 調査概要	3
1-2. 調査対象団体	4
1-3. 調査結果の詳細	5
1-3-1. 一般廃棄物の収集所（ステーション）の管理について	5
1-3-2. 一般廃棄物の収集（家庭系ごみの収集と課題）について	12
1-3-3. 災害時の収集に関する想定と課題について	16
1-3-4. 資源物の分別収集について	22
1-3-5. 一般廃棄物の不法投棄対策について	29
1-3-6. 意見・要望の自由記述	34
第2編 アンケートに係る取組推進の参考となる先進事例	35
2-1. 事例一覧	37
2-2. ステーション管理	38
2-3. 資源ごみ収集	46
2-4. 災害廃棄物対策	50
2-5. 不法投棄対策	58
【別表1】ごみ排出に係る多言語対応	63
【別表2】災害時のごみ収集に関する協定の締結状況	64
【別表3】製品プラスチックの分別収集	65
【別表4】不法投棄に対する取組	66
【参考】アンケート調査票（Excel 版）	67

第 1 編 一般廃棄物の収集等に関する アンケート調査結果報告

1-1. 調査概要

(1) 目的

埼玉県清掃行政研究協議会は、埼玉県内の84自治体（埼玉県、63市町村、20一部事務組合）で構成され、廃棄物処理に関する諸問題の解決のため、これまで30年以上にわたり、ごみ処理・し尿処理・災害廃棄物等の分野で各種の調査研究事業を実施している。

廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化している。2015年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」をはじめ、国内では食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）、プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行予定）など、廃棄物の削減や資源循環に向けた取組が進んでいる。

こうした社会経済情勢のなかで、廃棄物処理の適正な処理に求められる技術・情報も変化しているため、第一線でごみ処理の現場を担当する自治体にとって必要な情報を提供するものである。

(2) 調査対象

埼玉県の市町村及び一部事務組合の83団体（次ページ参照）

(3) 調査期間

令和4年3月18日～3月31日 なお、締め切り後の回答も集計対象としている。

(4) 調査方法

Eメールによる、EXCELデータの配布・回収

(5) 調査項目

- 一般廃棄物の収集所（ステーション）の管理について
- 一般廃棄物の収集（家庭系ごみの収集と課題）について
- 災害時の収集に関する想定と課題について
- 資源物の分別収集について
- 一般廃棄物の不法投棄対策について

(6) 回収の結果

配布数	83 団体
有効回収票数	68 団体
有効回答率	81.9%

(7) 留意点

- 集計では、四捨五入の都合上、数値の合計が100%にならない場合がある。
- グラフ中のnとは、回答者数を表し、無回答を含むが、無効・除外した回答を含まない。
- グラフ中のSAは単一回答（Single Answer）、MAは複数回答（Multiple Answer）を指す。

1-2. 調査対象団体

調査対象の 83 団体を以下に示す。

市町村・事務組合	市町村・事務組合	市町村・事務組合
さいたま市	北本市	美里町
川越市	八潮市	神川町
熊谷市	富士見市	上里町
川口市	三郷市	寄居町
行田市	蓮田市	宮代町
秩父市	坂戸市	杉戸町
所沢市	幸手市	松伏町
飯能市	鶴ヶ島市	蓮田白岡衛生組合
加須市	日高市	久喜宮代衛生組合
本庄市	吉川市	朝霞地区一部事務組合
東松山市	ふじみ野市	皆野・長瀬下水道組合
春日部市	白岡市	上尾、桶川、伊奈衛生組合
狭山市	伊奈町	志木地区衛生組合
羽生市	三芳町	北本地区衛生組合 ^{注 1)}
鴻巣市	毛呂山町	入間西部衛生組合 ^{注 1)}
深谷市	越生町	入間東部地区事務組合
上尾市	滑川町	小川地区衛生組合
草加市	嵐山町	坂戸地区衛生組合
越谷市	小川町	東埼玉資源環境組合
蕨市	川島町	蕨戸田衛生センター組合
戸田市	吉見町	彩北広域清掃組合
入間市	鳩山町	秩父広域市町村圏組合
朝霞市	ときがわ町	児玉郡市広域市町村圏組合
志木市	横瀬町	埼玉西部環境保全組合
和光市	皆野町	大里広域市町村圏組合
新座市	長瀬町	埼玉中部環境保全組合
桶川市	小鹿野町	朝霞和光資源循環組合 ^{注 2)}
久喜市	東秩父村	

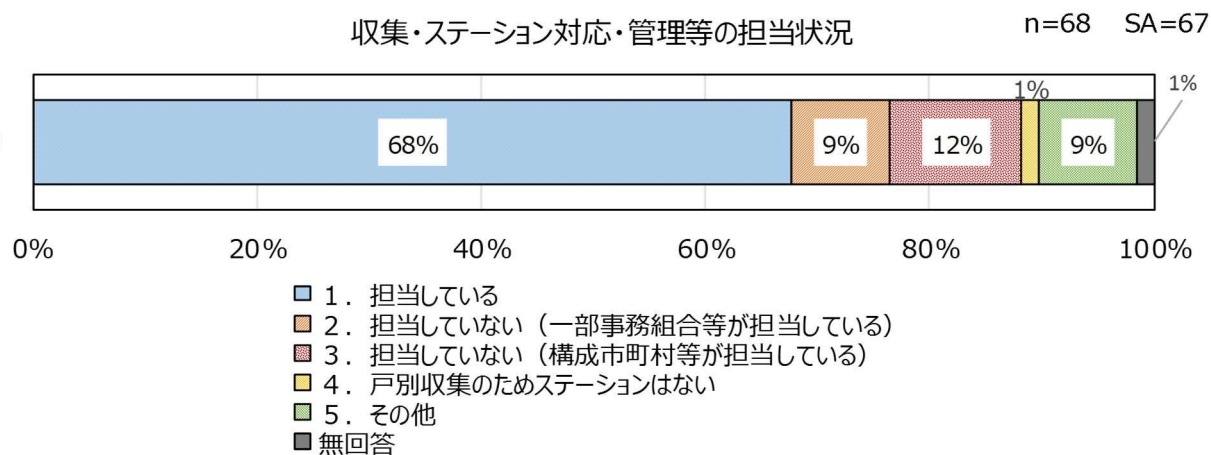
注 1) 北本地区衛生組合と入間西部衛生組合はし尿処理のみとの理由で無回答のため集計の対象外とした。

注 2) 朝霞和光資源循環組合は処理施設を有していないとの理由で無回答のため集計の対象外とした。

1-3. 調査結果の詳細

1-3-1. 一般廃棄物の収集所（ステーション）の管理について

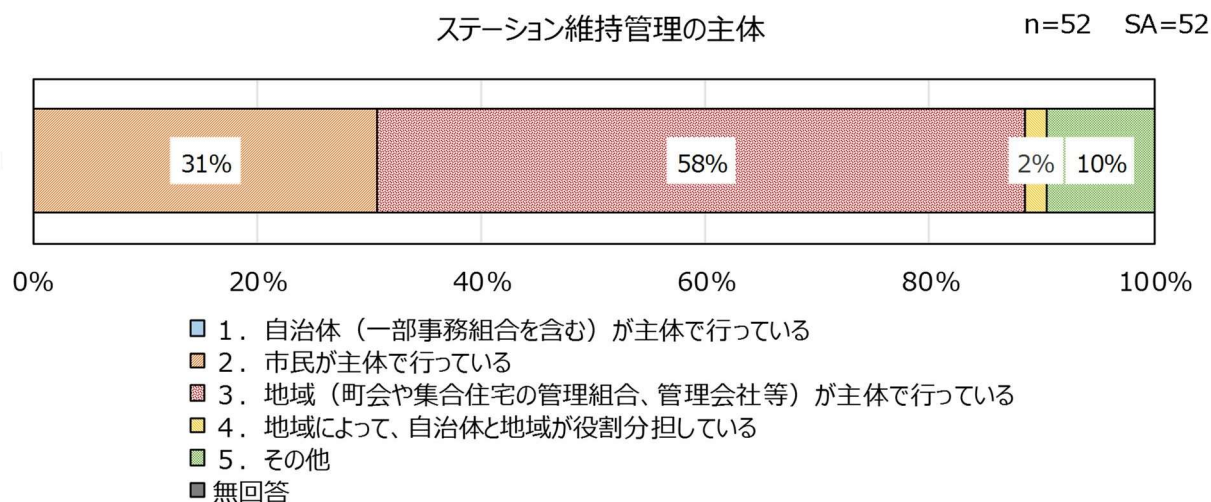
問 1 貴自治体は、収集やステーションの対応、管理等を担当しているでしょうか。（○は1つ）



※回答 2～4 は問 15 以降へ

問 2 ステーション管理の役割分担について

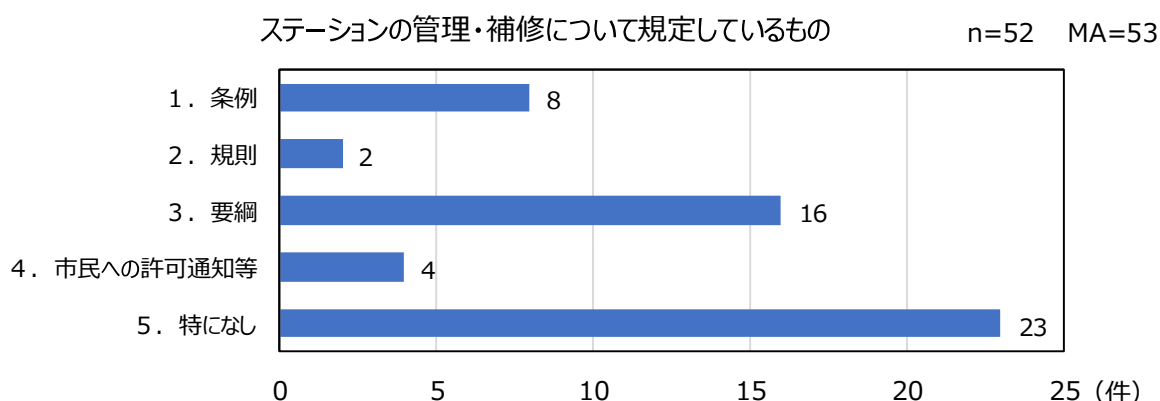
ステーション（小屋等）の清掃やネットの補修等の維持管理・補修の主体はどこですか。（○は1つ）



<「その他」主なコメント>

- ・集積所ごとに、利用者または自治会、管理会社等で行っている。（春日部市）
- ・場所によって市民主体と地域主体で行っているところがある。（草加市）
- ・市民と地域が主体で行っている。（三郷市）
- ・集積所の利用者や、集合住宅の場合は管理会社などが主体で行っている。（蓮田白岡衛生組合）

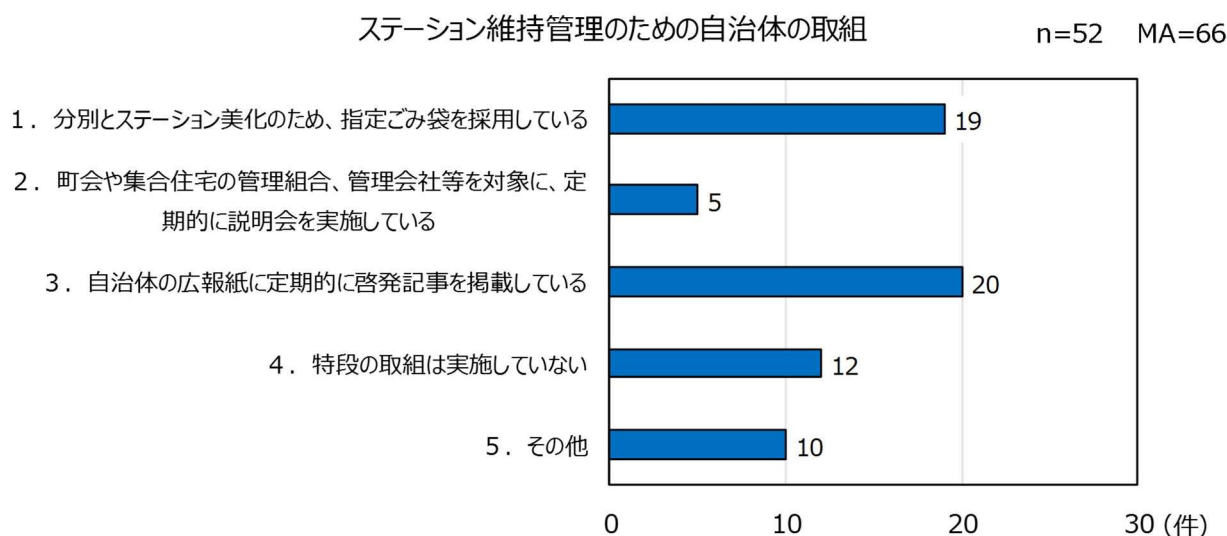
問3 前問において、ステーションの管理・補修について規定しているものをお答えください。（○は複数）



<条例名等の記載自治体>

- 条例 上尾、蕨市、和光市、新座市、三郷市、吉川市、寄居町、久喜宮代衛生組合
- 要綱 さいたま市、川越市、行田市、東松山市、鴻巣市、戸田市、入間市、桶川市、富士見市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、小川町、川島町、吉見町、上里町、久喜宮代衛生組合
- 市民への許可通知 所沢市、深谷市、横瀬町、蓮田白岡衛生組合

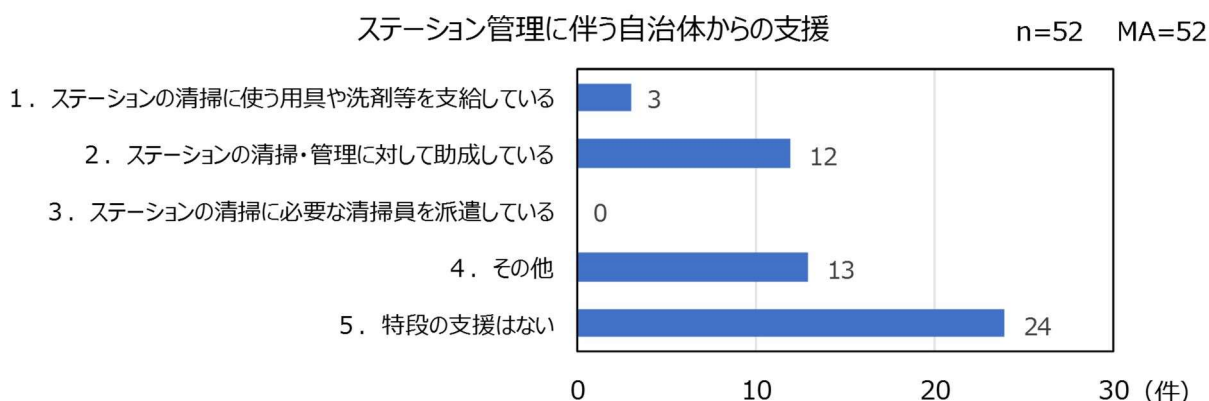
問4 ステーションの維持管理のための自治体の取組について（○は複数）



<「その他」主なコメント>

- ・ホームページでの啓発、ごみの分け方・出し方の冊子の配布（所沢市）
- ・ホームページに掲載（春日部市）
- ・基準に適合しているステーションに対して、容器の入れ替えや補修の補助金を交付している。（深谷市）
- ・看板やカラス除けネットの貸し出しを行っている。（草加市）
- ・ごみの分け方・持ち出し方のチラシを市民に配布している。（蕨市）
- ・町会内の衛生自治会に衛生指導費交付金を交付している。（戸田市）
- ・カレンダーにも啓発記事を掲載（R4年度）（嵐山町）

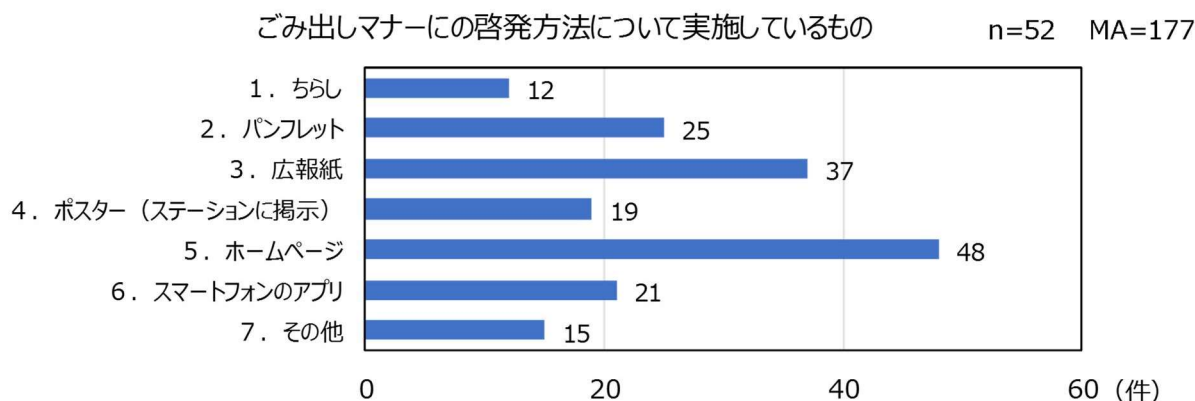
問5 ステーション管理に伴う自治体からの支援について（○は複数）



<「その他」主なコメント>

- ・ごみ集積所を覆うネットを配布している。（川越市）
- ・カラス除けネットや集積所で使用する看板等を支給している。（熊谷市）
- ・新設・改修時に補助金を交付（羽生市）
- ・看板、カラス除けネットの貸し出し（草加市）
- ・必要に応じてごみ出し曜日掲示物の作成・譲渡（三郷市）
- ・ポスター等配付（横瀬町）

問6 ごみ出しマナーの啓発方法について、実施しているものをすべて選んでください。（○は複数）



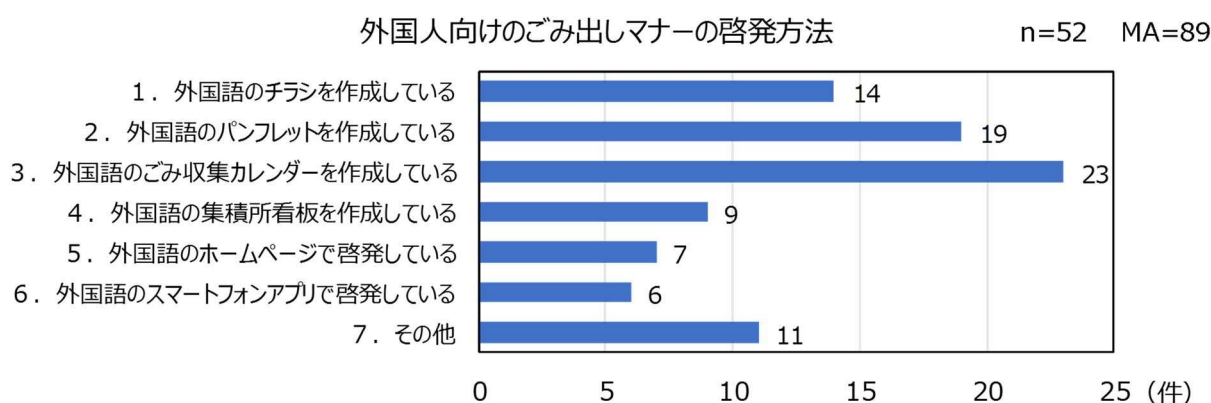
<「その他」主なコメント>

- ・看板やラミネート加工した掲示物をステーションに掲示（熊谷市）
- ・窓口で防鳥ネット配布時に啓発している。（年間約 1500 件）（春日部市）
- ・未分別ごみ等から排出者のわかるものが出た場合、直接分別の指導をする。（桶川市）
- ・啓発看板の配付及び設置（鶴ヶ島市）
- ・ごみ収集日程表（小川町）
- ・ごみカレンダーに記載（横瀬町、長瀬町、小鹿野町、秩父市、秩父広域市町村圏組合）
- ・安心安全メール、防災無線（新型コロナ関連）（秩父市、秩父広域市町村圏組合）
- ・ごみの分別と出し方看板（日本語・英語・ベトナム語）

<スマートフォンのアプリを提供している自治体>

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、鴻巣市、上尾市、草加市、入間市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、坂戸市、ふじみ野市、川島町、美里町、神川町、上里町、蓮田白岡衛生組合、久喜宮代衛生組合

問7 外国人向けのごみ出しマナーの啓発方法について、実施しているものに○をしてください。
(○は複数)

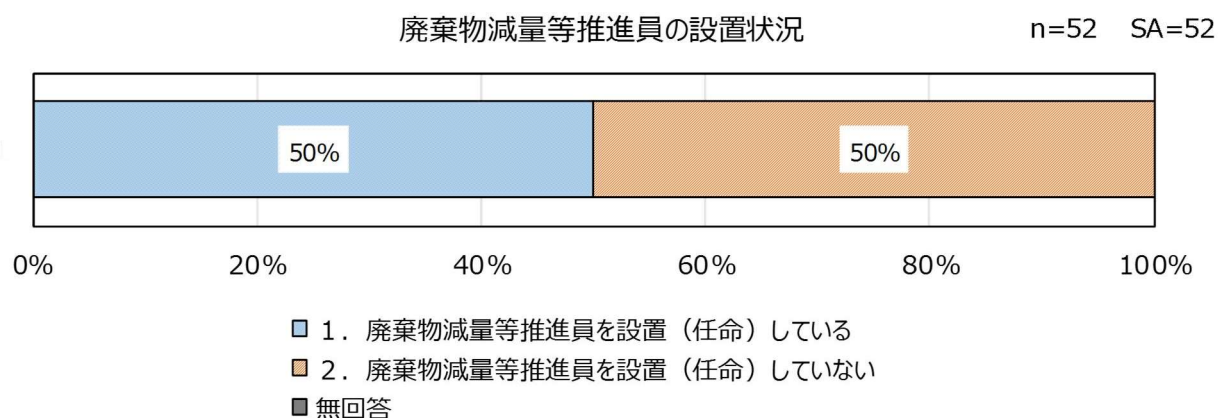


<「その他」主なコメント>

- ・ごみ収集カレンダー内に外国語を併記して作成（4 か国語）（越谷市、嵐山町）
- ・外国語の啓発看板を作成している。（鶴ヶ島市）
- ・ホームページに翻訳機能あり。（小川町）
- ・ごみ分別アプリに4 か国語のごみ収集カレンダーを掲載している。（蓮田白岡衛生組合）
- ・ごみを種類別に色分けした収集カレンダーを作成している。（秩父市、長瀬町、小鹿野町）

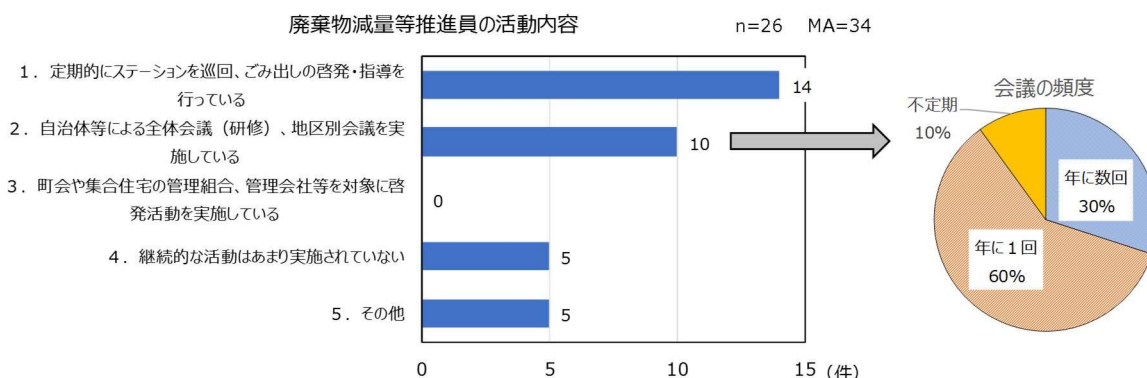
※ごみ排出に係る多言語対応を別表1に示す。

問8 廃棄物減量等推進員の設置状況について（○は1つ）



問 9 前問で 1 を回答された方にお聞きます。

廃棄物減量等推進員の活動内容についてお答えください。（○は複数）



<「その他」主なコメント>

- ・適正な処理の普及や啓発、不法投棄・不適正排出の市への連絡（春日部市）
- ・ステーションの巡回、使用状況の定期的な報告（越谷市）

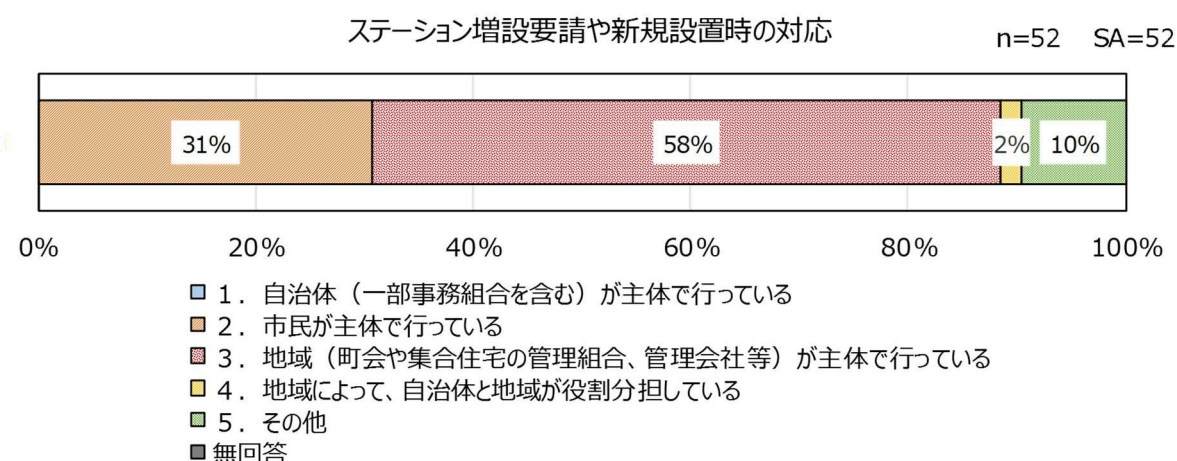
問 10 問 8 で 1 を回答された方にお聞きます。

廃棄物減量等推進員からの提言等を施策に反映した事例があればお聞かせください。

<回答内容>

- ・ごみ散乱防止ネットの配布、クリーンステーション設置費補助金（東松山市）
- ・外国人住民向けのごみ分別表を、推進員からの意見を反映し、修正・加筆を行いリニューアルした。（羽生市）
- ・粗大ごみの有料化、ふじみ野市・三芳町環境センターに係る基本方針に関する事項について（ふじみ野市）

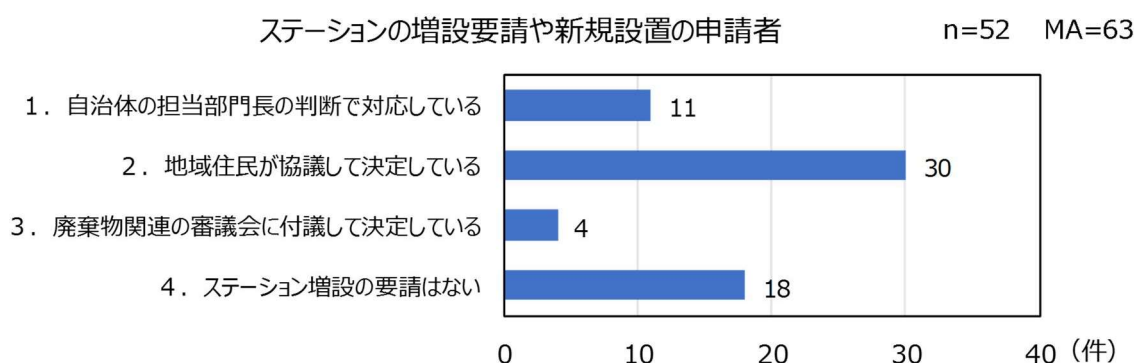
問 11 ステーションの増設要請や新規設置時の対応等について（○は 1 つ）



<「その他」主なコメント>

- ・ステーション設置基準に基づいて対応している。（熊谷市）
- ・利用者・近隣住民が協議し、地権者・隣接地権者の同意を得たうえで集積所を決定し、市担当課にて収集が可能な集積所かを判断している。（春日部市）
- ・住民内で集積所の候補地などの調整したうえで、担当課に申請（所沢市）
- ・市と一部事務組合の判断で対応している。（鶴ヶ島市）
- ・一部事務組合が収集業者と相談し、判断する。（長瀬町）
- ・収集委託業者と担当課で判断し、対応している。（秩父市、秩父広域市町村圏組合）
- ・区から要望を受け、町及び一部事務組合の設置基準に適合した箇所へ設置している。（越生町）

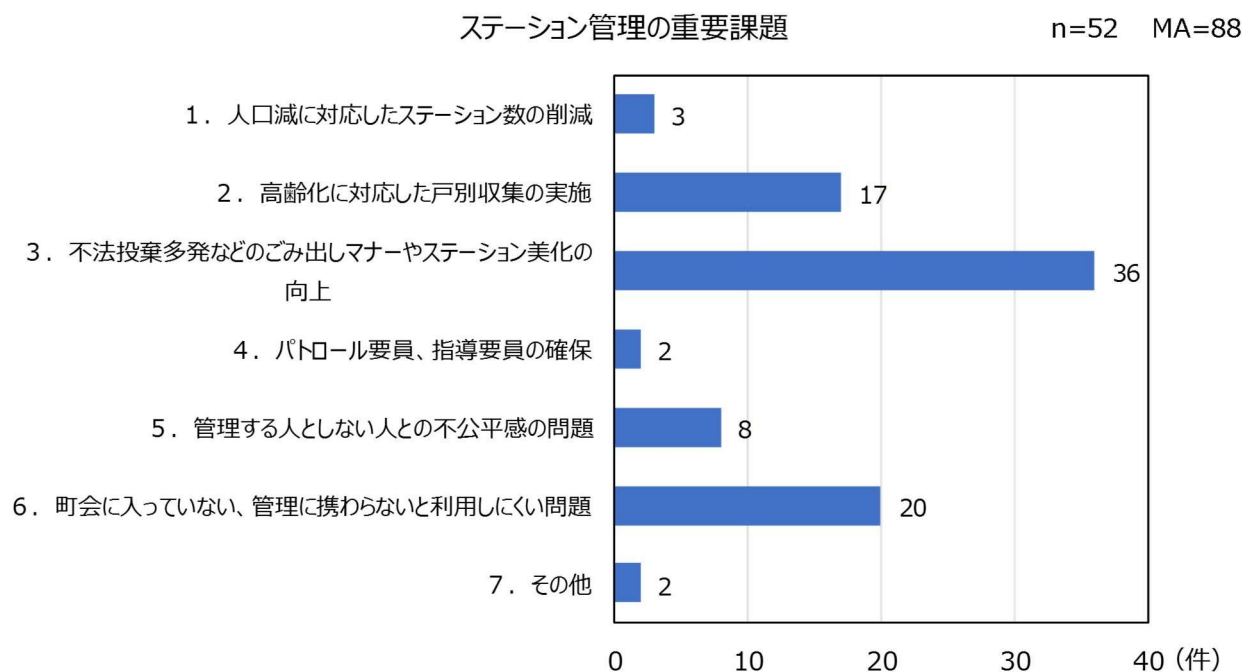
問 12 ステーションの増設要請や新規設置の申請者について（○は複数）



<「その他」主なコメント>

- ・ステーションを利用している住民の代表者が申請（川越市）
- ・集積所の利用者、管理会社等（春日部市）
- ・自治会代表者・利用者代表者・集合住宅管理者（東松山市）
- ・町会の公衆衛生推進協議会の理事が申請（蕨市）
- ・区長及びごみ減量等推進員からのみ要望書で申請可（幸手市）
- ・ごみ集積所利用者が八潮市環境衛生委員の署名捺印を受けた集積所設置申請書を届出（八潮市）
- ・集合住宅などの管理者からの申請（長瀬町）

問 13 ステーション管理の重要課題（○は最大2つ）



<「具体例」主なコメント>

- | | |
|----------|---|
| 2. 高齢化 | 独居高齢者等のごみ出し困難世帯への戸別収集体制・予算の確保（三郷市） |
| 3. 不法投棄 | 人目につかない収集所へ不法投棄が多く、対応に苦慮している。（深谷市） |
| 5. 不公平感 | 当番制を採用している場所もあるが、利用者間での問題がある。（蓮田白岡衛生組合） |
| 6. 町会未入会 | 自治会未加入者が自治会から集積所の利用を拒否される。（幸手市） |
| 7. その他 | 高齢化に伴い、集積所の清掃できる人の減少（越谷市） |

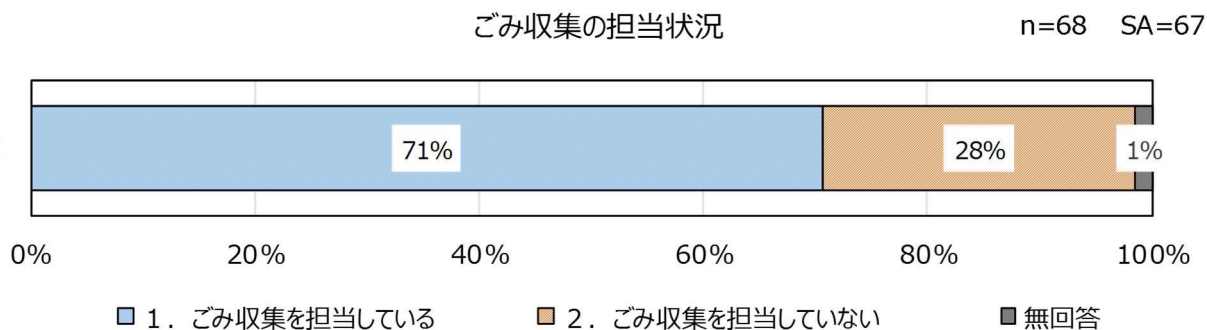
問 14 ステーション管理について、独自に取り組んだことや、効果があった取り組み・施策等があればお聞かせください。（自由記述）

<回答内容>

- ・ごみ散乱防止ネットの配布、不法投棄防止看板の配布（東松山市）
- ・収集業者が違反ごみを発見した際にごみ出し違反シールを貼付し、排出者への適正な排出を促している。（北本市）
- ・ごみ集積庫等設置費補助金により、集積所のカラス、猫等の被害縮小を促進している。（北本市）
- ・不法投棄が多いステーションでは鍵をつけるなどして利用者以外使用できないようにし、不法投棄を防いだ。（長瀬町）

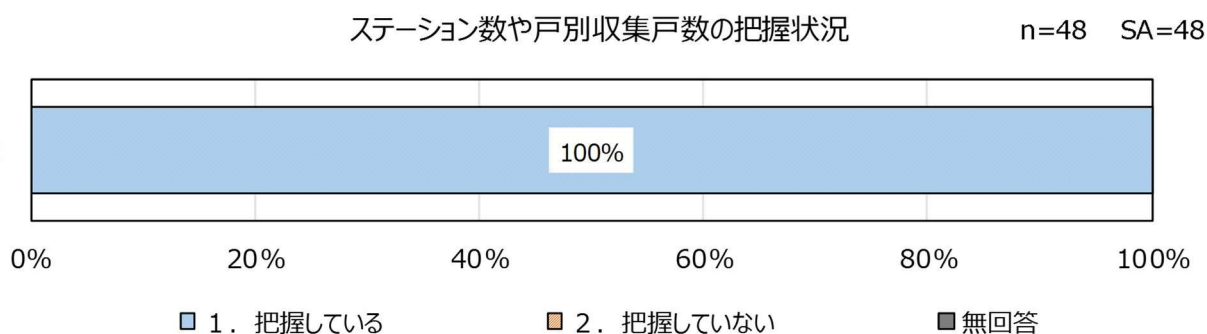
1-3-2. 一般廃棄物の収集（家庭系ごみの収集と課題）について

問 15 貴自治体はごみの収集を担当されているでしょうか。（○は1つ）



※ごみ収集を担当していない場合は問 23 へ

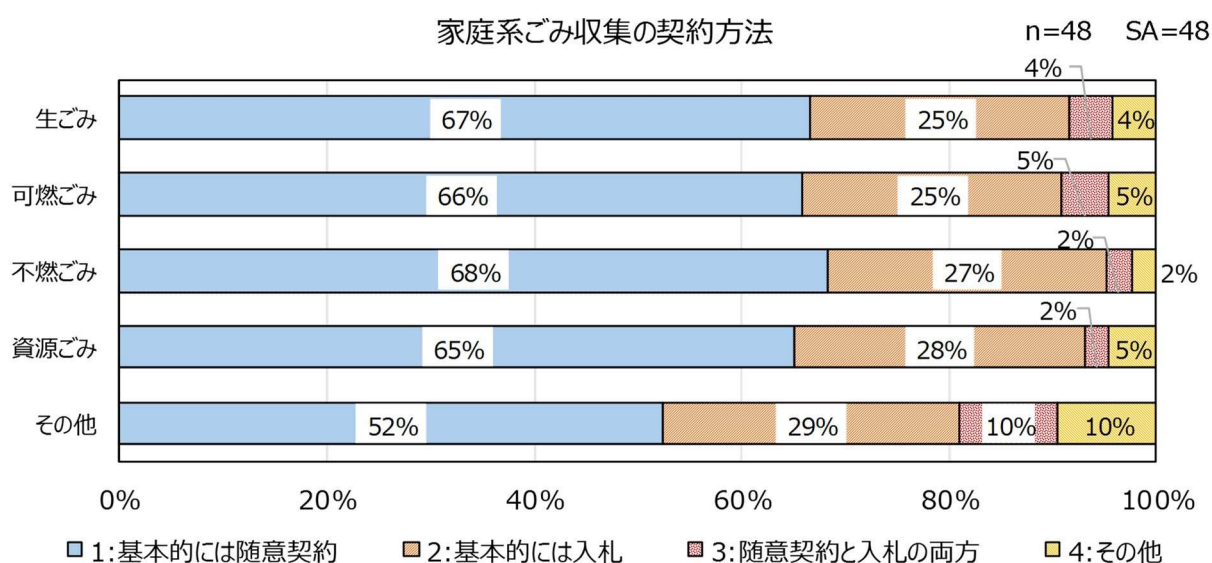
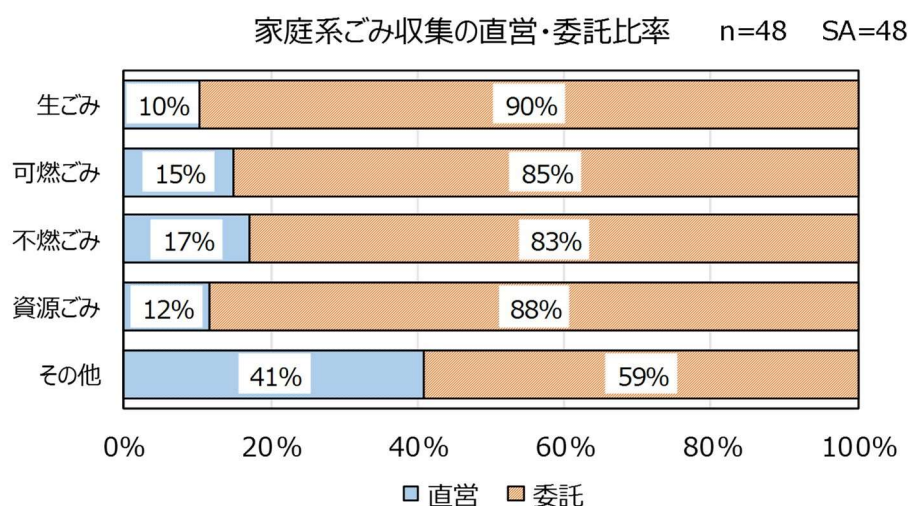
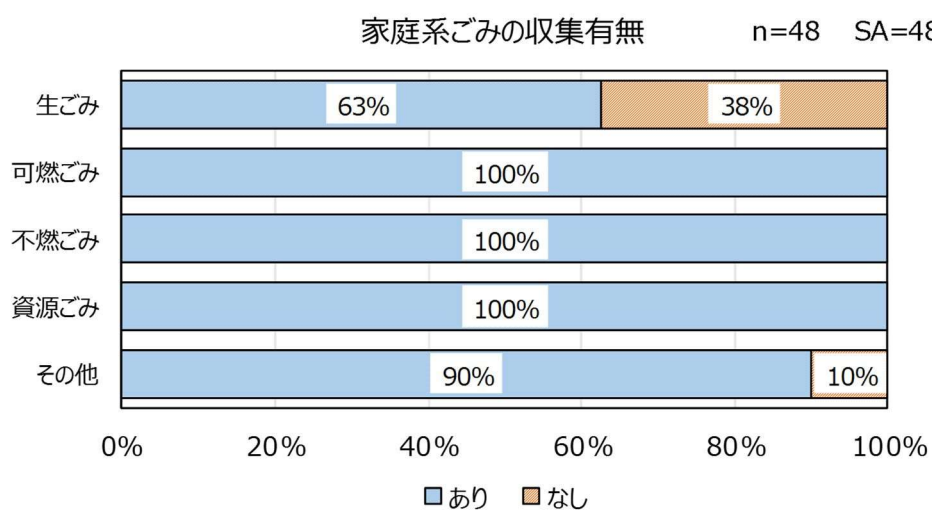
問 16 ステーションの数や戸別収集の戸数を把握されているでしょうか。（○は1つ）
把握されている場合は、その数をお答えください。



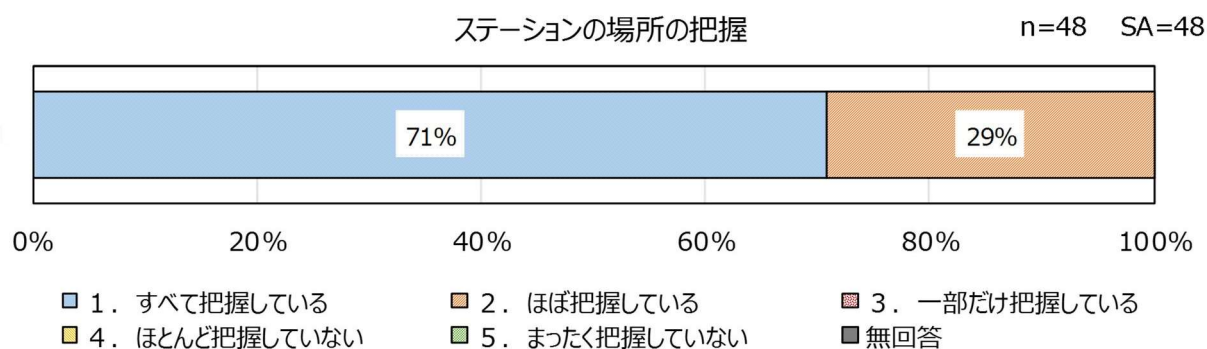
＜把握している自治体の平均＞

- | | |
|----------|----------|
| a.ステーション | 4,492 箇所 |
| b.戸別収集 | 3,785 世帯 |
| c.拠点収集等 | 51 世帯 |
| d.その他 | なし |

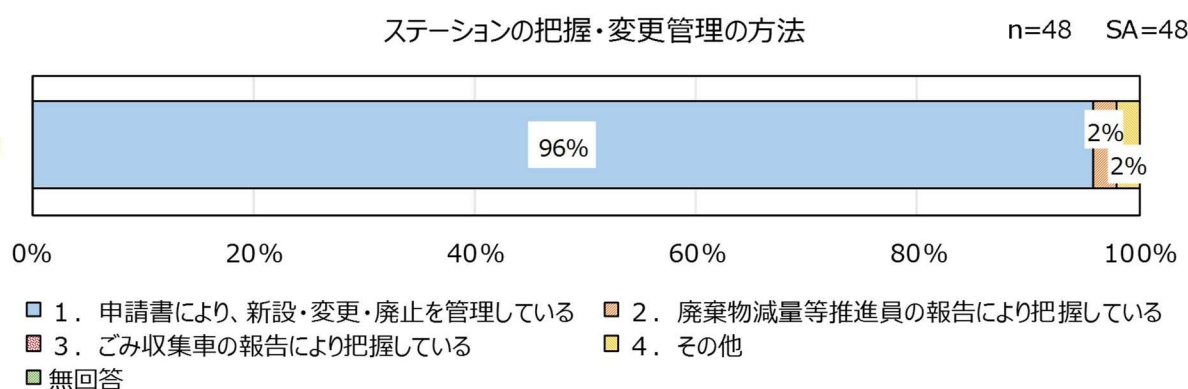
問 17 家庭系ごみの収集体制と委託方法について（○は1つ）



問 18 ステーション（収集位置、戸別収集の場合を含む）の場所の把握について（○は1つ）



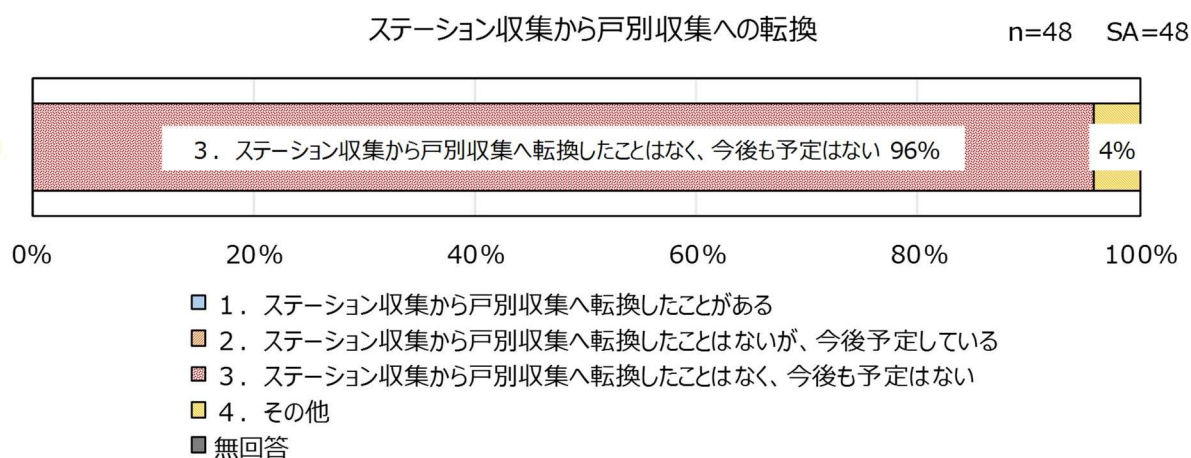
問 19 前問で1または2を回答された方にお聞きます。
ステーションの把握・変更管理の方法をお答えください。（○は1つ）



<「その他」主なコメント>

- ・地元自治会長の連絡により、新設・変更・廃止を管理している。（加須市）

問 20 ステーション収集から戸別収集への転換について（○は1つ）

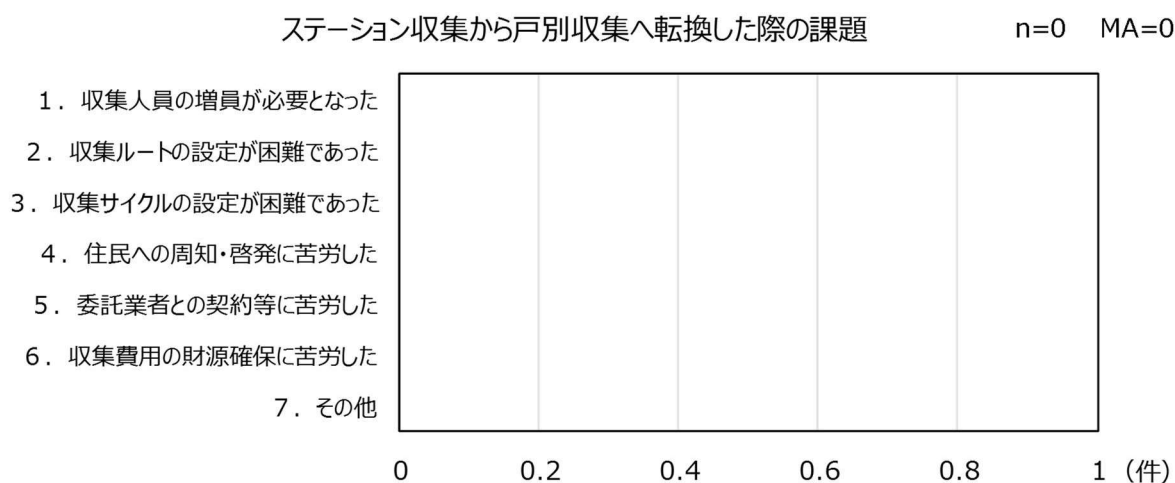


<「その他」主なコメント>

- ・高齢者等のごみ出し支援が必要と認められた世帯のみ戸別収集に変更となる。（北本市）
- ・戸別収集へ転換はないが、今後協議していく。（滑川町）

問 21 前問で 1 を回答された方にお聞きます。

問 21-1 ステーション収集から戸別収集へ転換した際にどんな課題がありましたか。（○は最大 2 つ）



※ステーション収集から戸別収集へ転換した自治体がないため回答がない。

問 21-2 前問の課題に対する施策の具体的な内容をお聞かせください。

※ステーション収集から戸別収集へ転換した自治体がないため回答がない。

問 22 その他家庭系ごみ収集に関する課題があればお聞かせください。（自由記述）

<回答内容>

- ・直営職員の減少に伴う、委託範囲の拡大（所沢市）
- ・不燃ごみへのリチウムイオン電池の混入など。（飯能市）
- ・土木工事や建築工事と異なり、明確な積算基準が無いため、委託金額が真に適当か否か疑念が残る。（羽生市）
- ・高齢化の問題で集積場までごみをだすことが難しい人が増えている。（八潮市、滑川町）
- ・収集日や収集時間外に排出する人が多い。（滑川町）
- ・令和 4 年度から集積場に出されたもえるごみの処理方法が乾式メタン発酵処理に変更となり、今までもえるごみとして処理していたものの内、一部品目が処理できなくなった。そのため、区分変更することになったが、物によっては焼却処理しかできないものもあり、全体的な収集区分を見直す必要がある。（嵐山町）
- ・今後始まるプラスチック一括回収に伴う分別の変更（川島町）

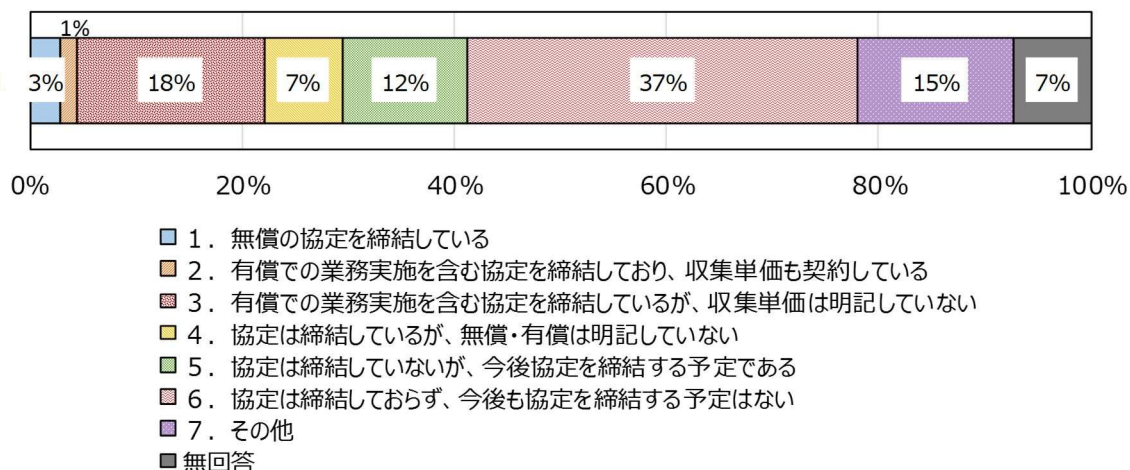
1-3-3. 災害時の収集に関する想定と課題について

問 23 災害時のごみ収集に関する委託業者等との協定※を締結していますか。（○は1つ）

※埼玉県清掃行政研究協議会を通じた協定以外に自治体で独自に締結しているもの

災害時のごみ収集に関する委託業者との協定

n=68 SA=63



<「その他」主なコメント>

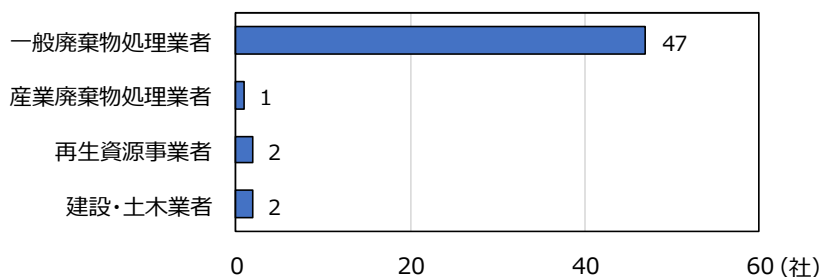
- ・産業廃棄物処理業者 3 者と基本協定のみ締結。無償・有償等の詳細は今後協議予定。（川越市）
- ・協定は締結しているが、古いもので見直しが必要（春日部市）
- ・委託契約内で災害時の収集について記載している。（鴻巣市）
- ・協定は締結していないが、協定の締結を含み検討していく。（秩父市、秩父広域市町村圏組合）

問 24 前問で 1～4 を回答した方にお聞きます。

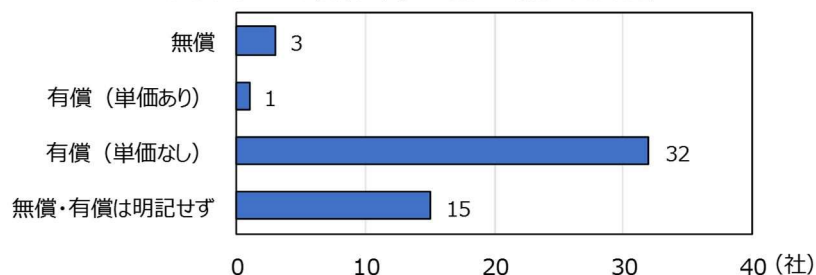
災害時のごみ収集に関する協定を締結している委託業者をお答えください。

災害時のごみ収集に関する協定（業種別）

n=20 MA=21

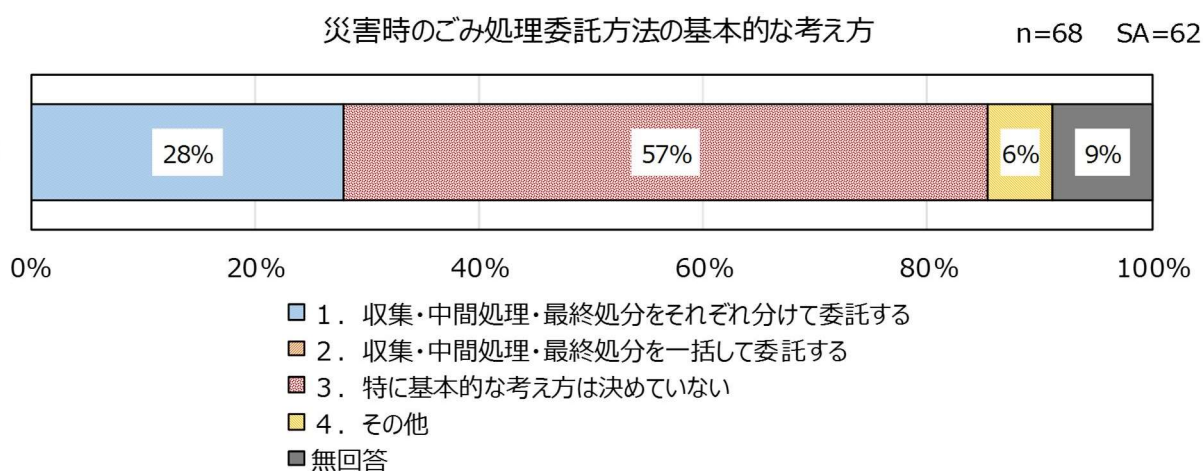


災害時のごみ収集に関する協定（協定内容別）



※委託業者名を別表 2 に示す。

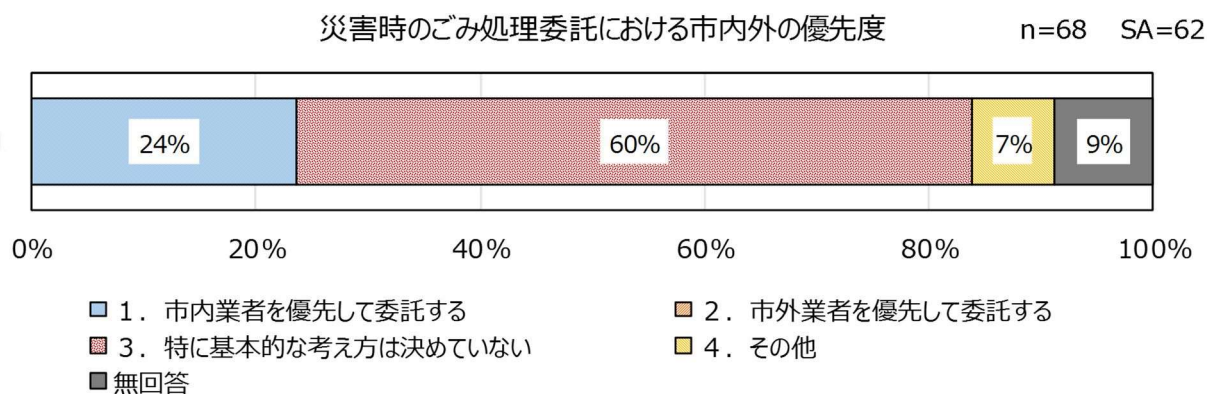
問 25 災害時のごみ処理委託方法についての基本的な考え方について（○は1つ）



<「その他」主なコメント>

- ・令和元年東日本台風での災害廃棄物処理事業の実績に基づいて委託する。（東松山市）
- ・中間処理、最終処分とも、災害時も現委託先と調整し対応する予定。（志木地区衛生組合）

問 26 災害時のごみ処理委託における、市内外の優先活用の基本的な考え方について（○は1つ）

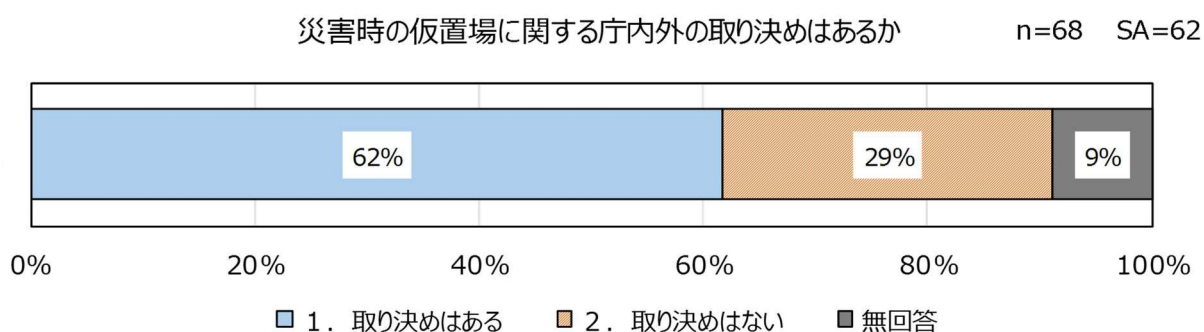


<「その他」主なコメント>

- ・協定により幹事会社が指定する。（嵐山町）
- ・協定に基づいて委託する。（小川町）
- ・業者をあらかじめ決めている。（横瀬町）

問 27 災害時の仮置場の具体的な場所・管理・最終処分までの方法について

問 27-1 災害時の仮置場に関する庁内外の取り決めはありますか。(○は1つ)

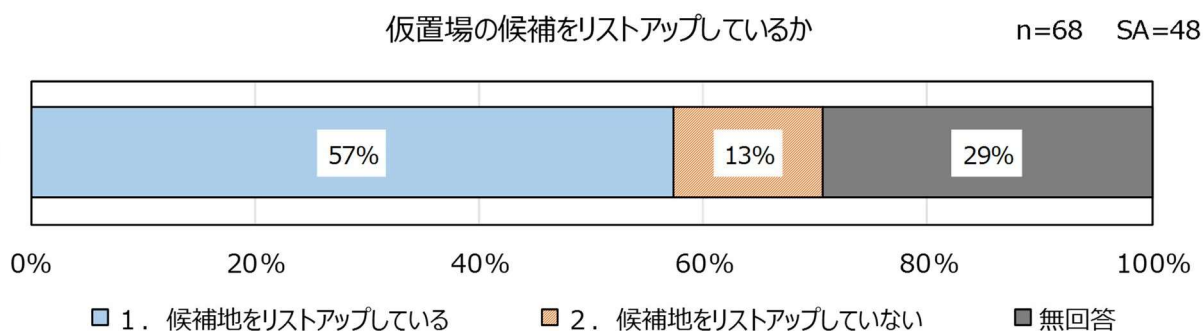


<「取り決めはある」の具体的なコメント>

- ・災害廃棄物処理計画で決めている。(行田市、飯能市、深谷市、鴻巣市、上尾市、朝霞市、和光市、久喜市、蓮田市、吉川市、白岡市、嵐山町、小川町、宮代町、松伏町)
- ・所沢市地域防災計画にて、災害廃棄物の仮置場を選定している。(春日部市、所沢市)
- ・原則最終処分場やストック場、公園等の公有地に設置(越谷市)
- ・災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定(埼清研)(彩北広域清掃組合)

問 27-2 前問で1を回答された方にお聞きます。仮置場の場所や運営方法についてお答えください。

(1) 仮置場の候補地をリストアップしていますか。(○は1つ)

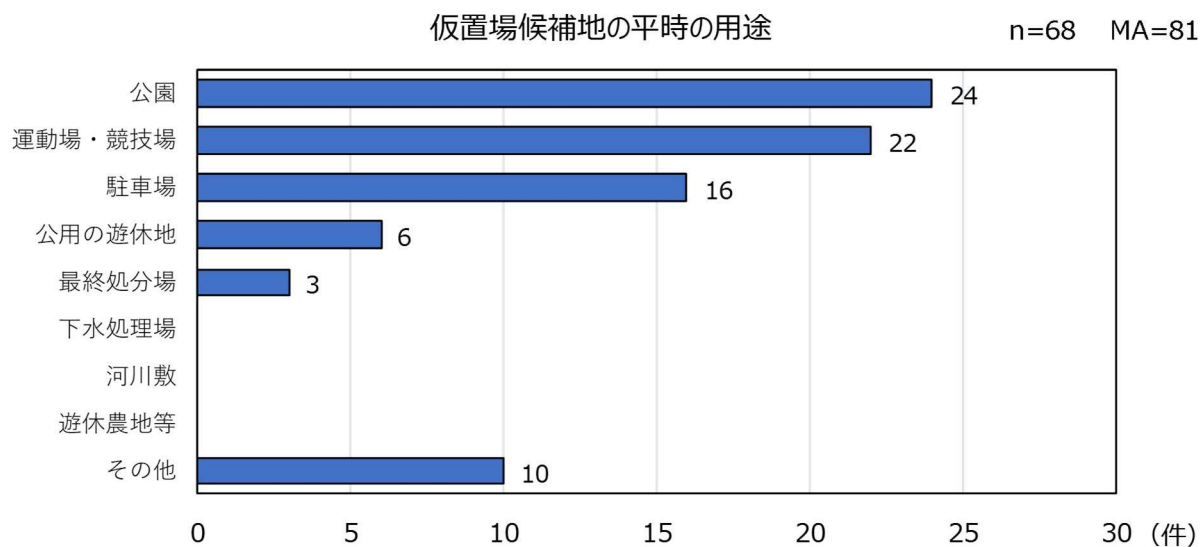


<「候補地をリストアップしている」自治体>

さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、久喜市、北本市、富士見市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、横瀬町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、宮代町、松伏町、彩北広域清掃組合、以上 39 自治体

(2) 前問で1を回答した方にお聞きます。

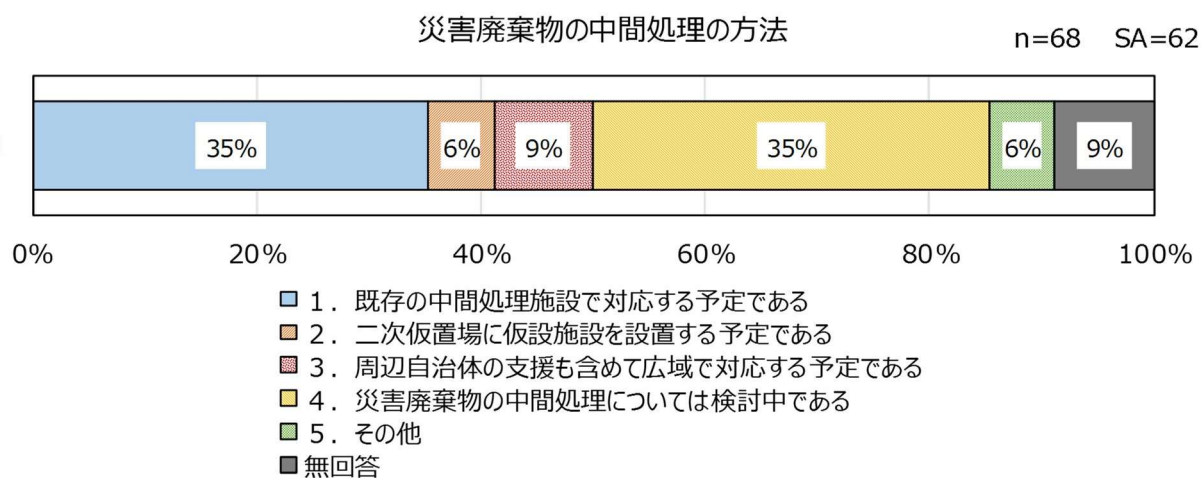
仮置場候補地の平時の用途をすべて選んでください。(○は複数)



<「その他」主なコメント>

- ・総合体育施設整備計画地（春日部市）
- ・旧最終処分場、ストックヤード（狭山市）
- ・最終処分場拡張予定地、下水道高度処理施設予定地（羽生市）
- ・学校校庭（朝霞市）
- ・学校、図書館、総合福祉センター、伝統工芸会館（小川町）
- ・衛生組合資材置場（宮代町）
- ・仮置場の設置条件はあるが具体的な場所は未定（蓮田白岡衛生組合）
- ・旧最終処分場跡地（彩北広域清掃組合）

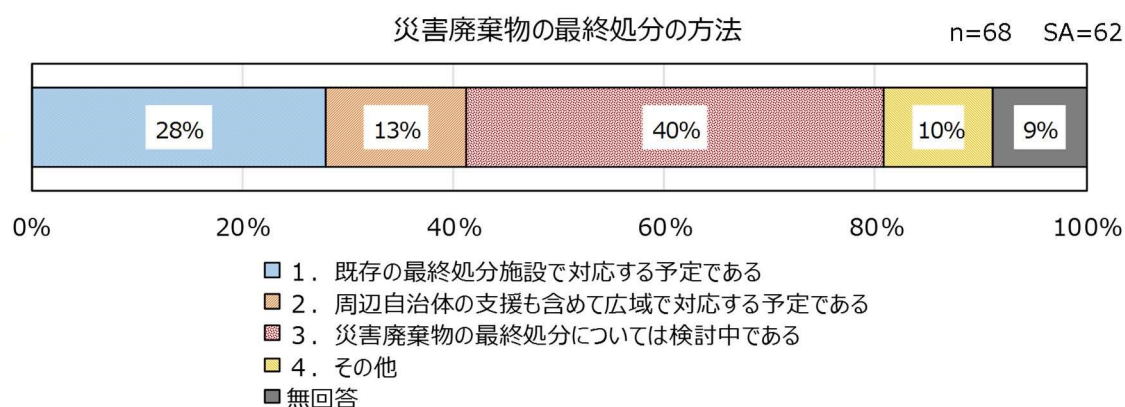
(3) 災害廃棄物の中間処理の方法についてお答えください。(○は1つ)



<「その他」主なコメント>

- ・既存の中間処理施設で対応予定だが発生量によって処理困難な場合は支援を要請（川越市）
- ・構成市と協議の上、決定（彩北広域清掃組合）

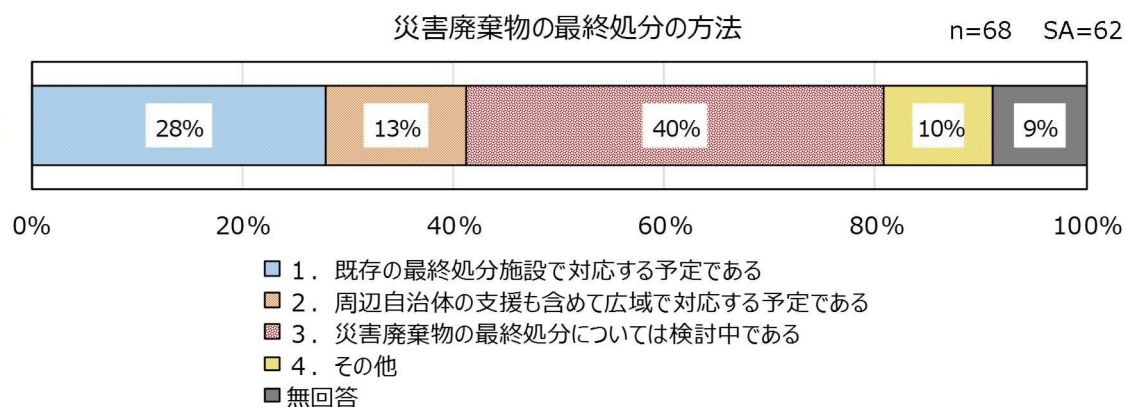
(4) 災害廃棄物の最終処分方法についてお答えください。(〇は1つ)



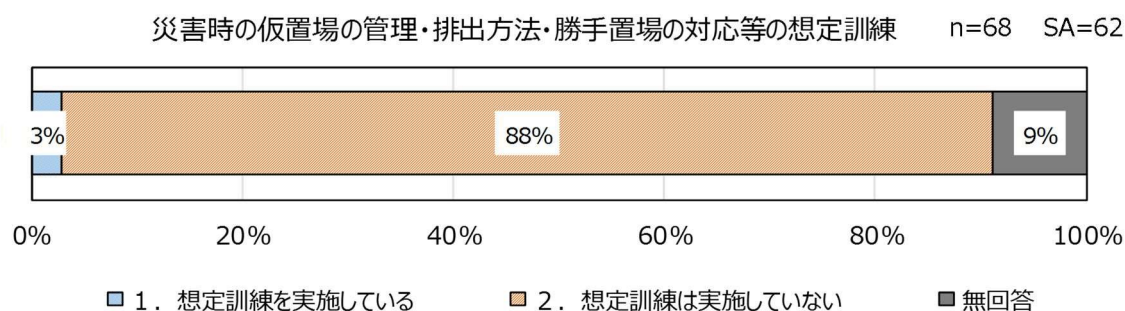
<「その他」主なコメント>

- ・既存の最終処分場で対応予定だが発生量によっては支援や委託を検討 (川越市)
- ・瓦礫については最終処分を行い、有害物は外部委託を行う。(東松山市)
- ・必要に応じて県や関係機関と協議し、処分先を確保する予定 (三郷市)
- ・平時より複数の最終処分場と契約、運転継続できるようリスク分散している。(志木地区衛生組合)

問 27-3 災害時の仮置場を管理する職員や想定協力会社等は設定していますか。(〇は1つ)



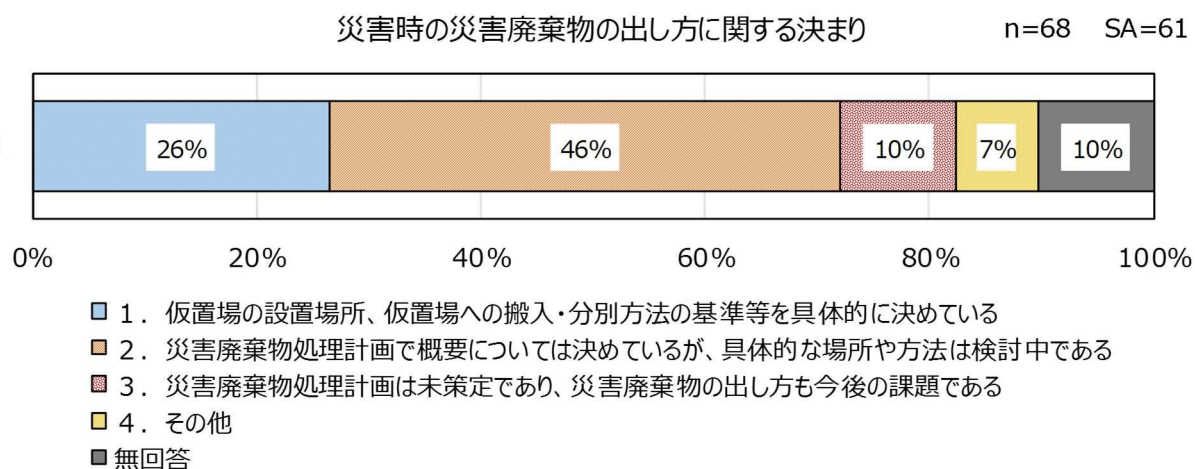
問 27-4 災害時の仮置場の管理・排出方法・勝手置場の対応等の想定訓練は実施していますか。(〇は1つ)



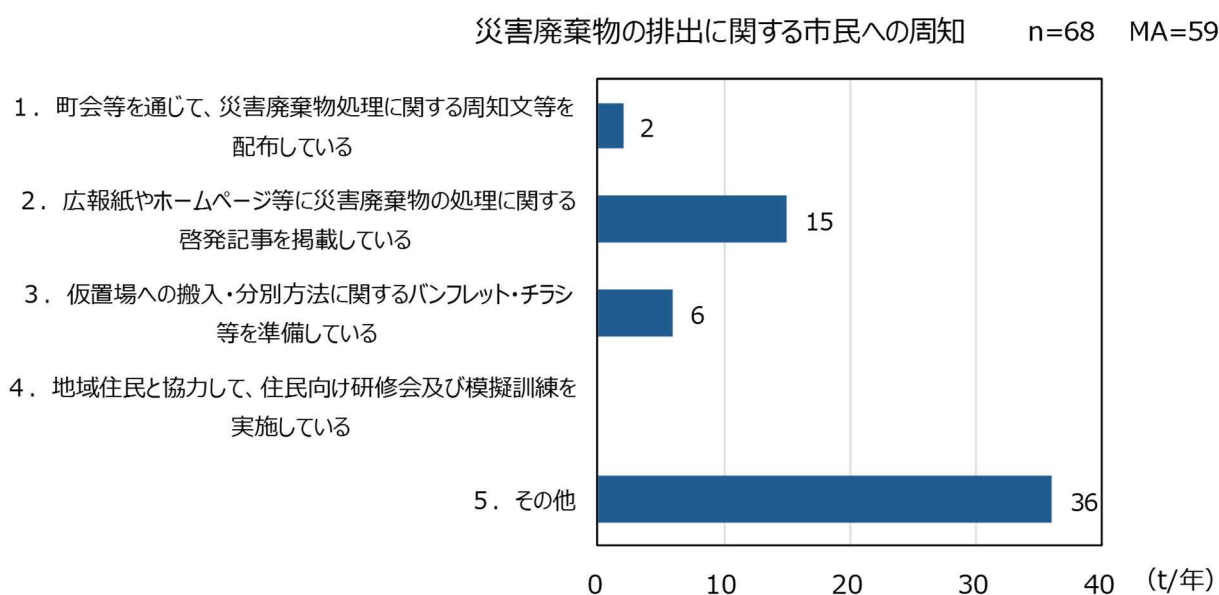
<「想定訓練を実施している」自治体>

越谷市、三郷市

問 27-5 災害時の災害廃棄物の出し方についての決まりなどについて。(○は1つ)



問 27-6 災害廃棄物の排出に関する市民への周知について。(○は複数)

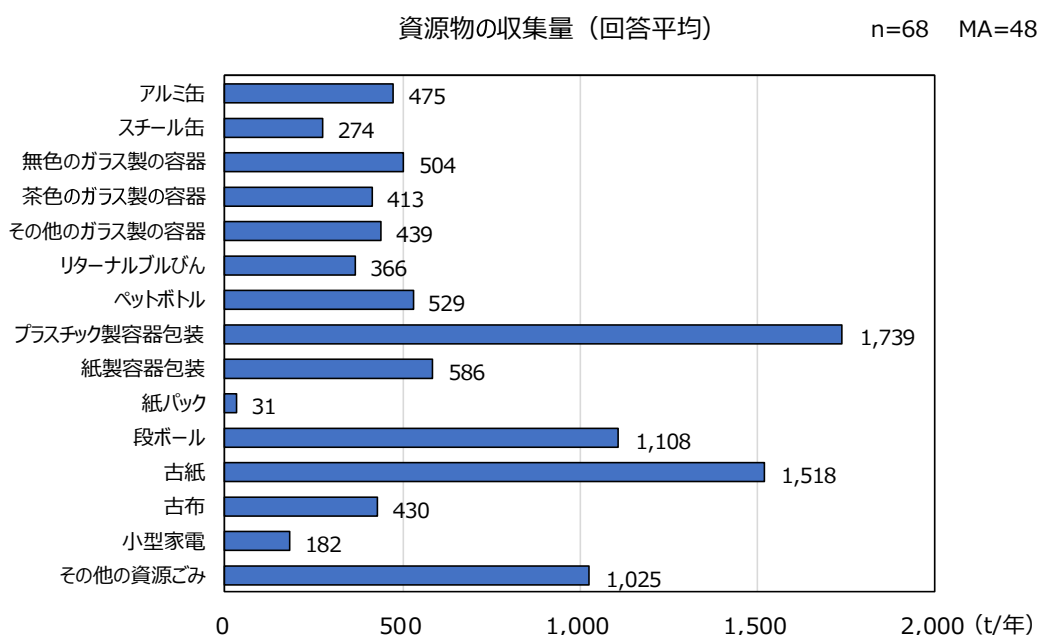
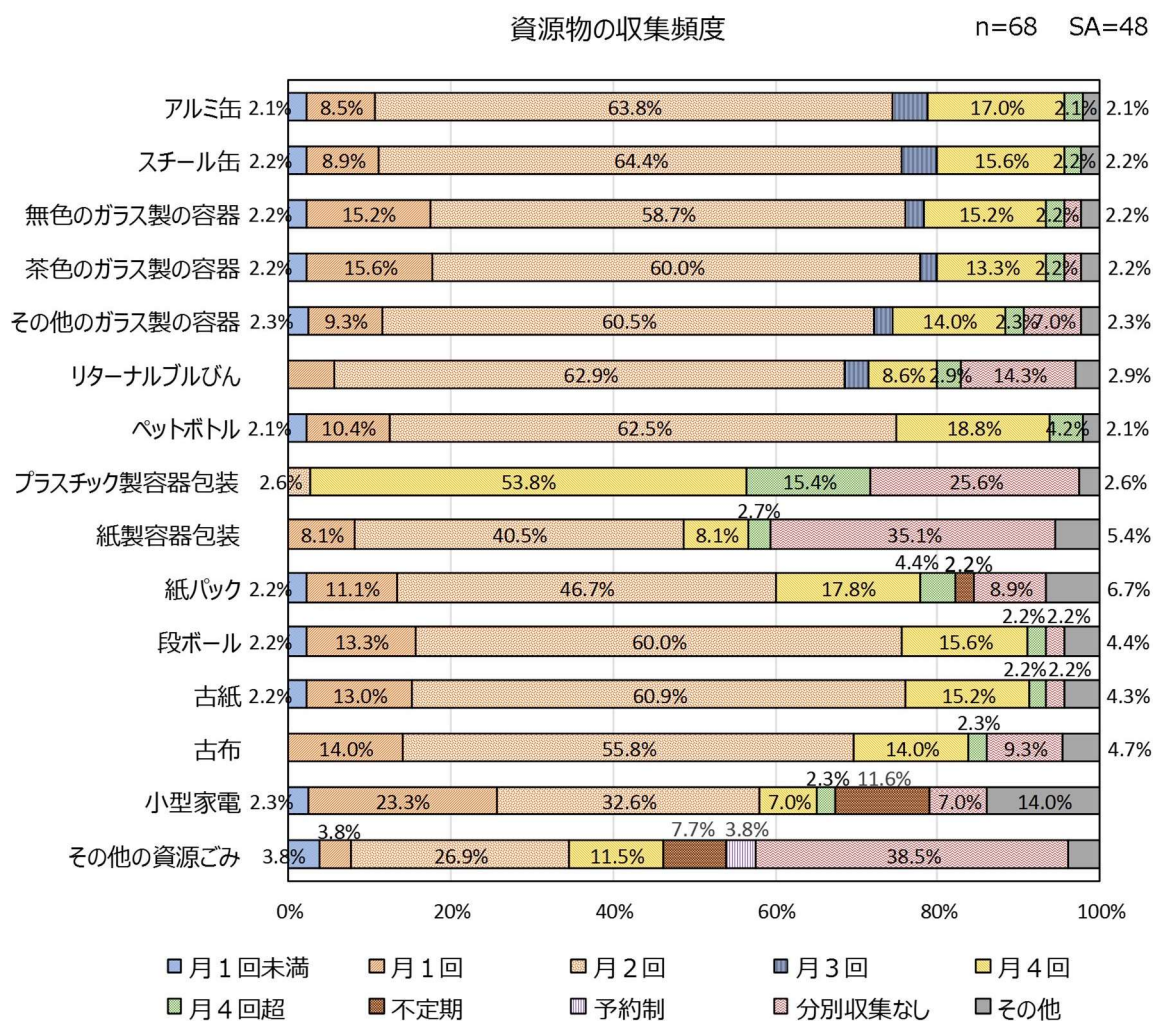


<「その他」主なコメント>

- ・平時の市民への周知方法は、今後の検討課題として認識している。(川越市)
- ・廃棄物減量等推進員研修資料にて啓発している。(春日部市)
- ・ホームページに災害廃棄物処理計画を掲載している。(狭山市)
- ・令和4年度から選択肢1～3について記載したパンフレット配布予定(富士見市)
- ・令和元年台風第19号による災害時に周知を行った。(坂戸市)
- ・SNSなど活用する。(嵐山町)
- ・発災時を想定しており、現時点では周知していない。(小鹿野町)

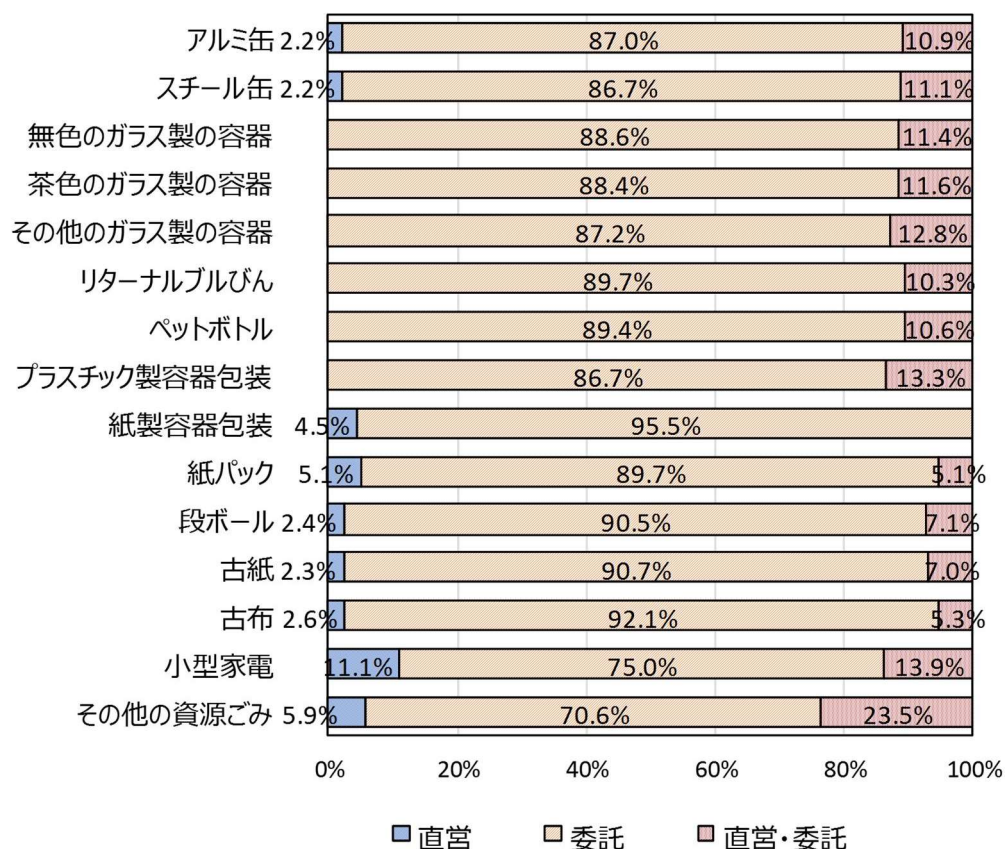
1-3-4. 資源物の分別収集について

問 28 資源物の収集頻度、収集量、収集方法（直営、委託等）等（収集量は概算）



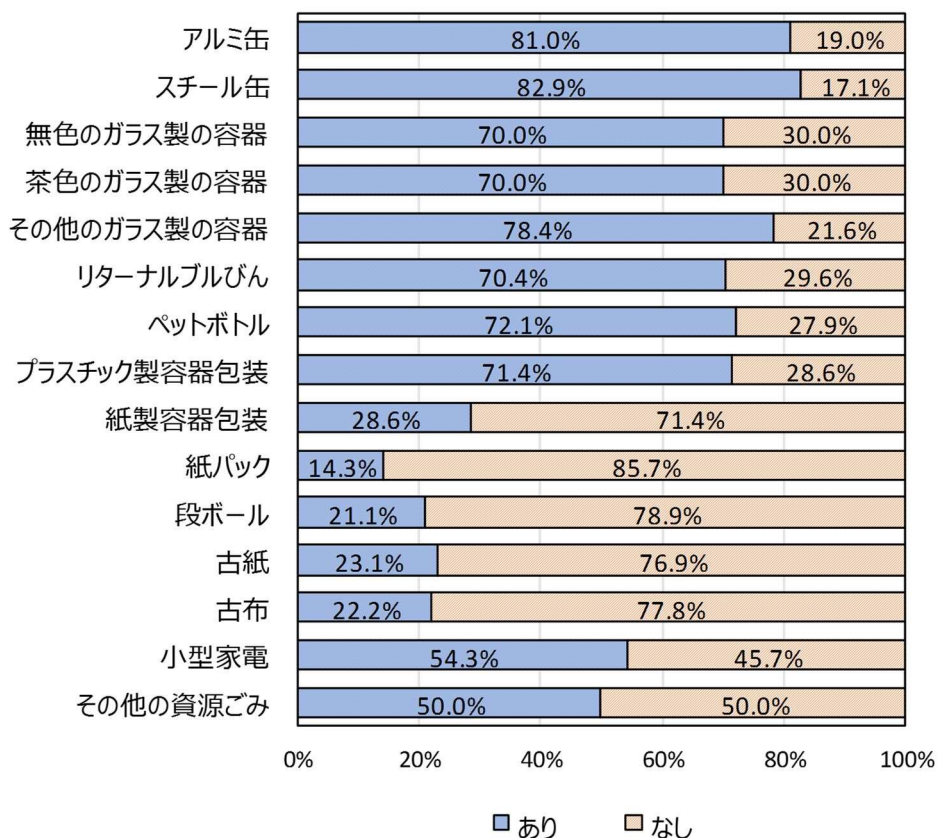
資源物の収集体制

n=68 SA=48



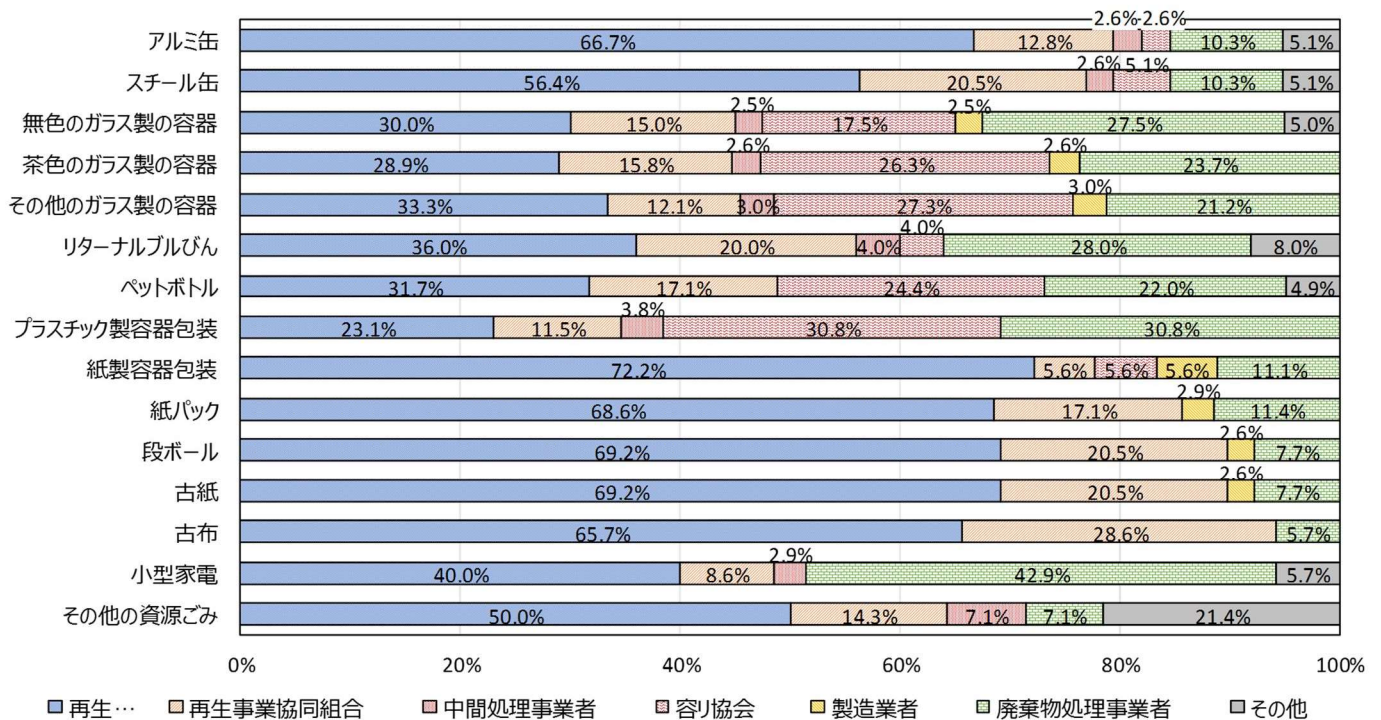
資源物の施設での中間処理

n=68 SA=48



資源物の収集体制

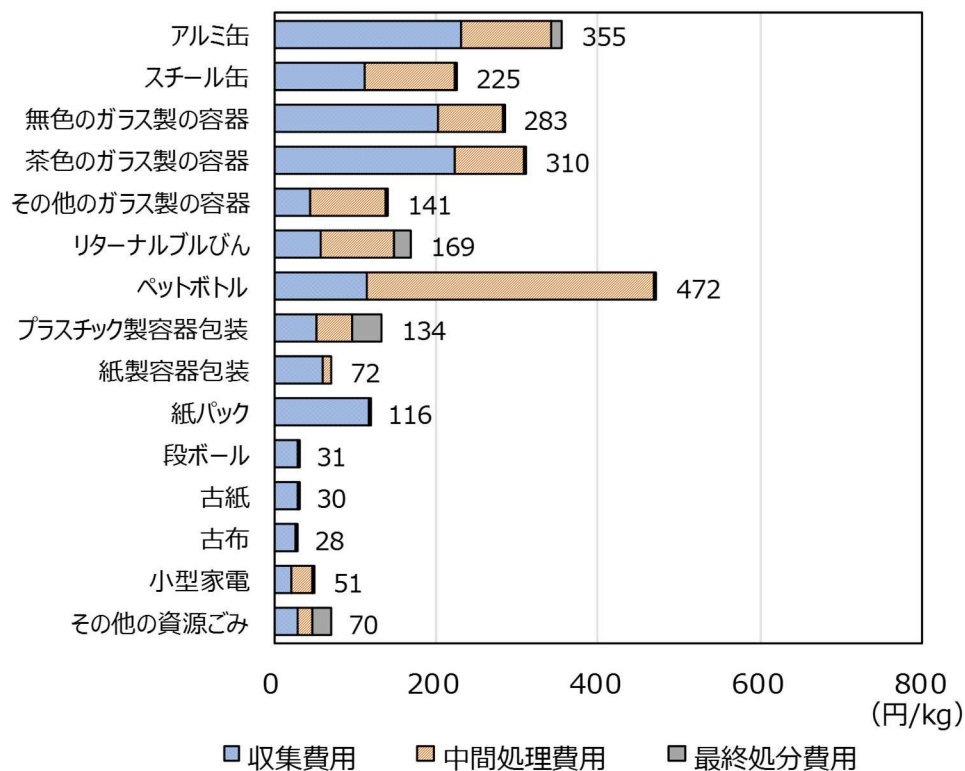
n=68 SA=48



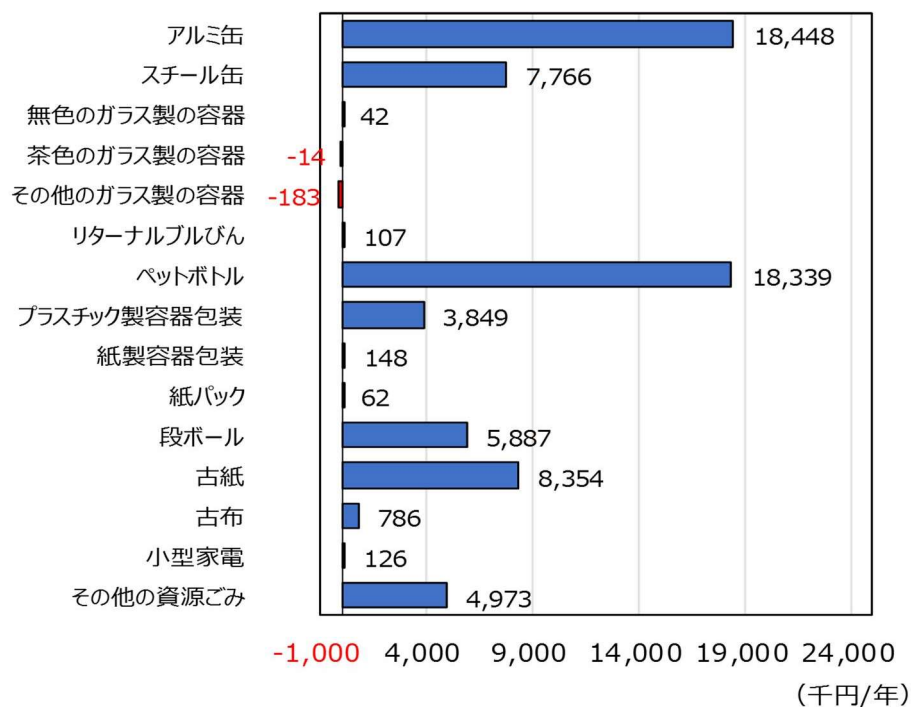
問 29 資源物の収集コストと中間処理費用、資源売却金額（金額は概算）

資源物の処理コスト（回答平均）

n=68 SA=48



資源物の売却金額（回答平均） n=68 SA=48

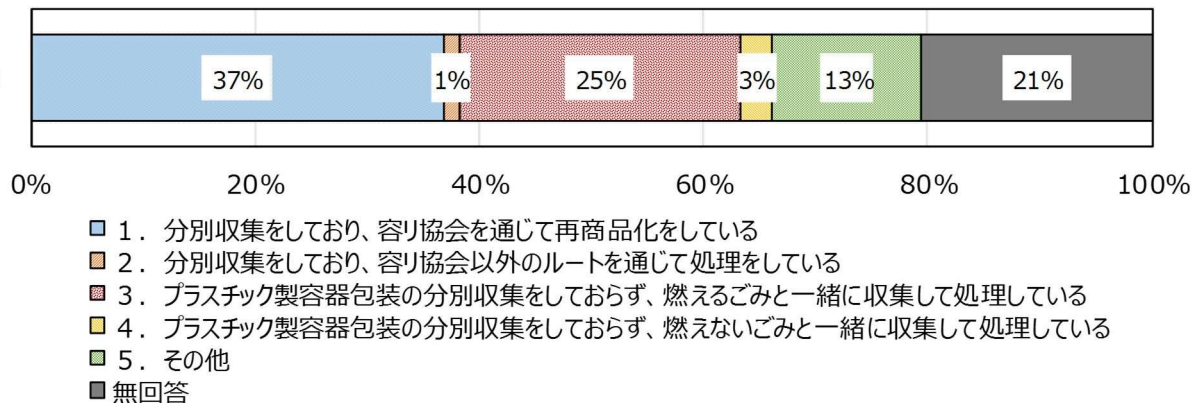


※マイナスは逆有償を示す。

問 30 プラスチック製容器包装の収集・資源化の現状について（○は1つ）

プラスチック製容器包装の収集・資源化の現状

n=68 SA=54



<回答1の自治体>

さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、鴻巣市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、桶川市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、越生町、川島町、吉見町、久喜宮代衛生組合、志木地区衛生組合、蕨戸田衛生センター組合、埼玉西部環境保全組合

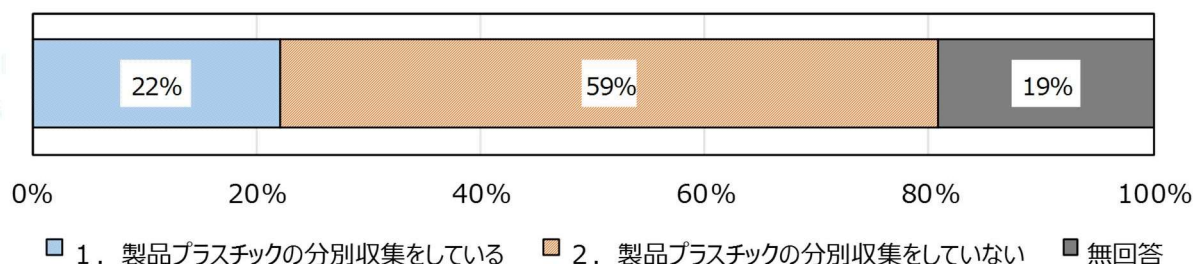
<「その他」主なコメント>

- ・容リ協会ルートと容リ協会以外のルートを併用している。（加須市）
- ・その他のプラスチックと共に収集している。（富士見市）
- ・容器包装は容リ協会、その他プラは独自処理している。（狭山市）
- ・プラスチック製容器包装を含む資源プラスチックとして容リ協会以外のルートで処理（滑川町、嵐山町、小川町、東秩父村、小川地区衛生組合）

問 31 製品プラスチックの分別収集について（○は 1 つ）

製品プラスチックの分別収集の実施状況

n=68 SA=55



＜製品プラスチックの分別収集をしている自治体＞

所沢市、加須市、東松山市、蕨市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、東秩父村、蓮田白岡衛生組合、志木地区衛生組合、小川地区衛生組合

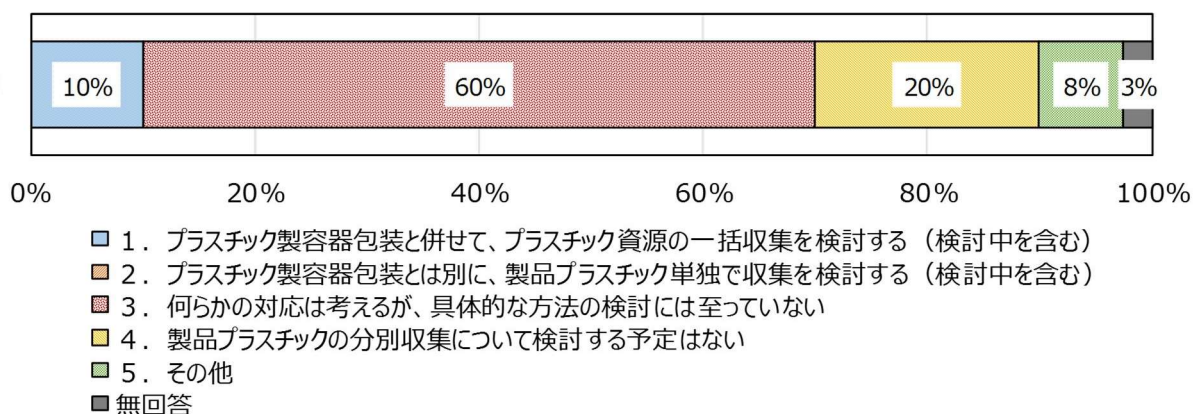
問 32 前問で 1 を回答された方にお聞きます。 →回答後は問 36 以降にご回答ください。
製品プラスチックの分別収集についてお答えください。

※製品プラスチックの分別収集の詳細は別表 3 に示す。

問 33 問 31 で 2 を回答された方にお聞きます。
製品プラスチックの対応の方向性についてお答えください。（○は 1 つ）

製品プラスチックの対応の方向性

n=40 SA=39



＜「その他」主なコメント＞

- ・可燃ごみとして収集予定（行田市）
- ・週 1 回の一括収集を実施している。（狭山市）

＜収集頻度の分布＞

回答	月 1 回未満	月 1 ～ 4 回	月 4 回超
1	0	0	1
2	0	0	0

※回答 1 の月 4 回超は入間市

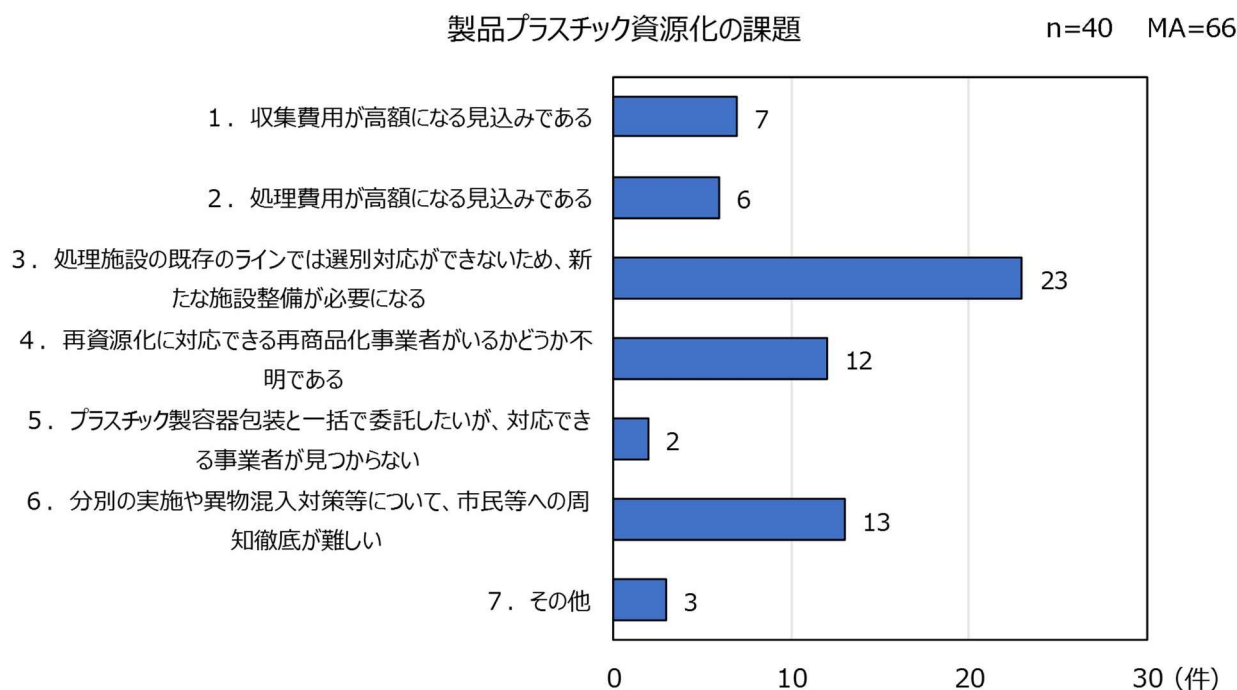
問 34 前問で 1 または 2 を回答された方にお聞きます。
処理ルートとして想定している方向性は次のいずれですか。（○は複数）



＜「溶り協会ルート」を回答した自治体＞

入間市、鶴ヶ島市、越生町、埼玉西部環境保全組合

問 35 問 31 で 2 を回答された方にお聞きます。
製品プラスチックの資源化に関して、課題に思っていることをお答えください（○は最大 3 つ）

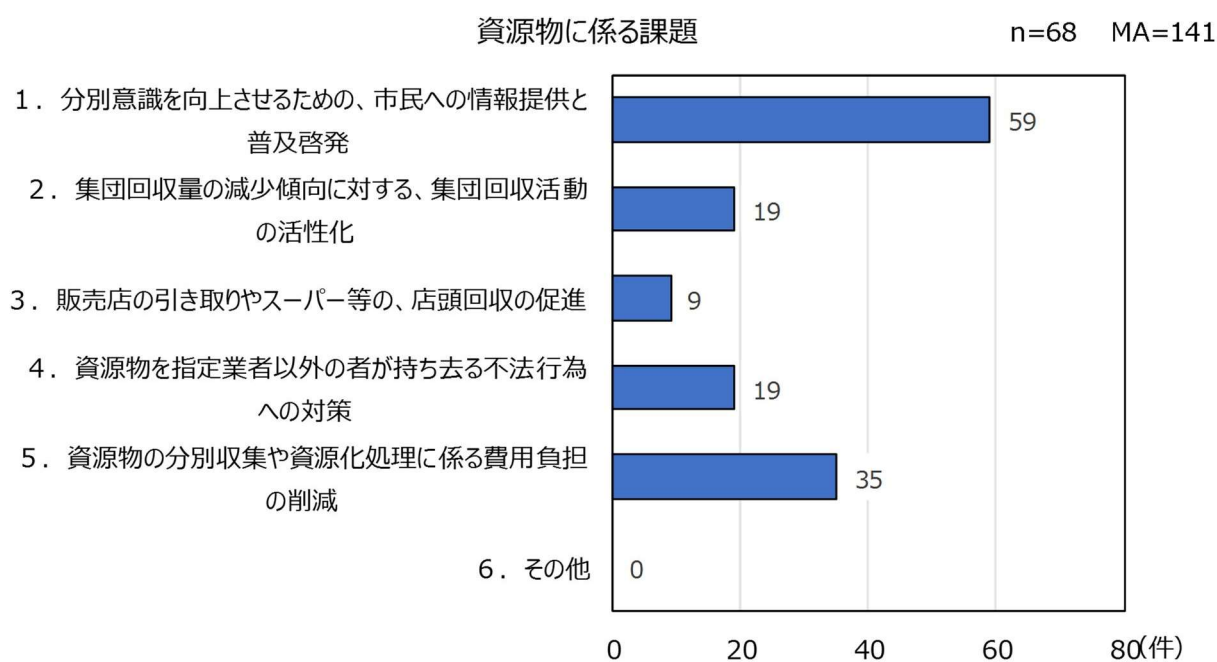


＜「その他」主なコメント＞

- ・周辺市町との広域処理を予定しているため、他市町との調整が難しい。（越谷市）
- ・今後組合と検討予定（戸田市）
- ・令和 4 年度に構成市と検討予定（蕨戸田衛生センター組合）

問 36 すべての方にお聞きます。

資源物に係る課題と思われることを選んでください。（○は最大3つ）

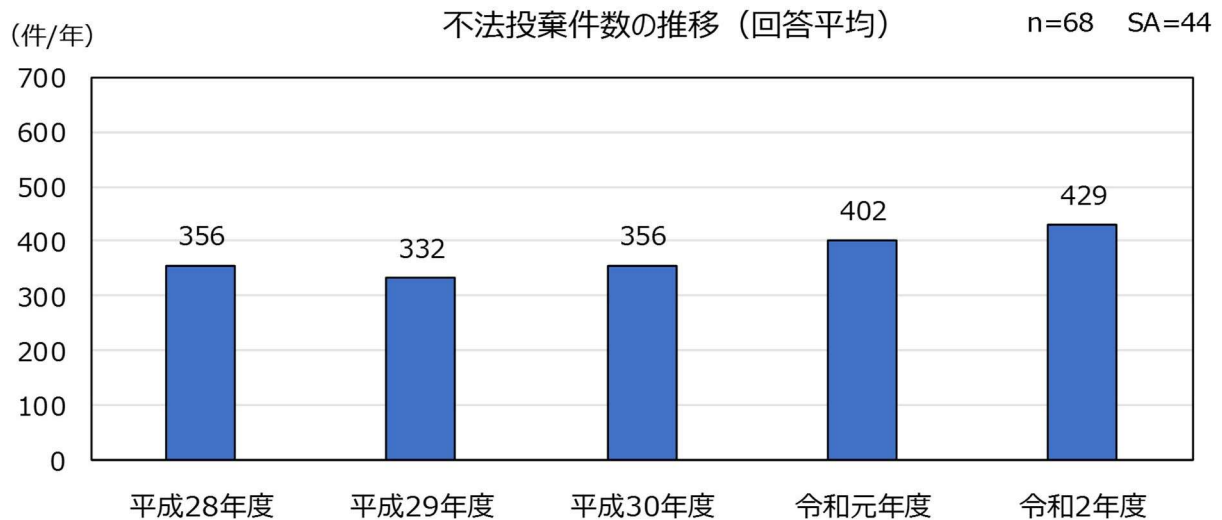


<回答3の取組内容>

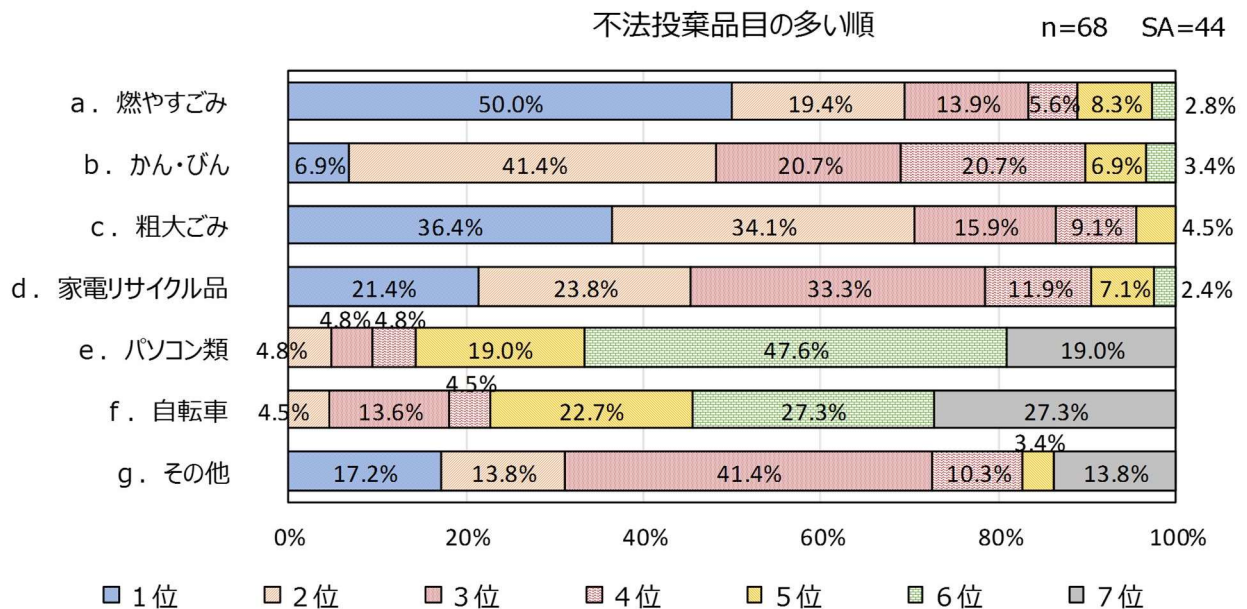
- ・スーパーにおける資源物回収ボックスの設置（越谷市）
- ・HP 等への情報掲載（桶川市）

1-3-5. 一般廃棄物の不法投棄対策について

問 37 過去5年間の不法投棄件数の推移



問 38 主な不法投棄品目（多い順に1,2,3を付番してください。）



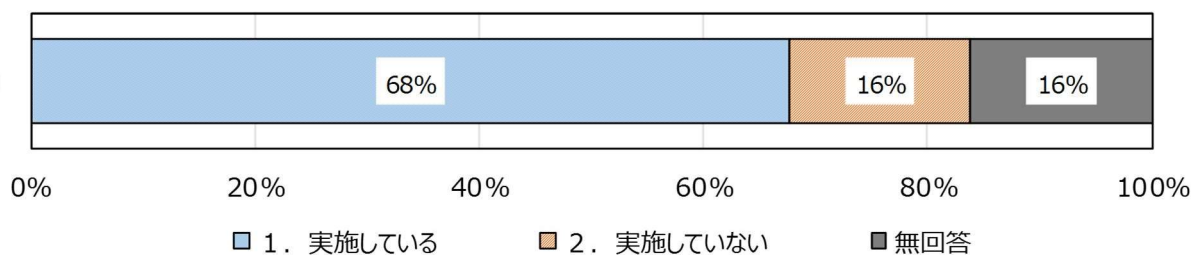
<品目別の主なコメント>

- 燃やすごみ 幹線道路沿いでコンビニ系レジ袋に入ったごみの投棄が多い。（小鹿野町）
- かん・びん 幹線道路沿いでコンビニ系レジ袋に入ったごみの投棄が多い。（小鹿野町）
- 粗大ごみ 山間部の道路脇斜面に投棄されていることが多い。（小鹿野町）
- 家電 テレビ、冷蔵庫、洗濯機（寄居町）

問 39 不法投棄の監視・パトロールについて（○は1つ）

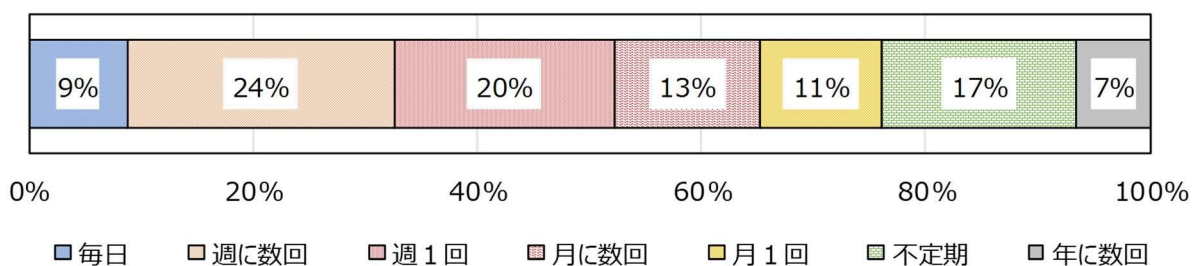
不法投棄の監視・パトロールの実施状況

n=68 SA=57



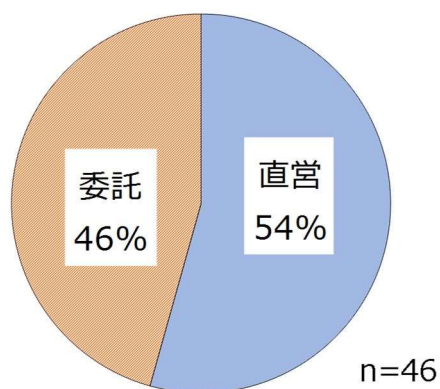
不法投棄の監視・パトロールの実施頻度

n=46 SA=46



実施頻度	回答自治体
毎日	秩父市、越谷市、戸田市、松伏町
週に数回	川越市、川口市、所沢市、飯能市、狭山市、草加市、蕨市、入間市、吉川市、滑川町、東秩父村
週1回	富士見市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、白岡市、越生町、川島町、美里町、上里町
月に数回	朝霞市、桶川市、蓮田市、鳩山町、小鹿野町、神川町
月1回	熊谷市、加須市、鴻巣市、ふじみ野市、嵐山町
不定期	春日部市、羽生市、新座市、久喜市、北本市、幸手市、吉見町、寄居町
年に数回	八潮市、横瀬町、宮代町

不法投棄の監視・パトロール実施主体



問 40 不法投棄の対策費用について

令和2年度の対策費用 2,206.2 千円/年（回答平均）

<主な実施内容>

- ・監視カメラ保険、不法投棄啓発用看板（川越市）
- ・家電リサイクル法対象品目の処分費用（行田市）
- ・不法投棄禁止看板の購入、処理困難物処理費（加須市）
- ・不法投棄廃家電処理委託、不法投棄物回収運搬委託（蓮田市）
- ・産廃処理費用や、リサイクル券購入費用に充当（神川町）
- ・啓発看板設置土地借上料、簡易看板作成用消耗品（寄居町）

※詳細は別表4に示す。

問 41 県や警察等との継続的に連携する取組があればお聞かせください。

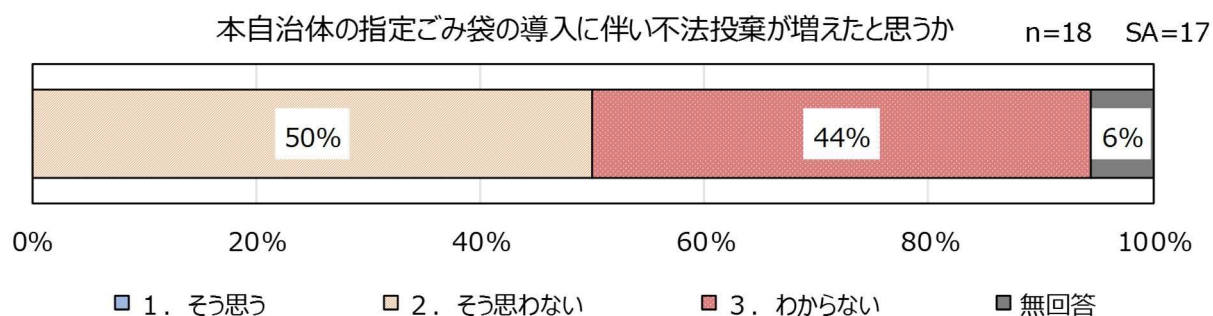
<主なコメント>

- ・東松山市と東松山警察署の連名での不法投棄禁止看板を作成し、希望者へ配布している。（東松山市）
- ・不法投棄案件があった際、相互に報告をするなど、情報共有に努めている。（羽生市）
- ・警察署との連名による不法投棄禁止看板の作成（蓮田市）
- ・産廃については県と協力し、行為者が判明できそうであれば警察と協力している。（幸手市）
- ・県との合同パトロールの実施（秩父市、鳩山町）

※詳細は別表4に示す。

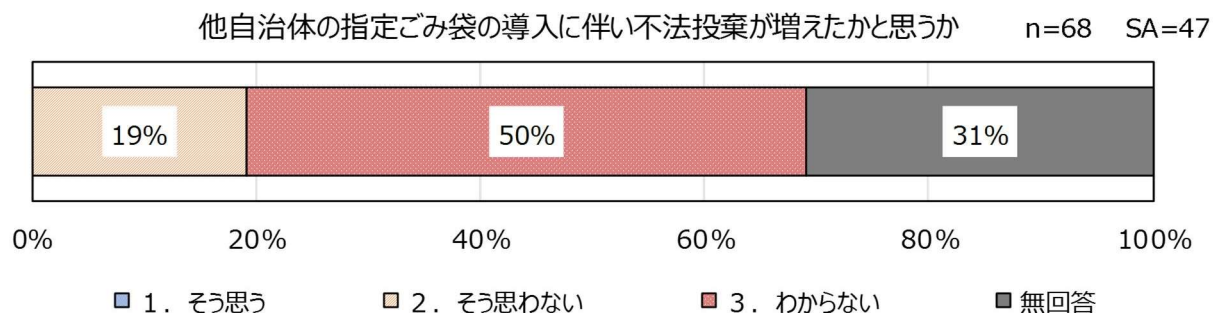
問 42 指定ごみ袋や有料ごみ袋の導入と不法投棄の関連について（○は1つ）

問 42-1 本自治体の指定ごみ袋・有料ごみ袋の導入に伴い不法投棄が増えたと思いますか。



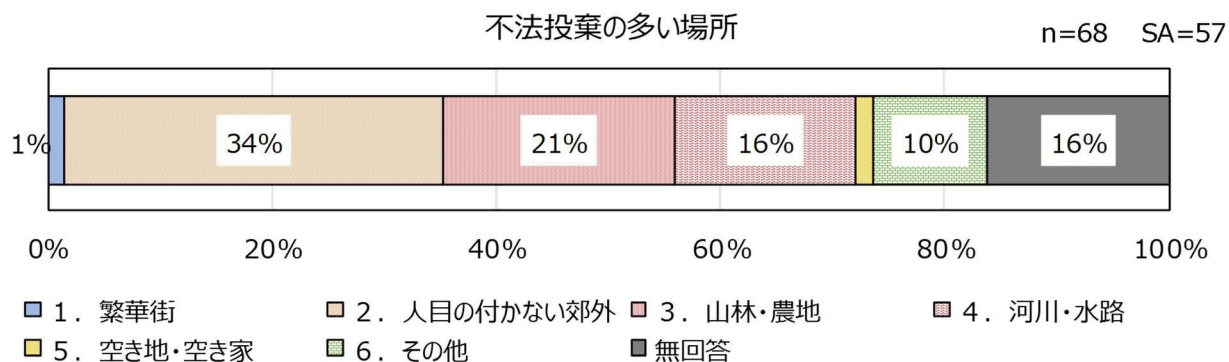
※本回答は指定ごみ袋を導入している自治体に限定して集計した。

問 42-2 他自治体の指定ごみ袋・有料ごみ袋の導入に伴い不法投棄の流入が増えたと思いますか。



問 43 不法投棄の多い場所と、その対策

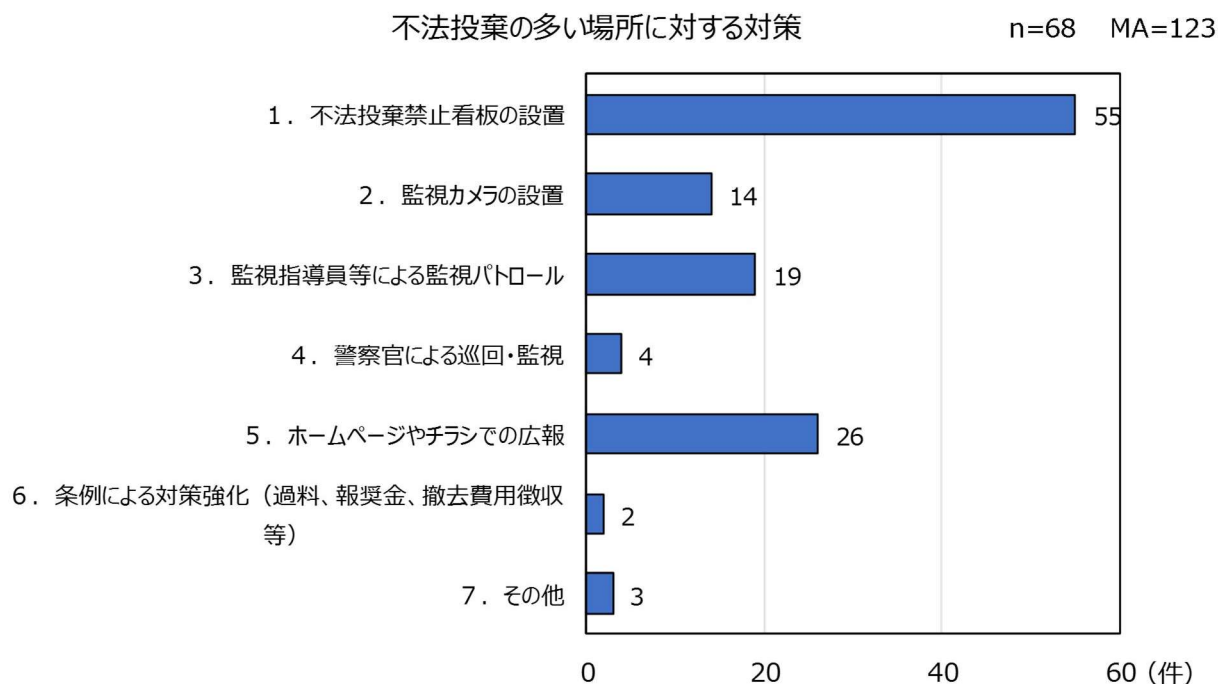
問 43-1 不法投棄の多い場所（○は1つ）



<「その他」主なコメント>

- ・ごみ集積所（行田市、富士見市）
- ・ごみステーション（越谷市、戸田市）
- ・一般廃棄物のごみステーション（蕨市）

問 43-2 その対策（○は複数）



<「その他」主なコメント>

- ・ごみ分別アプリの不法投棄通報機能、直営の収集作業員によるパトロール（富士見市）

問 44 不法投棄に対して効果のあった取組等があればお聞かせください。

<主な回答>

- ・啓発看板の設置（秩父市）
- ・使用済みオムツが繰り返し投棄される場所があったため、「オムツが捨てられます。発見したら通報を。」と明記した看板を設置したところ、地域の意識も高くなり、投棄がなくなった。（飯能市）
- ・不法投棄に対して警告シールを貼る。（草加市）
- ・不法投棄の多い場所に、ダミーの監視カメラを設置した。（入間市）
- ・監視カメラの設置（滑川町）

1-3-6. 意見・要望の自由記述

<主な回答>

4.資源物の分別収集についての補足としまして、当組合は、構成市で容器包装プラと容器包装外プラを一括で収集し、搬入されたごみを当組合施設で容器包装プラと容器包装外プラを分別しています。（志木地区衛生組合）

以上

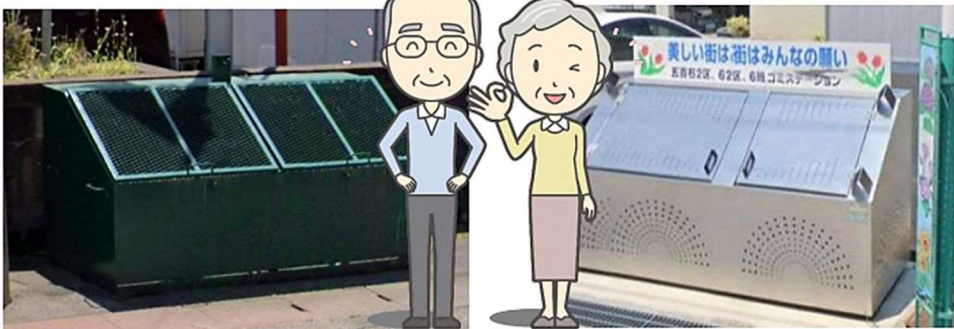
第 2 編 アンケートに係る取組推進の 参考となる先進事例

2-1. 事例一覧

「一般廃棄物の収集等に関するアンケート調査」における設問テーマに係る、参考となる先進事例について情報を収集し、概略を以下にまとめた。

先進事例一覧		
分野	先進事例	取組主体
1. ステーション管理		
事例 1	軽いアルミ製の設備の補助率を高くする	富山県立山町
事例 2	これだけでカラスがこない？カラス除けコンテナ貸与	愛知県豊橋市
事例 3	いつでもごみを出せるようにする	東京都日野市
事例 4	ごみの運搬距離を短くする	長崎県諫早市
事例 5	生ごみを 24 時間出せる回収箱の導入	千葉県市川市
事例 6	自治体職員が戸別訪問、声掛けも行う「ふれあい収集」で ごみ出し安心	埼玉県所沢市
事例 7	体制やマニュアルを整備して、委託によるごみ出し支援・声掛けを行う	千葉県我孫子市
事例 8	外国人向けごみ出しルール情報（アプリ等）	兵庫県神戸市
2. 資源ごみ収集		
事例 9	日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業	奈良県生駒市
事例 10	新たなペットボトル回収・リサイクルシステム （みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）	大阪府大阪市
事例 11	新たな拠点回収の実施（移動式拠点回収事業）	京都府京都市
事例 12	衛生自治会を中核とした 27 品目の分別活動	鹿児島県大崎町
3. 災害廃棄物対策		
事例 13	被災経験者及び OB の活用によるマネジメントの円滑化	東日本大震災被災地
事例 14	仮設トイレ管理体制の事前準備による現場の混乱防止	熊本県益城町
事例 15	災害廃棄物仮置場の設置	熊本県
事例 16	災害時における生活ごみ等の処理	熊本県
事例 17	市内の仮置場の事前選定	鹿児島県鹿児島市
事例 18	仮置場の運営訓練	千葉県船橋市 関東地方環境事務所
事例 19	市民への災害時の分別の事前周知	大阪府茨木市
事例 20	災害廃棄物の搬出訓練	和歌山県かつらぎ町 近畿地方環境事務所
4. 不法投棄対策		
事例 21	可搬式の監視カメラの導入	千葉県市原市
事例 22	可搬型監視カメラの導入により機動力のある監視体制を構築	福岡県福岡市
事例 23	亀岡市の不法投棄防止対策	京都府亀岡市
事例 24	利根川河川敷の不法投棄防止対策	利根川上流河川事務所 古河出張所

2-2. ステーション管理

事例 1	軽いアルミ製の設備の補助率を高くする
取組の主体	富山県立山町（人口：24,411 人、世帯数：9,170 世帯、R4.1.1）
取組の目的	高齢者がごみ収集箱の開閉が困難なため、軽いアルミ製及び劣化しにくいステンレス製のごみ収集箱の補助率を高くする。
取組の背景	スチール製のかなり重いごみ収集箱が大多数であり、高齢者の方は筋力が弱く、蓋を開けるのが困難であるという声があった。また、ごみ集積所は雨ざらしであるため、スチール製だと錆びて底が抜けることがあったため、錆びにくいアルミ製、ステンレス製の普及を図ることにした。
取組の概要	ごみ収集箱はスチール製（金網状）が多いが、より軽く、錆びなどの劣化が少なく、耐久性のあるアルミ製及びステンレス製のごみ収集箱の購入補助率を高くし、普及を図っている。 ● 取組開始：平成 28 年度より ● 取組の流れ： ①自治会から申請 ②町の職員が現地確認 ③自治会等でごみ収集箱を設置 ④交付申請書類（領収書、ごみ収集箱の設置状況写真等）を提出 ⑤交付決定通知を送付 ● 設置にかかる費用：アルミ製 15～20 万円、ステンレス製 約 30 万円 ● 年間の予算：毎年 300 万円程度 ● 収集箱の特徴：スチール製は箱の上部に蓋が付いており、手前の取手を上に持ち上げるタイプで、アルミ製やステンレス製は蓋が観音開きとなったものが多い。また、スチール製は雨ざらしとなっているごみ集積所などでは傷みやすく、耐用年数が短くなる。 ● 補助対象のごみ集積所設備の例 （アルミ・ステンレス製）  【写真提供：立山町】
取組の効果	収集箱の素材が変わり、軽くなったことで蓋が楽に開けられるようになった。
出典等	ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所） https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf

事例 2	これだけでカラスがこない？ カラス除けコンテナ貸与
取組の主体	愛知県豊橋市（人口：372,604 人、世帯数：162,291 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみ集積所にカラス除けのコンテナを設置してカラスの被害を軽減する。
取組の背景	平成 29 年 4 月から生ごみの分別収集を開始したが、ごみ集積所のネットの掛け方が甘いとカラスがごみ袋を引っ張り出して、ごみが散乱してしまうという住民からの苦情があった。そのため、市の考案によりカラス除けコンテナを置くことを提案した。
取組の概要	豊橋市は生ごみの分別処理を行っており、自治会を通して希望があったところに生ごみ用のカラス除けコンテナを市から貸与している。コンテナは 1 ヶ所のごみ集積所に 1 個、多くて 3 ～ 4 個貸与し、自治会が管理している。コンテナ 1 個あたり 10 ～ 15 袋程度入れることが可能。 ● 取組開始：平成 30 年度より ● 取組の流れ： ①自治会から市に貸与の要望を受け付ける（予約制ではない） ②貸与が決定したら自治会員に指定の環境センターに取りに来てもらう。希望があれば配送も行う。 ③ごみ集積所にコンテナを設置する。 ● 設置にかかる費用：1 基あたり 505 円 ● 年間の予算：令和 2 年度 252,500 円（内訳：コンテナの料金 505 円×500 個） ● 観察で解明！カラスの弱点 豊橋市はカラスの行動を観察し、地面に直接置いたごみ袋はネットをかけていても下からつつかれて破られてしまうのに対し、コンテナに入れるなどして地面から30センチ程度の高さを確保すればカラス害を防ぐことができることをつぎとめました。豊橋市は生ごみ専用として貸し出していますが、他の自治体の可燃ごみにも応用可能な知見と思われます。（カラスはコンテナの上には上がらないため、コンテナから上にごみ袋が出ていてもOK。）  【写真提供：豊橋市】
取組の効果	コンテナを設置することで、カラス被害が軽減された。また、設置前には「生ごみ」と、「もやすごみ」が混在して置かれた状態であり、収集効率に影響していた。コンテナを設置することで、ごみが分けて置かれるようになり、収集効率も向上した。
出典等	ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所） https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf

事例 3	いつでもごみを出せるようにする
取組の主体	東京都日野市（人口：187,304 人、世帯数：91,736 世帯、R4.1.1）
取組の目的	「ハンディキャップボックス・シール」を活用してごみ出しルールを緩和する
取組の背景	ごみ収集の有料化、戸別収集を始めるタイミングで説明会を行った際、市民から要望が出て実施に至った。
取組の概要	高齢及び障害によりごみ出しが困難な世帯は指定日外排出用ごみ・資源収納容器「ハンディキャップボックス」を使用することで、利用者の生活を支援する者（家族、ヘルパー等）がいつでもごみ出しをすることができる。集合住宅の場合は、ハンディキャップシールをごみ袋に貼ることで指定日以外でもごみ集積所にごみを排出できる。（ボックスとシール共にごみは指定日に回収を行っている） ● 取組開始：平成 12 年度より ● 取組の流れ： ① 申請 ② 面談 ③ 可否の決定 ④ 1 週間以内に対応し開始 ● 年間の予算：ハンディキャップボックスや面接等を行う事業費の一部については、福祉部局と連携して東京都の福祉関連や特別交付税の対象にして、補助金等を充てている。 ● ハンディキャップボックス ● ハンディキャップシール    【写真提供：日野市】 ● ハンディキャップボックス・シール制実施のポイント ハンディキャップボックスやシールを利用したごみ出しを円滑に実施するためには、その制度を利用者だけでなく周辺の住民が制度を理解していることが重要なポイントとなります。 日野市では、全戸配布しているごみ・資源分別カレンダーやホームページでの公表と併せて、利用者側のケアマネージャーを対象とした研修会等で取組の周知を図っています。
取組の効果	いつでもごみ出しできるようにすることで、ヘルパーや同居していない家族などがごみ出し支援をしやすくなる効果が期待される。
出典等	ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所） https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf

事例 4	ごみの運搬距離を短くする
取組の主体	長崎県諫早市（人口：133,043 人、世帯数：53,604 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみステーションを分割・分散して運搬距離を短くする
取組の背景	自治会長から、高齢者がごみステーションまでごみを運搬するのが困難なので、ステーションを分割して近い場所にも設置してほしいという相談を受けた。ごみステーションの分割申請の際、高齢者のごみの運搬距離が理由となるケースは多い。
取組の概要	高齢者のごみ出し距離が長い等の理由で自治会長等から申請を受け、ごみステーションを分割している。既存のステーションはそのまま、新たなステーションを設置する。 ● 取組のながれ： ①自治会・町内会からごみ集積所の分割申請（設置場所・利用世帯等） ②市が現地確認 ③市がごみステーションとして登録 ④市が収集委託先に新しいごみステーションの場所を伝達→⑤収集開始 ● 設置にかかる費用：なし ● 年間の予算：なし ● ごみステーションの特徴： ごみ集積所には鳥獣害等の対策としてステーション管理者によって金属かご等が設置されている。ごみステーション 1 ヶ所あたりの利用世帯は 20 世帯程度から最少で数世帯（山間部）となっている。  ● ごみステーションの設置場所を自治会、町内会等で調整し、分割する⇒自治体に設置申請
取組の効果	ごみステーションを分割することで、ごみ出しの距離が短くなり、市民の負担が軽減した。
出典等	ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所） https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf

事例 5	生ごみを 24 時間出せる回収箱の導入
取組の主体	千葉県市川市（人口：490,843 人、世帯数：250,511 世帯、R3.12.31）
取組の目的	生ごみ回収箱（試作品）による試験運用の実施
取組の背景	以前からごみの資源化の推進と市民の利便性確保を両立する方法を模索していた。また、燃やすごみとして収集されるごみのうち、生ごみが約 4 割含まれていることもあり、分別回収・資源化の方法を具体的に検討することにした。
取組の概要	一般家庭の生ごみを 24 時間 365 日出せるようにするため、ICT を活用した生ごみ専用回収箱の試作品を使用した職員による試験運用を行っている。 ● 取組開始：令和元年度より ● 取組予定：市内に回収箱を 5 台設置することを検討している。 ● 費用：専用箱の開発費 300 万円（6 台） ● 令和 2 年度当初予算：600 万円 ● 回収箱の特徴：回収箱にはセンサーや発信機が備わっており、ごみの蓄積量を通知し、収集車両が回収に向かう。 <課題> ● 現状では回収箱の動作が不安定なところがあり、メーカー負担で改良を進めている。具体的にはごみの投入扉を開閉するためのセンサーや QR コードリーダーなどの動作に不安定な動きが確認された。 ● 処理に適さない貝殻や骨等が入ってくることがある。異物の許容範囲はこれから検討する。 ● 悪臭発生等の課題がある。 ● 生ごみ回収箱（試作品）  正面に立つとセンサーが働き、QRコードリーダーが光ります →カードをかざしてスタート！  投入口の中  中には回収容器が入っています 回収箱の上には太陽光発電パネル 【写真撮影：エックス都市研究所】
取組の効果	現在職員による試験運用中のため、市民による利用の効果は今後確認する予定。
出典等	ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所） https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf

事例 6	自治体職員が戸別訪問、声掛けも行う「ふれあい収集」でゴミ出し安心
取組の主体	埼玉県所沢市（人口：343,637 人、世帯数：165,189 世帯、R3.12.31）
取組の目的	ゴミ出しが困難な高齢者を対象にゴミ出しを支援するとともに安否確認を行う
取組の背景	利用開始の準備として、実施要項の策定、利用者との面談、車両（軽ダンプ）の確保、住民への周知を行った。 ふれあい収集実施にあたっては、介護保険制度の理解を深め、社会福祉協議会など福祉分野の関係主体へのヒアリングを行った。また、利用者に対して身内に接するような意識をもって接することなど、収集担当者への教育も実施した。
取組の概要	<取組の特徴> 収集員（現場）、事務所（事務）、ケアマネジャー（福祉）の連携 ● 市内約 45%の地区の収集を自治体職員で行っており、東部と西部のクリーンセンター併せて職員 86 名と収集車両 57 台で収集業務を行っている。 ● ふれあい収集は収集員が 2 名 1 組で作業を行い、事務所は業務管理や安否確認等を行っている。声掛け・安否確認、緊急時の対応などで、ケアマネジャーと緊密に連携している。 <取組の詳細> ● 市が通常収集している全 9 種類のごみ（粗大ごみを除く）を対象としている。 ● 利用者は朝 8 時半までに、所定の場所に設置された蓋付き容器に、種類ごとにまとめたごみ袋を入れておく。 ● 週 1 回、収集員が全ての品目を軽ダンプで収集し、クリーンセンターまで運搬する。 ● 声掛け希望は約 29%（169/579 世帯）である。 ● 「ふれあい収集に参りました」と声をかけ、ごみを回収する。インターホンや窓越しに声を掛け、外に出ている蓋付き容器からごみを回収する場合もあれば、マンションなどでは玄関を開けて声を掛け、ごみを回収する場合もある。    （写真データ：所沢市提供）
取組の効果	● 利用者は 579 世帯（H29 年 3 月末現在）であり、運用開始以来、ふれあい収集は増加を続けている。うち、半分以上は単身高齢者の利用である。 ● 普段、1 日中テレビを見ているだけの生活なので、収集員と一言、二言かわすだけでもほっとする、という言葉を利用者からもらうことがある。また、遠方に住む利用者の親族から、感謝の言葉をもらうこともある。
出典等	高齢者ゴミ出し支援事例集 https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging3.pdf

事例 7	体制やマニュアルを整備して、委託によるごみ出し支援・声掛けを行う
取組の主体	千葉県我孫子市（人口：131,402 人、世帯数：60,549 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみ出しが困難な高齢者を対象にごみ出しを支援するとともに安否確認を行う
取組の背景	平成 10、12 年の市議会の質疑で、ごみ出しが困難な高齢者の問題が取り上げられたことを契機に検討を開始した。平成 13 年より調査を開始、平成 15 年 4 月から直営により支援を開始した。 平成 18 年 4 月には 100%を民間委託に切り替えている。こうした経緯から、当初は直営の体制で行われていたふれあい収集についても、平成 20 年に委託化した。
取組の概要	<取組の特徴> ● 委託事業者は、ごみ収集とごみが出ていないときの声掛けのみを行い、申請の受け付けから訪問調査、支援可否の判断、安否確認などの業務はクリーンセンターが行っている。マニュアルを設けて役割分担を明らかにすることで、委託の体制でも声掛け・安否確認を支障なく実施している。 <訪問調査> ● 平成 27 年度の実績で、利用申請を受けた 63 世帯と面談し、44 世帯を支援可として、19 世帯を却下している。 以前は、支援を利用している高齢者が買い物や旅行に行っているところを職員が現認したり、近隣住民が見つけて連絡してきたりということがあった。こうした高齢者については、介護認定を受けていても、自らごみ出しができるものとして、支援不可と判断するようにしている。特に要支援の高齢者には比較的元気な方がいるため、慎重な判断が必要となる。 <声掛け・安否確認> ● 声掛けを希望している割合は 79%である。 ● 声掛け・安否確認の仕方は、「連絡の手引き」にまとめている。 ● 声掛けを行う世帯は、ごみの有無にかかわらず、収集日にはふれあい収集専用袋を指定の場所に出すことになっている。専用袋が出ていれば声掛けは行わない。 <取組にかかる費用> 委託費は予算額 10,064 千円に対して、実績値で平成 27 年度が 8,424 千円、平成 28 年度が 7,002 千円である。本事業は公募型一般競争入札で行われ、近年は 2 社が応札している。価格の競争が行われ、業者の入れ替わりも生じている。
取組の効果	● 利用世帯は平成 29 年 1 月現在で 200 世帯、支援制度開始からの累積では 788 世帯である。 ● 担当ケアマネージャーや社会福祉協議会、高齢者支援課などと連携することで、利用者にとって、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境作りに繋がっていると考えている。
出典等	高齢者ごみ出し支援事例集 https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging3.pdf

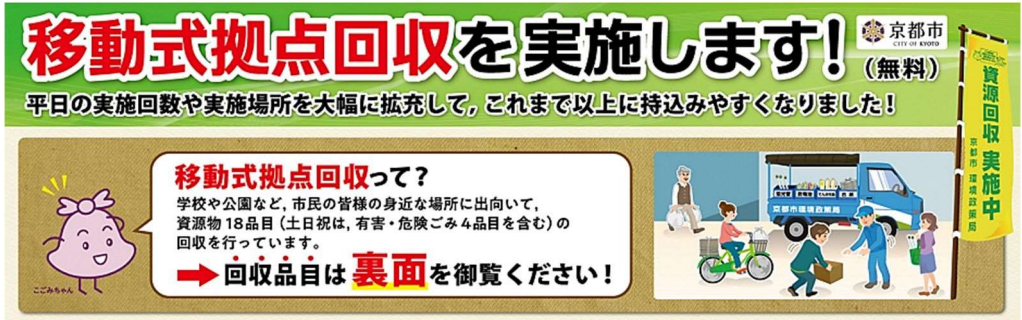


事例 8	外国人向けごみ出しルール情報（アプリ等）
取組の主体	兵庫県神戸市（人口：1,515,014 人、世帯数：737,721 世帯、R4.1.1）
取組の目的	外国人にごみ出しルールを啓発する。
取組の背景	外国人を対象に、SNS・動画等のわかりやすいツールを活用し、入国・入居時等の早い段階で、分別ルール等の啓発に関係機関と取り組んでいる。
取組の概要	神戸市のオープンデータを活用して、NPO 法人コミュニティリンク（神戸市中央区）が、神戸市環境局と協働により Code for kanazawa が開発したごみ分別アプリ「5374」の神戸版を作製しています。 5374（ごみなし）神戸版は、パソコン・スマートフォン・タブレットなどから、お住まいの地域の収集日、ごみ分別検索などを簡単・手軽に確認できる。 <機能> 収集日検索、ごみ分別検索、資源集団回収検索、神戸市からのお知らせ <対応言語> 英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語 収集日検索 ごみ分別検索
取組の効果	外国人のごみ出しマナーの向上が期待できる。
出典等	神戸市ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a04164/kurashi/recycle/gomi/gaikokujin.html

2-3. 資源ごみ収集

事例 9	日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業
取組の主体	奈良県生駒市（人口：118,485 人、世帯数：51,146 世帯、R4.1.1）
取組の目的	生駒市が取り組む自治体 3.0 のまちづくりの次なる一歩として、「ごみ出し」というすべての人にとっての日常的行為を切り口に、多様な人々が集う拠点（ステーション）を市民と共に展開し、全市民が「自然に・楽しく・当事者として」参画・協働できる持続可能なまちづくりを目指した実証実験である。
取組の背景	生駒市では地域・社会課題の解決に向けた活動を通じて、市民が日常的に集う場の創出を目指す「100 の複合型コミュニティ事業」を 2020 年に開始しています。「複合型コミュニティ」の取り組みを市内自治会に対して募集し、萩の台住宅地自治会の「こみすて」に関する申請が採択された。
取組の概要	本実験は市内の「萩の台住宅地」の自治会に協力を求め、自治会該当地区を対象地域としました。期間中、資源循環の拠点「こみすて（コミュニティステーションの略）」を自治会館に隣接した中央緑道に設置し、対象地域の住民にはステーションへ回収対象となるごみの持ち込み・分別を行った。 ステーションの第一の目的は、市内の資源循環の拠点となること。本実証実験に参加を表明してくれた住民の方々に資源ごみを持ち込み、分別してもらうことで、市内におけるすべての一般ごみの資源循環率の向上を目指している。 ＜主な回収対象品＞ 生ごみ、廃油、小型家電、プラスチック ※品目は段階的に追加予定 【ステーションの主な機能】
取組の効果	「若い世代の顔が見えるようになり、地域のまとまりができて来ています。若い世代からも地域活動がスタートすることになりましたし、意義は大きいと思いますよ」（萩の台住宅地自治会）
出典等	アマタホールディングス株式会社ホームページ https://www.aise.jp/news/releace/20201130_ikoma.html https://www.amita-oshiete.jp/column/entry/015554.php

事例 10	新たなペットボトル回収・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）
取組の主体	大阪府大阪市（人口：2,747,569 人、世帯数：1,482,662 世帯、R4.1.1）
取組の目的	分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収することで、国内におけるボトル to ボトルといったマテリアルリサイクルを促進し、プラスチックの資源循環を推進する。
取組の背景	ボトル to ボトルリサイクルをさらに推進していくためには、質の高いペットボトルを数多く確保する必要があるが、まとまって回収できる数量が少ないこと、他のゴミと混ざるなど低品質なものが多いことが大きな課題となっています。
取組の概要	<対象団体> 地域活動協議会等の地域コミュニティ（原則、小学校区単位）規模での活動となる。 なお、許可業者が収集しているアパート・マンションも対象となります。 <対象品目> 大阪市の資源ごみ等の収集と区分したペットボトルが対象となる。 <ペットボトルの出し方> ● 排出場所は原則変わらない。 ● 大阪市の資源ごみ・容器包装プラスチック収集、許可業者収集と区分して排出する。 ● ペットボトルは地域で契約した参画事業者が回収を行う。 <リサイクルの流れ> ● 新たなペットボトル回収では、実施地域が契約した参画事業者が月 2 回以上、中身の見えるごみ袋で大阪市の資源ごみ等の収集と区分したペットボトルを回収します。 ● 参画事業者はペットボトルを回収し、再資源化事業者へ直接引き渡すことで、そこで得た売却費用から事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元する。 <参画事業者> サントリーホールディングス株式会社、マツダ株式会社、大阪紙業株式会社 株式会社さつき、株式会社北部衛生、旭宝資源株式会社
取組の効果	令和元年度 3 地区、令和 2 年度 36 地区、令和 3 年度 29 地区戸拡大し、令和 4 年 3 月現在、大阪市内の 21 行政区、68 地区に拡大している。
出典等	大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000480794.html

事例 11	新たな拠点回収の実施（移動式拠点回収事業）
取組の主体	京都府京都市（人口：1,450,660 人、世帯数：730,410 世帯、R4.1.1）
取組の目的	従来の拠点回収に加え、新たな回収方法を展開し、資源物の回収を促進する。
取組の背景	京都市では「ごみは資源、可能な限りリサイクル」の方針の下、市内各拠点において、使用済てんぷら油や蛍光管、乾電池等の資源物の拠点回収を行っている。こうした回収方法に加え、更なる資源物の回収を図るため、平成 25 年度から本事業を開始した。
取組の概要	<回収品目> ● 資源物 18 品目 古紙、雑紙、紙パック、使用済天ぷら油、古着類、乾電池、ボタン電池、充電式電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、小型家電、記憶媒体類（CD など） インクカートリッジ、リユースびん、刃物類、使い捨てライター、陶磁器製の食器、木の枝 ● 有害・危険ごみ 4 品目 石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ワックス・絵具、洗浄剤 <回収場所> 市内の公園、小学校等の公共施設 <回収日時> 各拠点とも月 1 回程度（随時日程表を案内） <持ち込む際の注意点> ● 京都市内の家庭から排出されたものに限る。（事業系ごみは不可） ● 対象品目以外は受け付けず、持ち帰りいただく。 ● 時間内に持ち込まれたものに限る。（時間外の持ち込みは不可） 
取組の効果	資源ごみの収集量が平成 25 年度比で、令和 2 年度には 12%増加した。
出典等	京都市ホームページ https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000269272.html https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000269/269272/gaiyo.pdf

事例 12	衛生自治会を中核とした 27 品目の分別活動
取組の主体	鹿児島県大崎町（人口：12,089 人、世帯数：5,803 世帯、R3.12.1）
取組の目的	容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の徹底、リサイクルを推進し、環境負荷の少ない「資源循環型社会」への転換をめざす。
取組の背景	従来、一般廃棄物の処理は、曾於南部厚生事務組合の管理型処分場で埋め立て処分を行ってきた。しかしながら、処分場の残余年数があと数年で満杯と逼迫した状態であったことから、平成 10 年から缶・ビン・ペットボトルの分別収集と指定袋の導入を実施した。その後段階的に分別対象品目を拡大し、現在は 27 品目の分別収集を行っている。
取組の概要	<ごみの排出ルール> ● 町民は大崎衛生自治会に入会する。（会費は 500 円/年・世帯） ● 会員は各収集場に登録され、登録された収集場以外には排出できない。 ● 収集場では管理者の指示に従い共同で分別を行う。 ● ごみは指定ごみ袋を利用し、指定袋には名前を書き、自分のごみに責任を持つ。 ● 資源・一般ごみは指定袋以外の使用を禁止する。 ● 事業所も家庭と同じルールで分別する。 <生ごみと草木の堆肥化> そおりサイクルセンターの有機工場では菜の花エコプロジェクトの一環として、生ごみを 1、草木剪定くずを 4 の割合で混ぜ合わせ、約 4 ヶ月半かけて完全完熟の堆肥を製造する。この出来上がった堆肥は草木の菌を利用しただけの堆肥で菜種畑はもとより、無農薬無化学肥料の野菜作りにも利用されている。 <菜の花エコプロジェクト> 大崎町は下水道、浄化槽の普及率が低く、家庭から排出する「天ぷら油」が河川水質汚濁の一因であることから、各家庭に廃食油専用容器の配布を行い、平成 12 年から「廃食油」の回収を行っている。しかし、廃食油の回収量が予想より少なく、衛生自治会で知恵を絞った結果、たどり着いたのは菜の花の栽培でだった。 衛生自治会と町では、菜の花畑を復活させ、食用油として特産品開発、使用後の菜種油は回収して軽油代替燃料（BDF）とし、さらに観光資源としても活用する「菜の花エコプロジェクト」を平成 13 年度から始め、衛生自治会員の畑約 7ha に植え付けました。肥料も生ゴミリサイクル堆肥「おかえり環ちゃん」などの有機肥料を使用しています。  衛生自治会員(住民)の立会い活動による 共同分別収集  廃食油専用容器（左側）を全戸に配布し、 共同収集日に回収容器（右側）にて回収
取組の効果	環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」において、リサイクル率は 12 年連続日本一（人口 10 万人未満の市町村の部）を達成している。
出典等	大崎町ホームページ https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/jk_kankyutaisaku/kurashi/gomi/recycling/ecoproject.html

2-4. 災害廃棄物対策

事例 13	被災経験者及び OB の活用によるマネジメントの円滑化
取組の主体	平成 23 年東日本大震災被災地
取組の目的	災害時に最も重要なことは、正確な情報の収集と指揮（意思決定）を速やかに行うための組織の設置である。そのため、キーマン（総括責任者）を決め、ある程度の権限を与えることが必要である。
取組の背景	平成 23 年東日本大震災において、被災自治体には災害復旧に熟知した職員が不足しており、対応に苦慮した。
取組の概要	■ 土木・建築職（発注業務）経験者の確保 散乱された災害廃棄物の撤去は、土木・建築工事中心であり、その発注業務の際には発注価格を設定するための設計書等を作成しなければならない。このような作業は、平時の環境・廃棄物部局の職員は経験に乏しいため、速やかな発注手続きは難しい。そのため、体制に土木・建築の職員を加えることは極めて重要である。 発注を行う際には、適正価格を確認するための設計書作成や工事費支払いの検証書類の準備には工事監理を行いながら業務を行っている土木・建築職の知識が必要である。災害廃棄物の処理では土木建築工事に加えて廃棄物の収集・運搬、処理・処分発注が加わることから、特殊な設計書を組むために土木・建築職の知識が必要である。 ■ 災害対応経験者（アドバイザー）の受け入れ 阪神・淡路大震災の経験を持つ関西圏の自治体は、いち早く被災した自治体の中枢に入り、陣頭指揮をとって災害の情報収集、優先課題の洗い出し、混成組織の編成、災害廃棄物発生量の算出、災害報告書の作成に必要な資料を収集し、被災自治体の職員教育等を実施した。 このようなアドバイザーが災害直後に被災自治体の各部署に入り、被災自治体の一員となって作業を進めることが、速やかな復旧のために欠かせないものである。 さらに、時間が経過してからも被災自治体の職員が行うことは通常業務と併せて膨大なものとなる。他自治体からの職員派遣については、期間ではなく実際の作業量に合わせて検討する。
取組の効果	災害復旧の迅速化・効率化が期待できる。
出典等	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（参考資料）参考事例一覧 https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_doc/reference_list.pdf

事例 14	仮設トイレ管理体制の事前準備による現場の混乱防止
取組の主体	熊本県益城町（人口：33,325 人、世帯数：13,746 世帯、R3.3.31）
取組の目的	発災時に仮設トイレを的確に設置する。
取組の背景	平成 28 年熊本地震において、益城町では、町以外の機関から仮設トイレを手配してもらったが、調達数・配送先等の情報が不明確であったこと、被災現場向けの様式ではなかったことから、混乱が生じた。
取組の概要	<課題> 益城町では、本震後、避難者数が増加し、仮設トイレの需要が高まった。リースなどで対応したが、町だけで全てを調達することは難しかった。しかし、国・関係団体などの手配により町内の各避難所に仮設トイレを設置することができた。また、指定避難所以外にも、車中泊者が多数滞在していた場所やテント村が設営された町陸上競技場などにも設置しなければならなかった。ただ、こうした車中泊を含む指定避難所以外に滞在する被災者の実態把握が難しく、仮設トイレの必要数の把握が困難であった。 一方で、益城町では国のプッシュ型支援を想定していなかったことから、国からの調達数や配送先等の情報が十分に把握できず、設置後の管理に苦慮した。そのため、災害対策本部では、仮設トイレの手配先・契約・様式といった基本的な情報が不統一であったため困難が生じた。 更に、当初設置された仮設トイレは、和式非水洗タイプがほとんどであったため、高齢者や身体の不自由な人々にとって使用しづらい状態になっていた。夜間は周囲が暗くなったため、主に女性からの苦情が多かった。そのため、順次様式・水洗に入れ替えられるなど、職員の負担を増やすこととなった。 <対策> 国や関係団体によるプッシュ型支援を想定し、受け入れ体制の構築などを事前に準備しておき、のちに仮設トイレ等の様式の入替えなどを生じさせないことが重要である。
取組の効果	仮設トイレ管理体制の事前準備により、仮設トイレの円滑な設置が期待できる。
出典等	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（参考資料）参考事例一覧 https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_doc/reference_list.pdf

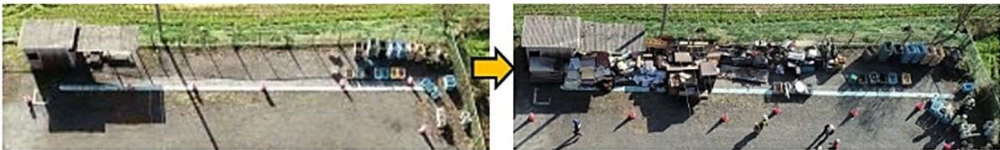
事例 15	災害廃棄物仮置場の設置
取組の主体	熊本県
取組の目的	県民の生活再建を図るには、災害廃棄物を早期に処理することが必要不可欠であり、そのために、膨大な災害廃棄物を集積・保管し、分別する「仮置場」を被災市町村において設置し、災害廃棄物の早期処理に取り組んだ。
取組の背景	同一地域で短期間に 2 度も震度 7 の地震を観測した熊本地震は、住宅の全壊約 8 千 6 百棟、半壊約 3 万 4 千棟、一部損壊約 15 万 5 千棟という未曾有の被害をもたらし、最終的に県内の一般廃棄物排出量の約 5.5 年分にも相当する「約 311 万トン」もの膨大な災害廃棄物を発生させた。
取組の概要	(1) 仮置場候補地の選定 【発災前の状況】 ● 平成 24 年に発生した熊本広域大水害において災害廃棄物の処理を経験した阿蘇市などいくつかの市町村においては、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、同計画の中で事前に仮置場候補地の選定を行っていた。 ● その一方で、計画を策定していなかった市町村や、計画を策定していても具体的な候補地の選定を行っていなかった市町村も多かった。 【発災後の状況・対応と課題】 ● 事前に候補地の選定をしていた市町村においては、比較的スムーズに仮置場の設置・開設を行うことができた。 ● 事前に候補地の選定を行っていなかった市町村においては、十分な検討ができない中で、短期間に仮置場の設置場所を決定することが迫られた。 ● 中には、自衛隊の宿営地や車中泊で利用され設置できなかった事例や、周辺住民からの理解を得られなかったため設置できなかった事例、開設したもののすぐに閉鎖せざるを得なかった事例など、様々な課題が生じ、仮置場の候補地については事前に選定する必要性が高いことが明らかとなった。 (2) 仮置場の設置 【発災後の状況・対応】 ● 熊本地震においては、平成 28 年 4 月 14 日の前震から 1 週間で 22 市町村 41 か所の仮置場が設置・開設され、最終的には 27 市町村で延べ 74 か所の一次仮置場が設置・開設された。 ● 一次仮置場の設置方法については、①市町村内に 1、2 か所の少数の仮置場を設置、②市町村内に 3 か所以上の比較的多数の仮置場を設置、③ごみステーションで収集、④ごみステーションと仮置場の併用という大きく 4 パターンの設置方法があった。 ● また、設置された仮置場の平均面積は約 6,100 m²であり、最小で約 39 m²、最大で約 35,300 m²であった。  
取組の効果	事前に候補地の選定をしていた市町村においては、円滑に仮置場を設置することができた。
出典等	平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録 https://dwasteinfo.nies.go.jp/archive/past_doc/201604kumamoto_pref.pdf

事例 16	災害時における生活ごみ等の処理
取組の主体	熊本県
取組の目的	災害時においても、生活ごみを円滑に収集・処理する。
取組の背景	同一地域で短期間に 2 度も震度 7 の地震を観測した熊本地震は、住宅の全壊約 8 千 6 百棟、半壊約 3 万 4 千棟、一部損壊約 15 万 5 千棟という未曾有の被害をもたらし、最終的に県内の一般廃棄物排出量の約 5.5 年分にも相当する「約 311 万トン」もの膨大な災害廃棄物を発生させた。
取組の概要	【当初の状況、初期の対応及び課題】 ①避難生活や被災家屋の片づけに伴い、可燃物、生ごみや資源ごみなど、多くの生活ごみが大量に発生した。多くの市町村では、災害ごみは仮置場に集積し、生活ごみは通常のごみステーション等を活用し収集した。 しかしながら、生活ごみの発生量はごみステーションや市町村の一般廃棄物処理施設の許容量を超え、加えて被災した一般廃棄物処理施設もあり、被災地の自治体では収集・処理が滞る事態が生じた。 ②熊本市においては、市内約 2 万か所のごみステーションを、生活ごみを含む災害廃棄物の集積場所（仮置場）として収集した。前震の翌日（4 月 15 日）から同年 6 月 30 日まで、災害廃棄物を集中的に処理する特別収集を実施し、この期間中は、生活ごみのうち資源物やペットボトル、埋立ごみ等の収集を一時的に停止した。しかし、ごみステーション周辺の路上に生活ごみを含む大量の災害廃棄物が排出されたことから、処理先の確保や収集が追いつかず、歩道だけでなく車道までごみが溢れ返る状況となり、車両の通行に支障を来た原因となった。 【課題への対応（取組み）】 県において、一般廃棄物処理施設の被災や処理能力超過により、生活ごみの処理が困難となった自治体の生活ごみについて、処理能力に余力がある県内の他の一般廃棄物処理施設、あるいは、協力の申し出のあった県外の一般廃棄物処理施設での処理が可能となるよう調整した。  他自治体による収集支援活動
取組の効果	生活ごみの処理が困難となった自治体の生活ごみは、県内外の一般廃棄物処理施設の協力を得て、処理が可能となった。
出典等	平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録 https://dwasteinfo.nies.go.jp/archive/past_doc/201604kumamoto_pref.pdf

事例 17	市内の仮置場の事前選定																
取組の主体	鹿児島県鹿児島市（人口：591,772 人、世帯数：281,411 世帯、R4.1.1）																
取組の目的	大規模災害の発生時に、適正処理のための選別、中間処理（破砕等）など、資源化や最終処分に向けた重要な役割を果たす仮置場の選定を事前に行う。																
取組の背景	災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、集積、分別、保管等のため一時的に設置し、災害廃棄物を街なかから迅速に撤去する際、輸送効率を高める拠点が必要となる。																
取組の概要	【仮置場】																
	① 仮置場の種類：一次・二次仮置場については予め候補地を選定する。																
	<table><tr><th>名称</th><th>用途等</th><th>必要次期</th></tr><tr><td>市民仮置場</td><td>市民等が自主的に搬入</td><td>被災直後～</td></tr><tr><td>一次仮置場</td><td>市及び市民等が搬入、分別収集。保管や輸送効率を高める拠点</td><td>被災直後～災害応急対応時</td></tr><tr><td>二次仮置場</td><td>一次仮置場から搬入、選別、破砕等、中間処理を実施。焼却施設等への搬出拠点</td><td>災害応急対応時～災害復旧・復興時</td></tr></table>	名称	用途等	必要次期	市民仮置場	市民等が自主的に搬入	被災直後～	一次仮置場	市及び市民等が搬入、分別収集。保管や輸送効率を高める拠点	被災直後～災害応急対応時	二次仮置場	一次仮置場から搬入、選別、破砕等、中間処理を実施。焼却施設等への搬出拠点	災害応急対応時～災害復旧・復興時				
	名称	用途等	必要次期														
	市民仮置場	市民等が自主的に搬入	被災直後～														
一次仮置場	市及び市民等が搬入、分別収集。保管や輸送効率を高める拠点	被災直後～災害応急対応時															
二次仮置場	一次仮置場から搬入、選別、破砕等、中間処理を実施。焼却施設等への搬出拠点	災害応急対応時～災害復旧・復興時															
② 仮置場に係る基本的な考え方																	
● 候補地の選定は、市有地を対象とし、法令等で候補地として選定できない場所等を除き、幅広く行う。また、避難所や応急仮設住宅、降灰の仮置場等、優先すべき他用途の候補地についても、情報を整理・把握の上、候補地リストに登載する。																	
● 仮置場の開設は、候補地リスト作成時に整理した優先すべき他用途の利用（予定）状況等について、関係機関等との間で確認・調整の上、最適な場所を開設する。また、必要に応じて、候補地リスト以外の国有地や県有地等についても協力を求める。																	
③ 仮置場候補地：仮置場候補地選定状況は、下表の通りである。																	
	<table><tr><th>名称</th><th>箇所数</th><th>主な場所</th><th>1 箇所当たりの面積</th></tr><tr><td>市民仮置場</td><td>—</td><td>ごみステーションや公共の空き地等</td><td>概ね 1,500 m²未満</td></tr><tr><td>一次仮置場</td><td>181 箇所 (186ha)</td><td>街区公園、運動公園等</td><td>概ね 1,500 m²以上</td></tr><tr><td>二次仮置場</td><td>3 箇所 (18ha)</td><td>横井埋立処分場、桜島溶岩グラウンド、錦江湾公園</td><td>23,000 ～ 86,000 m²</td></tr></table>	名称	箇所数	主な場所	1 箇所当たりの面積	市民仮置場	—	ごみステーションや公共の空き地等	概ね 1,500 m ² 未満	一次仮置場	181 箇所 (186ha)	街区公園、運動公園等	概ね 1,500 m ² 以上	二次仮置場	3 箇所 (18ha)	横井埋立処分場、桜島溶岩グラウンド、錦江湾公園	23,000 ～ 86,000 m ²
名称	箇所数	主な場所	1 箇所当たりの面積														
市民仮置場	—	ごみステーションや公共の空き地等	概ね 1,500 m ² 未満														
一次仮置場	181 箇所 (186ha)	街区公園、運動公園等	概ね 1,500 m ² 以上														
二次仮置場	3 箇所 (18ha)	横井埋立処分場、桜島溶岩グラウンド、錦江湾公園	23,000 ～ 86,000 m ²														
	【鹿児島市災害廃棄物処理計画マップ：仮置場候補地を地図上に記載したもの】																
取組の効果	復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速な処理が期待できる。																
出典等	鹿児島市災害廃棄物処理計画 https://www.city.kagoshima.lg.jp/shigenseisaku/saigaihaikibutu/saigaihaikibutukeikaku.html																

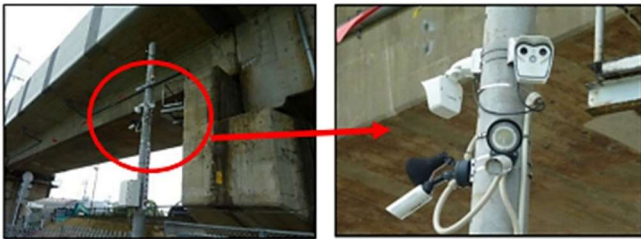
事例 18	仮置場の運営訓練
取組の主体	千葉県船橋市（人口：645,718 人、世帯数：312,455 世帯、R4.1.1）
取組の目的	仮置場の設置や運営に係るイメージを持つことを目指して、仮置場を開設し、搬入車両ごとに異なるシナリオを設定し、受付対応から荷降ろしまでを実践する。
取組の背景	災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理行動マニュアルに基づいた仮置場の設置と運営の任務を実行できるように、職員の技能向上を図る一環として訓練を行う。
取組の概要	【訓練の準備】 環境部各課への連絡・役割分担の決定、訓練用地の確保、資機材の調達、仮置場レイアウトの作成、タイムスケジュールの作成、搬入者シナリオの作成等を行った。 【訓練当日・仮置場設置訓練】 ①多くの職員が参加できる土曜日とし、合計 35 名が参加した。 ②仮置場はアスファルト敷きの市有地を使用し、資機材の搬入を済ませた後、仮置場レイアウト図に従って、資機材を設置し、準備が整った後に、受付を開始した。 【シナリオと受付～荷降ろし】 ①災害廃棄物の準備：『石膏ボード』『家具類』『瓦』等と書いた段ボールを使った。 ②シナリオの例：災害廃棄物を積んだ車両 6 台にそれぞれ異なるシナリオを割り振った。 1 号車：石膏ボード 3 個、家具類 3 個、瓦 3 個を積載し、受付→順番に荷降ろし→退場 3 号車：事業系廃棄物を積載し、搬入禁止物だが、搬入者は言い分を主張して、搬入を試みる。搬入不可と判断した際には、受付の指示に従い、出入り口付近で U ターン退場する。 6 号車：『危険物』を積載し、受付にて荷降ろしせずに退場を指示されるため、素直に従い順路を進む。その後、隙をみて廃棄物を場内のどこかに荷降ろしをする。ただし、作業補助者等に指摘された場合は素直に従う。 ③受付：災害廃棄物搬入承諾申請書と身分証の確認、積み荷の種類を確認し、無線で場内の誘導担当者や、保管場所の作業補助員へ品目を伝えて、入場させた。仮置場で受け入れない廃棄物を積載している場合は、正しい処理方法を指導し、受付でシナリオどおりにもめて時間がかかる場面もあった。 ④荷降ろし：場内の誘導に従って、石膏ボードに見立てた段ボールを持ちこんだ車両では、石膏ボードの看板のある場所で荷降ろしをして、フレコンバッグへ入れ、家具や瓦も作業補助員とともに荷降ろしをして、退場した。 車両の奥に置いてあったものを荷降ろしできていなかった場合に、出口付近の作業補助員が、仮置場内をもう 1 周して荷降ろしするよう指示した。
	
取組の効果	● 実地訓練を行うことによって、広さやどの程度まで廃棄物を置くことができるのかを想像することができる。 ● 不足している資機材を確認できる。 ● 参加職員の災害対策への意識向上。
出典等	災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所） https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/practice/cd_211029funabashi.html

事例 19	市民への災害時の分別等の事前周知
取組の主体	大阪府茨木市（人口：283,425 人、世帯数：129,376 世帯、R4.1.1）
取組の目的	茨木市災害廃棄物処理計画に記載している「災害時のごみの分別」や「片付けごみ集積所・一次仮置場の設置」について、市民に分かりやすく事前に伝える。
取組の背景	近年の自然災害において、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されており、行政も混乱の中で十分に対応できない。
取組の概要	【ガイドブックの構成】 ①基本的事項「大きな災害が起きた時にはどんなごみが出て、どこへ出すの？」 ②分別方法「片付けごみ集積所・一次仮置場でのごみの出し方や気を付けることは？」 ③ごみ出し「生活ごみ・避難所ごみの出し方は？」 ④災害時に拠点・候補地となる公園等の一覧表及びマップ ⑤災害に備えて、日ごろから取り組めること ⑥参考情報（災害時の生活支援制度、災害時の情報収集） 【片付けごみ集積所のイメージ図】 片付けごみ集積所 …持ち込まれた片付けごみを一時保管します。 分別方法 分別方法が大きさではなく、ごみの性状によるものとなります。 （「可燃物」、「不燃物」、「その他」等） 最低限の分別 分別例 可燃物 不燃物 その他 家具類 畳 布団 食器等 瓦 コンクリートがら 小型家電 その他家電 家電4品目 片付けごみ集積所のイメージ図 遊具や植木を避けて置いてください。
取組の効果	● 災害廃棄物に関する認知度は低いですが、市民の「災害対応」に対する関心は高く、説明を丁寧に行えば、「自助」「共助」に関する取組に市民の協力が得られる。 ● パンフレット等の作成・配布だけでなく、地域での防災訓練等において、災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的に訓練や学習会の実施でさらに理解が深まる。
出典等	大きな災害時の災害廃棄物ハンドブック（茨木市） https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/itiran/kanky_haihu/51092.html

事例 20	災害廃棄物の搬出訓練（家庭内退蔵品の集積所排出模擬実験の実施）		
取組の主体	和歌山県かつらぎ町（人口：15,967 人、世帯数：6,223 世帯、令和 2 年国勢調査） 近畿地方環境事務所		
取組の目的	自治会単位での防災訓練等において、災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的な訓練や学習会を実施することにより、住民の片付けごみ搬出の疑似体験及び担当職員の災害廃棄物処理対応のシミュレーションを行う。		
取組の背景	認知度が低い災害廃棄物について、平時から行政による住民向けの災害廃棄物処理に関する説明会等、効果的な普及啓発が求められている。		
取組の概要	【模擬訓練概要】		
	・日時・場所：令和 3 年 11 月 28 日（日） かつらぎ町新城地区		
	・参 加 者：65 人（見学者運営側込み）		
	・参加対象：新城地区住民 18 世帯、かつらぎ町、和歌山県、ボランティア、関係団体		
	・実施内容：住民が自宅から集積所まで、事前に回答した片付けごみを搬出する。廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受入れまでのシミュレーションを実施する。		
	・タイムスケジュール：		
	プログラム	目安時間	内容
	受付	10:00～	新城地区地域交流センターへ集合
	参加者への説明	10:30～	① 災害廃棄物処理について基礎的事項の説明（基礎講座、防災落語） ② 模擬訓練の進め方、注意事項等の説明
	昼休憩・各自準備	11:35～	（お手伝いの方への説明：12:30～13:00）
模擬訓練（住民仮置場の開設）	13:00～	① 参加者は、自宅で「片付けごみ」搬出の準備。事前調査で、お手伝いを希望されている方に、支援チームを派遣。 ② 住民仮置場を開設している時間内に「片付けごみ」を搬入。 ③ 搬入者、搬入物等を記録。受付簿に記入。 ④ 住民仮置場に持ってきた「片付けごみ」を所定の場所に荷下ろし。 ⑤ 搬入が終わった方は、一度帰宅。訓練時間終了後、再度交流センターへ集合。	
集合	15:00～	新城地区地域交流センターへ再度集合	
意見交換・講評	15:30～	実際に住民仮置場へ搬出してみてもの課題・問題点等、意見交換。訓練全体について講評。	
閉会・解散	16:15～	模擬訓練等についてのアンケート記入後解散	
【当日の様子】※下写真（左 Before、右 After）			
			
			
			
			
			
取組の効果	● 「災害対応」に対する関心は高く、協力は得られやすい。		
	● 「廃棄物対策」だけではなく、「高齢者支援 + α」等の他施策と連携した施策展開が必要。		
出典等	近畿地方環境事務所における災害廃棄物対策の取り組みについて http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/pdf/symposium_220126_lecture_05.pdf		

2-5. 不法投棄対策

事例 21	可搬式の監視カメラの導入
取組の主体	千葉県市原市（人口：271,740 人、世帯数：128,832 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみの不法投棄を防止する。
取組の背景	平成元年に不法投棄監視委員（アイダス委員）制度を設置、平成 8 年には市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例を制定し、不法投棄専任監視員（警察 OB）によるパトロール、警備会社による夜間・休日等のパトロールを実施してきた。平成 12 年には不法投棄絶滅宣言を行ない、監視カメラシステムの導入を行った。
取組の概要	市域が広域であり不法投棄多発箇所へ効果的に対応するため、可搬式の監視カメラを導入しています。監視カメラは、市民からの要望や、パトロールにて不法投棄が増加したと確認される場所に設置し、不法投棄を抑制している。 市職員数名で容易に移動・設置が可能な上、バッテリー駆動の機器を選んでいることから、機動力のある監視体制が構築されている。 
取組の効果	不法投棄通報件数が、令和元年度の 204 件から令和 3 年度の 122 件へ約 40%減少し、一定の効果が認められる。
出典等	不法投棄未然防止協力事例（一般財団法人家電製品協会） https://www.aeha.or.jp/recycle/example/

事例 22	可搬型監視カメラの導入により機動力のある監視体制を構築
取組の主体	福岡県福岡市（人口：1,619,469 人、世帯数：841,597 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみの不法投棄を防止する。
取組の背景	福岡市では、不法投棄が行われやすい地域に監視パトロールや監視カメラ、警告看板の設置等をおこない不法投棄防止に努めており、投棄物の中から投棄者の特定につながるような証拠品を探し、警察に捜査依頼を行っている。
取組の概要	福岡市では、不法投棄が多発している地点（高架下トンネル、夜間人気がなくなる公園、新幹線側道等）にセンサーライト付監視カメラを設置し、昼夜を通した監視を実施している。また、平成 28 年度から可搬型の監視カメラを追加導入し、その特徴を活かし、不法投棄の状況、住民・区からの要望等に基づいた移設を適宜に行い不法投棄の抑止効果向上を図っている。 <設置箇所> 高架下トンネル、夜間人気がなくなる公園、新幹線側道等  常設型監視カメラ  可搬型監視カメラ  不法投棄防止看板  監視カメラ設置写真
取組の効果	監視カメラの抑止効果により、不法投棄の削減が期待できる。
出典等	不法投棄未然防止協力事例（一般財団法人家電製品協会） https://www.aeha.or.jp/recycle/example/

事例 23	亀岡市の不法投棄防止対策
取組の主体	京都府亀岡市（人口：87,518 人、世帯数：39,676 世帯、R4.1.1）
取組の目的	ごみの不法投棄を防止する。
取組の背景	亀岡市は、京都市、大阪府、兵庫県に隣接する利便性の高い立地環境から、大都市圏に近接する山間部への不法投棄が後を絶たない。市道等の公共用地では迅速な回収・処理に努めているところであるが、私有地での不法投棄も多く確認しており、所有者・管理者での回収処理が原則となることからそのまま放置されるケースがほとんどである。
取組の概要	＜不法投棄防止対策＞ ● 不法投棄監視パトロール － 週 2 回の巡回パトロール ● ポイ捨て監視指導員と連携した監視体制の構築 － 週 3 回市内一円の監視パトロール ● ながらサポートプロジェクト － 市内を巡回される企業、団体と連携した監視体制の構築（3 団体） ● まち・レコプロジェクト － 市民の自家用車に搭載されているドライブレコーダーを活用したまちの安全・安心プロジェクト（R3.5.31 現在：247 人/334 台） ● ドライブレコーダー協定 － ドライブレコーダーを移動型防犯カメラとして活用する、市内事業者と連携したプロジェクト（18 団体/563 台） ● 不法投棄監視カメラの設置、貸出し － 不法投棄多発地域への固定監視カメラの設置 － 状況に応じ、臨機に対応可能な移動式監視カメラの設置及び貸出し ● 不法投棄防止看板の設置、貸出し － 不法投棄多発箇所へ啓発看板を設置 － 市民からの要望に貸出しで対応 ＜エコウォーカープロジェクト＞ ● エコウォーカーとは、ウォーキングをしながら行う、身近で気軽に自由な清掃活動。 ● 自由な時間・タイミングで、気軽にウォーキング＆ごみ拾い。 ● 収集が困難な不法投棄や大量のごみを発見したときは、環境政策課へ通報。 ● 現在、登録者が 800 人を超え、不法投棄に対する大きな抑止力となっている。
取組の効果	不法投棄件数が、平成 21 度の 61 件から平成 28 度の 39 件へ約 36%減少し、一定の効果が認められる。
出典等	全国市長会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/denki_wg/pdf/040_04_00.pdf

事例 24	利根川河川敷の不法投棄防止対策
取組の主体	利根川上流河川事務所 古河出張所
取組の目的	ごみの不法投棄を防止する。
取組の背景	河川巡視において、不法投棄に関する報告が多く、H27 年度に古河出張所管内だけで年間 226 件の件数があった。不法投棄の件数を減らすことができれば業務の効率化も図ることができる。少しでも不法投棄の件数を減らすために警察と連携した看板を製作し設置を行ったものである。
取組の概要	＜実施内容＞ 当初、A3 サイズの手作り看板を製作し不法投棄の多い5箇所にて効果を検証した。設置後3ヶ月でH27年と比べ3割減少した。そこで、一定の効果が確認できたことから、幅1,100mm 高さ1,400mm の大きさで看板を制作し、本格導入することとした。不法投棄される河川敷への入口である堤防坂路を中心に古河出張所管内23箇所にH29年3月に設置した。設置後、2ヶ月で例年と比べると5割減少した。 ＜創意工夫＞ 看板製作に当たり、「捨てにくい」と不法投棄する人へ心理的な抵抗感を与えるために3つの点を工夫した。 ① 警察官やパトカーの写真 → 警察と連携している。 ② 「みなさまのご協力」 → 住民の目がある。（防犯意識が高い） ③ 「容疑者検挙」の文言 → 検挙（逮捕）はされたくない。   図-1 茨城県警 施策看板 図-2 栃木県警 施策看板
取組の効果	● 5箇所の検証箇所に看板設置（A3 サイズ手作り）後3ヶ月でH27年と比べると3割減少した。（件数は、3ヶ月の管内総件数で比較） ● 管内23箇所（全域に渡り）看板設置（幅1,100mm 高さ1,400mm の大きさの看板）後2ヶ月で例年と比べると5割減少した。（件数は、2ヶ月の管内総件数で比較）
出典等	出張所の取り組み ～①不法投棄対策 3割減少 ②堤防除草の試行 苦情ゼロに～ https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000676558.pdf

【別表1】ごみ排出に係る多言語対応

問7の参考資料

市町村・事務組合	ごみカレンダー								ホームページ								分別ガイドブック等								その他
	a	b	c	d	e	f	g	h	a	b	c	d	e	f	g	h	a	b	c	d	e	f	g	h	
さいたま市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○	○			ごみ分別アプリ (a、b、c、e、f)
川越市	○	○				○			A	A	A	A	A			A	○	○	○		○	○	○	○	h:タイ
熊谷市									A	A	A	A	A				○	○	○		○	○			
川口市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○	○	○	○	ごみ分別アプリ (a~h)
行田市	○	○		○	○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○		○	○	○			
秩父市	○	○	○		○				A	A	A	A	A												
所沢市	○	○	○		○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○				
飯能市	○	○		○	○				M	M	M	M	M	M	M	M									
加須市	○	○		○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○			○				
本庄市	○	○		○	○												○	○			○				
東松山市	○	○	○	○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○				
春日部市	○	○	○	○	○		○	○	M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○		○	○	h:ベトナム語
狭山市	○	○		○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○				
羽生市	○	○				○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○	○			
鴻巣市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○				
深谷市									M	M	M	M	M	M	M	M									
上尾市	○	○		○	○	○			△	△		△	△	△											
草加市	○	○	○	○					M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○		○	○		
越谷市	○	○	○		○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○				
蕨市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○			
戸田市									○	○	○		○	○			○	○	○			○			
入間市	○	○	○	○	○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○			○	集積所看板 (a、b、c、e、f)
朝霞市	○								M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○				
志木市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○			
和光市									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○			
新座市	○	○			○				A	A	A						○	○				○			ごみ分別アプリ (a、b、c)
桶川市	○								A	A	A	A	A	A	A	A									h:インドネシア、ネパール、タイ
久喜市	○	○		○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○		○	○	○	○		
北本市	○	○	○			○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○			集積所看板(a)
八潮市	○	○	○		○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○				○			ごみ分別アプリ (a、b、c)
富士見市	○	○					○		M	M	M	M	M	M	M	M	○	○					○		ごみ分別アプリ (a、b、c、f、g)
二郷市	○	○	○			○	○		M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○	○		
蓮田市	○	○	○	○													○	○	○	○					
坂戸市	○	○	○		○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○	○			
幸手市									A	A	A		A	A											チラシ (a、b、e)
鶴ヶ島市	○	○							M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○	○	○	○	
日高市	○	○	○	○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○	○	○	○	○	○	
吉川市	○	○	○			○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○			○			
ふじみ野市	○								M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○	○	○	○	ごみ分別アプリ (a、b、c、f、h)
白岡市	○	○	○	○													○	○	○	○					
伊奈町	○								M	M	M	M	M	M	M	M									
三芳町									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○		○		
毛呂山町	○	○							M	M	M	M	M	M	M	M	○								
越生町	○	○																							
滑川町	○	○	○	○	○		○																		
嵐山町	○	○			○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○	○			○	○			
小川町									M	M	M	M	M	M	M	M									
川島町	○	○			○	○			M	M	M	M	M	M	M	M									
吉見町	○	○							M	M	M	M	M	M	M	M	○								
鳩山町	○	○							M	M	M	M	M	M	M	M	○								
ときがわ町									M	M	M	M	M	M	M	M	○	○		○					
横瀬町	○	○	○		○				A	A	A						○	○	○		○				
皆野町	○	○	○		○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○	○		○				
長瀬町	○	○	○		○				A	A	A						○	○	○		○				
小鹿野町	○	○	○		○				A	A	A						○	○	○		○				
東秩父村									M	M	M	M	M	M	M	M									
美里町									M	M	M	M	M	M	M	M									
神川町	○				○	○			M	M	M	M	M	M	M	M	○				○	○			
上里町	○	○			○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○			○				チラシ (e)
寄居町									M	M	M	M	M	M	M	M	○								一部の集積所看板(a、b)
宮代町	○	○		○	○				M	M	M	M	M	M	M	M	○	○		○	○	○	○		
杉戸町									○								○								
松伏町																									
蓮田白岡衛生組合	○	○	○	○													○	○	○	○					
久喜宮代衛生組合	○	○		○	○												○	○		○	○	○	○		
朝霞地区一部事務組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
皆野・長瀬下水道組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
上尾・桶川・伊奈衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
志木地区衛生組合																									ごみ処理施設
北本地区衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
入間西部衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
入間東部地区事務組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
小川地区衛生組合																									ごみ処理施設
坂戸地区衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	し尿処理施設
東埼玉資源環境組合																									し尿・ごみ処理施設
蕨市田衛生センター組合																									し尿・ごみ処理施設
彩北広域清掃組合																									ごみ処理施設
秩父広域市町村圏組合	○	○	○		○												○	○	○		○				ごみ処理施設
児玉郡市広域市町村圏組合																									し尿・ごみ処理施設
埼玉西部環境保全組合	○	○															○								ごみ処理施設
大里広域市町村圏組合																									ごみ処理施設
埼玉中部環境保全組合																									ごみ処理施設

注1)a 英語 b 中国語 c 韓国語 d スペイン語 e ポルトガル語 f ベトナム語 g タガログ語 h その他(具体的な言語を記載)

注2)ホームページA:自動翻訳、M:Google多言語自動翻訳、○:全ページ対応、△:限定ページ対応

出典:廃棄物減量化等実態調査結果(令和2年3月末日現在、埼玉県環境部資源循環推進課)をもとに加筆・修正

【別表2】災害時のごみ収集に関する協定の締結状況

問24の回答集約

市町村・事務組合	協定の 締結状況	委託業者名	業種	協定 内容	再委託 先記載	特記事項
さいたま市	3	安住環境整備株式会社	1	3	2	
		岩槻清掃協同組合	1	3	2	
		岩槻リサイクル事業協同組合	1	3	2	
		株式会社ウイズウェストジャパン	3	3	2	
		浦和リサイクル事業協同組合	1	3	2	
		株式会社エコ計画	1	3	2	
		大宮清掃事業協同組合	1	3	2	
		大宮リサイクル事業協同組合	1	3	2	外9社（全17社）
熊谷市	4	熊谷市環境衛生組合	1	4	2	
		太平洋セメント株式会社	2	4	2	埼玉県との三者協定
川口市	3	川口市清掃業協同組合	1	3	2	
		鳩ヶ谷清掃協同組合	1	3	2	
		川口リサイクル事業協同組合	1	3	2	
		川口トラック協同組合	1	3	2	
行田市	3	災害時における応急対策業務に関する協定書	4	4	2	
		災害発生時の災害廃棄物処理における協力に関する協定書	3	3	2	
所沢市	1	株式会社藤和商事	1	1	2	
		株式会社エス・イーティ	1	1	2	
飯能市	3	(有)飯能清掃センター	1	3	2	
		飯能一般廃棄物処理協同組合	1	3	2	
		飯能衛生(株)	1	3	2	
加須市	3	加須市環境サービス業組合	1	3	2	
春日部	7	春日部環境衛生事業協同組合	1	4	2	古いもので見直しが必要
上尾市	2	上尾清掃事業協同組合	1	2	2	
越谷市	3	越谷市環境事業協同組合	1	3	2	
蕨市	4	(有) 蕨環境整備センター	1	4	2	
		(株) グリーンシティ	1	4	2	
北本市	1	北本リサイクル事業協同組合	1	1	2	
富士見市	3	株式会社協和清掃運輸	1	3	2	
		片山商事株式会社	1	3	2	
三郷市	3	三郷環境整備組合	1	3	2	
坂戸市	3	坂戸市総合建設業協同組合	4	3	2	
		(有)菅原産業	1	3	2	
		(有)城西紙業	1	3	2	
		(有)正和清掃社	1	3	2	
		笹沼商事(株)	1	3	2	
		誠光産業(有)	1	3	2	
		(株)坂戸公衛社	1	3	2	
滑川町	4	(有)ウェイスト	1	4	2	小川地区清掃組合員
		小川清掃	1	4	2	小川地区清掃組合員
		(株)環境サービス	1	4	2	小川地区清掃組合員
		(株)滑川環境保全	1	4	2	小川地区清掃組合員
		新埼玉環境センター(株)	1	4	2	小川地区清掃組合員
		嵐山運輸(株)	1	4	2	小川地区清掃組合員
		(有)クナス	1	4	2	小川地区清掃組合員
嵐山町	4	小川地区清掃組合	1	4	2	管内の委託ごみを収集している業者の組合
小川町	3	小川地区清掃組合	1	3	2	
東秩父村	3	小川地区清掃組合	1	3	2	
松伏町	4	(有) 松伏清掃事業	1	4	2	
		共栄商事 (有)	1	4	2	
蓮田白岡衛生組合	3	白岡蓮田環境事業協同組合	1	3	2	
		白岡工業団地振興会	1	3	2	工業団地振興会加入事業者との協定

協定の締結状況

- 1:無償の協定を締結している
- 2:有償での業務実施を含む協定を締結しており、収集単価も契約している
- 3:有償での業務実施を含む協定を締結しているが、収集単価は明記していない
- 4:協定は締結しているが、無償・有償は明記していない
- 7:その他

業種

- 1:一般廃棄物処理業者、2:産業廃棄物処理業者、3:再生資源事業者、4:建設・土木業者

協定内容

- 1:無償、2:有償（単価あり）、3:有償（単価なし）、4:無償・有償は明記せず

再委託先記載

- 1:再委託先の記載あり、2:再委託先の記載なし

【別表3】製品プラスチックの分別収集

問32の回答集約

市町村・事務組合	品名	収集量 (t/月)	収集方法	収集頻度	分別状況	委託先	処理単価 (円/t)	特記事項
所沢市	単一素材プラスチック	2	2.拠点収集	月1回	2.分別は余り守られていない	(株)エコ	-	処理単価はデータがありません。
加須市	プラスチック類・ゴム製品	239	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	ダイヤ整備 ウイズエイストジャパン	46,000 58,500	
東松山市	その他プラスチック	520	1.ステーション収集	月4回超	1.分別はほぼ守られている	容器包装プラスチック収集と同じ	-	委託先は中間処理なのか、収集なのか？
蕨市	シャンプー容器	-	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	-	-	
	洗剤容器	-	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	-	-	
	醤油等容器	-	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	-	-	
	ラーメン等容器	-	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	-	-	
和光市	プラスチック	8	1.ステーション収集	月4回	1：分別はほぼ守られている	勤労衛生、大和清掃、日本興業	3,364	
新座市	資源プラスチック	121	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	株式会社野島商事	-	処理単価は志木地区衛生組合から回答
富士見市	容器包装プラスチック含 めプラスチック全般	73	1.ステーション収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	片山商事株式会社 株式会社協和清掃運輸	-	処理単価については、可燃ごみの収集と一括で委託しているため、プラスチックのみは算出不可。
ふじみ野市	容器包装以外のプラスチック類	35	1.ステーション収集	月2回	1.分別はほぼ守られている	ふじみ野市リサイクル協同組合	-	環境センターでの中間処理？それともサンエコ、関商店？
滑川町	廃棄プラスチック	-	1.ステーション収集	月2回	1.分別はほぼ守られている	熊滑川環境保全	-	
嵐山町	廃プラスチック	9	1.ステーション収集	月2回	2.分別は余り守られていない	-	-	
東秩父村	廃プラスチック	4	1.ステーション収集	月1回	1.分別はほぼ守られている	新埼玉環境センター	-	
蓮田白岡衛生組合	プラスチックトレイ	不明	2.拠点収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	株式会社 エコバンク	1,000	
	CDケース	不明	2.拠点収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	株式会社 エコバンク	1,000	
	ペットボトルキャップ	不明	2.拠点収集	月4回	1.分別はほぼ守られている	株式会社 エコバンク	10,000	
小川地区衛生組合	廃プラスチック	30	1.ステーション収集	月1回	1.分別はほぼ守られている	千葉産業クリーン株式会社	41,800	

【別表4】不法投棄に対する取組

問40、問41の回答集約

市町村・事務組合	(問40) 不法投棄対策の主な実施内容	(問41) 県や警察等との継続的な取組
川越市	監視カメラ保険、不法投棄啓発用看板	
熊谷市	不法投棄防止看板	
川口市	不法投棄	
行田市	家電リサイクル法対象品目の処分費用	
秩父市		合同パトロール
所沢市	不法投棄防止パトロール及び撤去業務	特になし
飯能市	不法投棄パトロール員の人件費、不法投棄禁止看板作成費、ダミーカー購入費、監視カメラ維持管理費等	・不法投棄パトロール員について、警察OBを任用することで警察との連携強化を図っている。
加須市	不法投棄禁止看板の購入、処理困難物処理費	
東松山市		東松山市と東松山警察署の連名での不法投棄禁止看板を作成し、希望者へ配布している。
春日部市	不法投棄防止看板作成	春日部郵便局との「廃棄物及び資源物の情報提供に関する覚書」により情報提供を受けている
狭山市	パトロール、不法投棄物の処分	
羽生市		不法投棄案件があった際、相互に報告をするなど、情報共有に努めている。
鴻巣市		荒川クリーン協議会（埼玉県中央環境管理事務所所属）による荒川河川敷の清掃活動
深谷市	看板を希望者へ配布	
上尾市	不法投棄専用の予算は確保していない	
草加市	早朝による資源物持ち去り及び不法投棄禁止パトロール	
越谷市	清掃用のビニール袋、啓発看板等の購入費	
蕨市	用務員業務委託として見回りを行う。	
戸田市	不法投棄パトロール業務委託料	
入間市	不法投棄の監視、回収	郵便局と不法投棄等について協定を締結している。
朝霞市	夜間に市内の不法投棄が多い地点を巡回する。一回目はパトロールを実施し、二回目は投棄物が多い地点等を重点的にパトロールする。また、定点監視も行う。	
和光市	不法投棄物の処理費、市内一斉美化活動の備品及び収集運搬費	
新座市	回収ごみの処理委託、用品購入	
桶川市	不法投棄禁止看板	
久喜市	看板購入費、家電リサイクル券発行手数料、処理困難物収集運搬業務経費	市と警察の連名での看板の作成、県との合同パトロールの実施
北本市	不法投棄禁止看板の作成	
富士見市	不法投棄禁止看板の作成	
蓮田市	不法投棄廃家電処理委託、不法投棄物回収運搬委託	警察署との連名による不法投棄禁止看板の作成
坂戸市	業務委託によるパトロール・運搬・処理等	
幸手市	看板購入費	産廃については県と協力し、行為者が判明できそうであれば警察と協力している
鶴ヶ島市	不法投棄啓発看板の購入	
吉川市	不法投棄ごみ撤去業務	特になし
白岡市	不法投棄が頻繁に発生する市内箇所を巡回し、不法投棄物発見時は早期回収を行うパトロール業務を委託している。	
滑川町	不法投棄パトロール、回収、看板等設置など	
嵐山町	消耗品費、家電リサイクル法に伴う手数料	
小川町	不法投棄処理困難物の処分。	
川島町	不法投棄の監視、回収	
吉見町	ガラク等の処理困難物の処理費用及び不法投棄対策看板の設置費用	
鳩山町	監視・回収パトロール、ほか消耗品費用等	県との合同パトロールの実施
横瀬町	不法投棄防止パトロール等業務委託等	
長瀨町	清掃美化、不法投棄パトロール	
小鹿野町	ごみゼロクリーン作戦消耗品代、不法投棄回収処分委託料	
東秩父村	不法投棄監視パトロール・看板設置	
美里町	パトロール、処分手数料	
神川町	産廃処理費用や、リサイクル券購入費用に充当	
上里町	パトロール、回収委託料及び処分手数料	
寄居町	啓発看板設置土地借上料、簡易看板作成用消耗品	
宮代町	家電4品目リサイクル料、汚泥(モルタル)処分費用	
松伏町	廃家電、廃タイヤ処分費	

【参考】アンケート調査票（Excel 版）

埼玉県清掃行政研究協議会会員を対象とした 一般廃棄物の収集等に関するアンケート調査回答票

貴会員名			記入日付		
人口（令和2年10月1日）		人	世帯数（令和2年10月1日）		世帯
人口（令和3年10月1日）		人	世帯数（令和3年10月1日）		世帯
ご連絡先	貴部署名				
	ご担当者名				
	電話番号		FAX番号		
	Eメールアドレス				
	ホームページ				

1. 一般廃棄物の収集所（ステーション）の管理について

問1 貴自治体は、収集やステーションの対応、管理等を担当しているでしょうか。（○は1つ）

- | | | |
|-----------------------------|-------|-----------------|
| 1. 担当している。 | } | → 問15以降にご回答ください |
| 2. 担当していない。（一部事務組合等が担当している） | | |
| 3. 担当していない。（構成市町村等が担当している） | | |
| 4. 戸別収集のためステーションはない。 | | |
| 5. その他 | 具体的に： | |
- ※自治体には一部事務組合を含みます。（以下同様）

回答

問2 ステーション管理の役割分担について

ステーション（小屋等）の清掃やネットの補修等の維持管理・補修の主体はどこですか。（○は1つ）

- | | | |
|-------------------------------------|---|-----------------|
| 1. 自治体（一部事務組合を含む）が主体で行っている。 | } | → 問15以降にご回答ください |
| 2. 市民が主体で行っている。 | | |
| 3. 地域（町会や集合住宅の管理組合、管理会社等）が主体で行っている。 | | |
| 4. 地域によって、自治体と地域が役割分担している。 | | |
| 5. その他 | | |
- 具体的に：

回答

問3 前問において、ステーションの管理・補修について規定しているものをお答えください。（○は複数）

- | | | |
|--------------|---|-----------------|
| 1. 条例 | } | → 問15以降にご回答ください |
| 2. 規則 | | |
| 3. 要綱 | | |
| 4. 市民への許可通知等 | | |
| 5. 特になし | | |

回答

条例名・条項名：_____
 規則名・条項名：_____
 要綱名・条項名：_____
 具体的に：_____

問4 ステーションの維持管理のための自治体の取組について（○は複数）

- | | | |
|---|---|-----------------|
| 1. 分別とステーション美化のため、指定ごみ袋を採用している。 | } | → 問15以降にご回答ください |
| 2. 町会や集合住宅の管理組合、管理会社等を対象に、定期的に説明会を実施している。 | | |
| 3. 自治体の広報紙に定期的に啓発記事を掲載している。 | | |
| 4. 特段の取組は実施していない。 | | |
| 5. その他 | | |
- 具体的に：

回答

問5 ステーション管理に伴う自治体からの支援について（○は複数）

- | | | |
|-------------------------------|---|-----------------|
| 1. ステーションの清掃に使う用具や洗剤等を支給している。 | } | → 問15以降にご回答ください |
| 2. ステーションの清掃・管理に対して助成している。 | | |
| 3. ステーションの清掃に必要な清掃員を派遣している。 | | |
| 4. その他 | | |
| 5. 特段の支援はない。 | | |

回答

→ 条例・要綱名：_____
 → 条例・要綱名：_____
 → 条例・要綱名：_____
 → 具体的に：_____

問6 ごみ出しマナーの啓発方法について、実施しているものをすべて選んでください。(○は複数)

		回答
1. ちらし		
2. パンフレット		
3. 広報紙		
4. ポスター（ステーションに掲示）		
5. ホームページ		
6. スマートフォンのアプリ		
7. その他	具体的に：	

問7 外国人向けのごみ出しマナーの啓発方法について、実施しているものに○をしてください。(○は複数)

		回答
1. 外国語のチラシを作成している。		
2. 外国語のパンフレットを作成している。		
3. 外国語のごみ収集カレンダーを作成している。		
4. 外国語の集積所看板を作成している。		
5. 外国語のホームページで啓発している。		
6. 外国語のスマートフォンアプリで啓発している。		
7. その他	具体的に：	

問8 廃棄物減量等推進員の設置状況について(○は1つ)

		回答
1. 廃棄物減量等推進員を設置（任命）している		
2. 廃棄物減量等推進員を設置（任命）していない		

問9 前問で1を回答された方にお聞きます。

廃棄物減量等推進員の活動内容についてお答えください。(○は複数)

		回答
1. 定期的にステーションを巡回、ごみ出しの啓発・指導を行っている。		
2. 自治体等による全体会議（研修）、地区別会議を実施している。	→ 頻度：	
3. 町会や集合住宅の管理組合、管理会社等を対象に啓発活動を実施している。		
4. 継続的な活動はあまり実施されていない。		
5. その他	具体的に：	

問10 問8で1を回答された方にお聞きます。

廃棄物減量等推進員からの提言等を施策に反映した事例があればお聞かせください。

自由記述

問11 ステーションの増設要請や新規設置時の対応等について(○は1つ)

		回答
1. 自治体の担当部門長の判断で対応している。		
2. 地域住民が協議して決定している。		
3. 廃棄物関連の審議会に付議して決定している。		
4. ステーション増設の要請はない。		
5. その他	具体的に：	

問12 ステーションの増設要請や新規設置の申請者について(○は複数)

		回答
1. ステーションを管理する住民全員で申請。		
2. 町会長等が利用者からの同意を得て申請。		
3. ごみ減量等推進委員が利用者からの同意を得て申請。		
4. その他	具体的に：	

問13 ステーション管理の重要課題（○は最大2つ）

	回答
1. 人口減に対応したステーション数の削減 →具体的に:	
2. 高齢化に対応した戸別収集の実施 →具体的に:	
3. 不法投棄多発などのごみ出しマナーやステーション美化の向上 →具体的に:	
4. パトロール要員、指導要員の確保 →具体的に:	
5. 管理する人とならない人との不公平感の問題 →具体的に:	
6. 町会に入っていない、管理に携わらないと利用しにくい問題 →具体的に:	
7. その他 →具体的に:	

問14 ステーション管理について、独自に取り組んだことや、効果があった取り組み・施策等があればお聞かせください。（自由記述）

自由記述

2. 一般廃棄物の収集（家庭系ごみの収集と課題）について

問15 貴自治体はごみの収集を担当されているでしょうか。（○は1つ）

	回答
1. ごみ収集を担当している → 問16以降にご回答ください	
2. ごみ収集を担当していない → 問23以降にご回答ください	

問16 ステーションの数や戸別収集の戸数を把握されているでしょうか。（○は1つ）

把握されている場合は、その数をお答えください。

	回答
1. 把握している	
2. 把握していない	

→

	回答
a.ステーション	
b.戸別収集	
c.拠点収集等	
d.その他	

約 箇所
約 世帯
約 世帯

問17 家庭系ごみの収集体制と委託方法について（○は1つ）

No.	収集区分	収集有無	直営・委託の比率(%)		委託の場合の 契約方法	その他の内容
			直営	委託		
1	生ごみ					
2	可燃ごみ					
3	不燃ごみ					
4	資源ごみ					
5	その他					

※委託の場合の契約方法＞1:基本的には随意契約、2:基本的には入札、3:随意契約と入札の両方、4:その他

問18 ステーション（収集位置、戸別収集の場合を含む）の場所の把握について（○は1つ）

	回答
1. すべて把握している。	
2. ほぼ把握している。	
3. 一部だけ把握している。	
4. ほとんど把握していない。	
5. まったく把握していない。	

問19 前問で1または2を回答された方にお聞きます。

ステーションの把握・変更管理の方法をお答えください。(○は1つ)

	回答
1. 申請書により、新設・変更・廃止を管理している。	
2. 廃棄物減量等推進員の報告により把握している。	
3. ごみ収集車の報告により把握している。	
4. その他 具体的に：	

問20 ステーション収集から戸別収集への転換について(○は1つ)

	回答
1. ステーション収集から戸別収集へ転換したことがある。	
2. ステーション収集から戸別収集へ転換したことはないが、今後予定している。	
3. ステーション収集から戸別収集へ転換したことはなく、今後も予定はない。	
4. その他 具体的に：	

問21 前問で1を回答された方にお聞きます。

問21-1 ステーション収集から戸別収集へ転換した際にどんな課題がありましたか。(○は最大2つ)

	回答
1. 収集人員の増員が必要となった。	
2. 収集ルートの設定が困難であった。	
3. 収集サイクルの設定が困難であった。	
4. 住民への周知・啓発に苦労した。	
5. 委託業者との契約等に苦労した。	
6. 収集費用の財源確保に苦労した。具体的に：	
7. その他 具体的に：	

問21-2 前問の課題に対する施策の具体的な内容をお聞かせください。

自由記述

問22 その他家庭系ごみ収集に関する課題があればお聞かせください。(自由記述)

自由記述

3. 災害時の収集に関する想定と課題について

問23 災害時のごみ収集に関する委託業者等との協定※を締結していますか。(○は1つ)

※埼玉県清掃行政研究協議会を通じた協定以外に自治体で独自に締結しているもの

1. 無償の協定を締結している。
2. 有償での業務実施を含む協定を締結しており、収集単価も契約している。
3. 有償での業務実施を含む協定を締結しているが、収集単価は明記していない。
4. 協定は締結しているが、無償・有償は明記していない。
5. 協定は締結していないが、今後協定を締結する予定である。
6. 協定は締結しておらず、今後も協定を締結する予定はない。
7. その他

具体的に：

回答

問24 前問で1～4を回答した方にお聞きます。

災害時のごみ収集に関する協定を締結している委託業者をお答えください。

No.	委託業者名	業種	協定内容	再委託先 記載	特記事項
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

業種＞1：一般廃棄物処理業者、2：産業廃棄物処理業者、3：再生資源事業者、4：建設・土木業者

協定内容＞1：無償、2：有償（単価あり）、3：有償（単価なし）、4：無償・有償は明記せず

再委託先記載＞1：再委託先の記載あり、2：再委託先の記載なし

問25 災害時のごみ処理委託方法についての基本的な考え方について（○は1つ）

1. 収集・中間処理・最終処分をそれぞれ分けて委託する。
2. 収集・中間処理・最終処分を一括して委託する。
3. 特に基本的な考え方は決めていない。
4. その他

具体的に：

回答

問26 災害時のごみ処理委託における、市内外の優先活用の基本的な考え方について（○は1つ）

1. 市内業者を優先して委託する。
2. 市外業者を優先して委託する。
3. 特に基本的な考え方は決めていない。
4. その他

具体的に：

回答

問27 災害時の仮置場の具体的な場所・管理・最終処分までの方法について

問27-1 災害時の仮置場に関する庁内外の取り決めはありますか。（○は1つ）

1. ある。
2. ない。

具体的に：

回答

問27-2 前問で1を回答された方にお聞きます。仮置場の場所や運営方法についてお答えください。

(1) 仮置場の候補地をリストアップしていますか。(〇は1つ)

1. リストアップしている。
2. リストアップしていない。

回答

(2) 前問で1を回答した方にお聞きます。

仮置き場候補地の平時の用途をすべて選んでください。(〇は複数)

1. 公園
2. 運動場・競技場
3. 駐車場
4. 公用の遊休地
5. 最終処分場
6. 下水処理場
7. 河川敷
8. 遊休農地等
9. その他

具体的に：

回答

(3) 災害廃棄物の中間処理の方法についてお答えください。(〇は1つ)

1. 既存の中間処理施設で対応する予定である。
2. 二次仮置場に仮施設を設置する予定である。
3. 周辺自治体の支援も含めて広域で対応する予定である。
4. 災害廃棄物の中間処理については検討中である。
5. その他

具体的に：

回答

(4) 災害廃棄物の最終処分の方法についてお答えください。(〇は1つ)

1. 既存の最終処分施設で対応する予定である。
2. 周辺自治体の支援も含めて広域で対応する予定である。
3. 災害廃棄物の最終処分については検討中である。
4. その他

具体的に：

回答

問27-3 災害時の仮置場を管理する職員や想定協力会社等は設定していますか。(〇は1つ)

1. 職員を設定している。
2. 協力会社を設定している。
3. 仮置場を管理する担当は設定していない。

→協力会社名：

回答

問27-4 災害時の仮置場の管理・排出方法・勝手置場の対応等の想定訓練は実施していますか。(〇は1つ)

1. 想定訓練を実施している。
2. 想定訓練は実施していない。

回答

問27-5 災害時の災害廃棄物の出し方についての決まりなどについて。(〇は1つ)

1. 仮置場の設置場所、仮置場への搬入・分別方法の基準等を具体的に決めている。
2. 災害廃棄物処理計画で概要については決めているが、具体的な場所や方法は検討中である。
3. 災害廃棄物処理計画は未策定であり、災害廃棄物の出し方も今後の課題である。
4. その他

具体的に：

回答

問27-6 災害廃棄物の排出に関する市民への周知について。(〇は複数)

1. 町会等を通じて、災害廃棄物処理に関する周知文等を配布している。
2. 広報紙やホームページ等に災害廃棄物の処理に関する啓発記事を掲載している。
3. 仮置場への搬入・分別方法に関するパンフレット・チラシ等を準備している。
4. 地域住民と協力して、住民向け研修会及び模擬訓練を実施している。
5. その他

具体的に：

回答

4. 資源物の分別収集について

問28 資源物の収集頻度、収集量、収集方法（直営、委託等）等（収集量は概算）

（令和2年度実績）

収集区分	収集頻度	収集量 (t/年)	収集方法 (直営・委託)	施設での 中間処理	引き渡し先	特記事項
アルミ缶						
スチール缶						
無色のガラス製の容器						
茶色のガラス製の容器						
その他のガラス製の容器						
リターナルブルビン						
ペットボトル						
プラスチック製容器包装						
紙製容器包装						
紙パック						
段ボール						
古紙						
古布						
小型家電						
その他の資源ごみ						

問29 資源物の収集コストと中間処理費用、資源売却金額（金額は概算）

（令和2年度実績）

収集区分	収集費用 (円/kg)	中間処理 費用 (円/kg)	最終処分 費用 (円/kg)	資源売却金額 (千円/年)	特記事項
アルミ缶					
スチール缶					
無色のガラス製の容器					
茶色のガラス製の容器					
その他のガラス製の容器					
リターナルブルビン					
ペットボトル					
プラスチック製容器包装					
紙製容器包装					
紙パック					
段ボール					
古紙					
古布					
小型家電					
その他の資源ごみ					

※費用が複数区分に跨る場合は、収集量で按分してください。

問30 プラスチック製容器包装の収集・資源化の現状について（○は1つ）

1. 分別収集をしており、容リ協会を通じて再商品化をしている。
2. 分別収集をしており、容リ協会以外のルートを通じて処理をしている。
3. プラスチック製容器包装の分別収集をしておらず、燃えるごみと一緒に収集して処理している。
4. プラスチック製容器包装の分別収集をしておらず、燃えないごみと一緒に収集して処理している。
5. その他 具体的に：

※容リ協会：公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

回答

問31 製品プラスチックの分別収集について（○は1つ）

1. 製品プラスチックの分別収集をしている。 →問32および問36以降にご回答ください。
2. 製品プラスチックの分別収集をしていない。 →問33以降にご回答ください。

回答

問32 前問で 1 を回答された方にお聞きます。 →回答後は問36以降にご回答ください。

製品プラスチックの分別収集についてお答えください。

No.	品名	収集量 (t/月)	収集 方法	収集 頻度	分別状況	委託先	処理単価 (円/t)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

収集方法＞ 1：ステーションで収集、2：拠点収集

分別状況＞ 1：分別はほぼ守られている、2：分別はあまり守られていない、3：どちらともいえない

拠点収集の場合、拠点の場所をお答えください：

問33 問31で 2 を回答された方にお聞きます。

製品プラスチックの対応の方向性についてお答えください。(○は 1 つ)

	回答
1. プラスチック製容器包装と併せて、プラスチック資源の一括収集を検討する。(検討中を含む) 頻度： 排出場所： →その他：	
2. プラスチック製容器包装とは別に、製品プラスチック単独で収集を検討する。(検討中を含む) 頻度： 排出場所： →その他：	
3. 何らかの対応は考えるが、具体的な方法の検討には至っていない。	
4. 製品プラスチックの分別収集について検討する予定はない。	
5. その他 具体的に：	

問34 前問で 1 または 2 を回答された方にお聞きます。

処理ルートとして想定している方向性は次のいずれですか。(○は複数)

	回答
1. 容リ協会ルート	
2. 再商品化計画を策定 具体的に：	
3. 1・2の両方を活用 具体的に：	
4. その他 具体的に：	

問35 問31で 2 を回答された方にお聞きます。

製品プラスチックの資源化に関して、課題に思っていることをお答えください (○は最大 3 つ)

	回答
1. 収集費用が高額になる見込みである。 収集費用想定額： 円/トン	
2. 処理費用が高額になる見込みである。 処理費用想定額： 円/トン	
3. 処理施設の既存のラインでは選別対応ができないため、新たな施設整備が必要になる。	
4. 再資源化に対応できる再商品化事業者がいるかどうか不明である。	
5. プラスチック製容器包装と一括で委託したいが、対応できる事業者が見つからない。	
6. 分別の実施や異物混入対策等について、市民等への周知徹底が難しい。	
7. その他 具体的に：	

問36 すべての方にお聞きます。

資源物に係る課題と思われることを選んでください。(○は最大 3 つ)

	回答
1. 分別意識を向上させるための、市民への情報提供と普及啓発。	
2. 集団回収量の減少傾向に対する、集団回収活動の活性化。	
3. 販売店の引き取りやスーパー等の、店頭回収の促進。 取組内容：	
4. 資源物を指定業者以外の者が持ち去る不法行為への対策。	
5. 資源物の分別収集や資源化処理に係る費用負担の削減。	
6. その他 具体的に：	

5. 一般廃棄物の不法投棄対策について

問37 過去5年間の不法投棄件数の推移

(件/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
不法投棄件数					

問38 主な不法投棄品目（多い順に1,2,3を付番してください。）

不法投棄品目	多い順	特記事項および「その他」の内容
a. 燃やすごみ		
b. かん・びん		
c. 粗大ごみ		
d. 家電リサイクル品		
e. パソコン類		
f. 自転車		
g. その他		

問39 不法投棄の監視・パトロールについて（○は1つ）

- 実施している。
- 実施していない。

→ 実施主体：

実施頻度：

回答

問40 不法投棄の対策費用について

令和2年度の対策費用 約 千円/年

実施内容：

問41 県や警察等との継続的に連携する取組があればお聞かせください。

自由記述

なし

問42 指定ごみ袋や有料ごみ袋の導入と不法投棄の関連について（○は1つ）

問42-1 本自治体の指定ごみ袋・有料ごみ袋の導入に伴い不法投棄が増えたと思いますか。

- そう思う。
- そう思わない。
- わからない。

回答

問42-2 他自治体の指定ごみ袋・有料ごみ袋の導入に伴い不法投棄の流入が増えたと思いますか。

- そう思う。
- そう思わない。
- わからない。

回答

※指定ごみ袋：ごみ袋の価格のみのごみ袋、有料ごみ袋：ごみ処理費用を上乗せしたごみ袋

問43 不法投棄の多い場所と、その対策

問43-1 不法投棄の多い場所（○は1つ）

	回答
1. 繁華街	
2. 人目の付かない郊外	
3. 山林・農地	
4. 河川・水路	
5. 空き地・空き家	
6. その他	具体的に：

問43-2 その対策（○は複数）

	回答
1. 不法投棄禁止看板の設置	
2. 監視カメラの設置	
3. 監視指導員等による監視パトロール	
4. 警察官による巡回・監視	
5. ホームページやチラシでの広報	
6. 条例による対策強化（過料、報奨金、撤去費用徴収等）	
7. その他	具体的に：

問44 不法投棄に対して効果のあった取組等があればお聞かせください。

自由記述

■ご意見、ご希望等がございましたらお聞かせください。

アンケートはこれで終了です。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

